

資料 2 4 - 1

郵便約款の認可について(郵政民営化法改正に伴う郵便約款の制定)

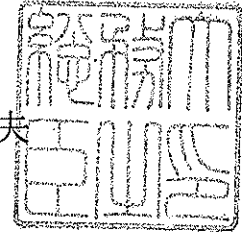
(諮問第1073号)



諮問第1073号
平成24年7月23日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



諮 問 書

郵便局株式会社代表取締役会長 古川 洽次から、別添のとおり、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）附則第10条第5項の規定に基づき、同法附則第9条の規定による改正後の郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定による郵便約款の認可申請があった。

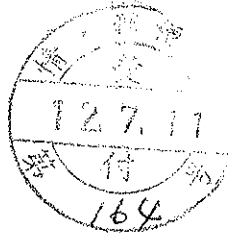
これについて審査した結果は、別記のとおりであり、同条第2項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

（上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。）

郵便約款に関する審査結果

審査基準	審査結果	理由
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p> <p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p> <p>ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項</p> <p>ニ その他会社の責任に関する事項</p>	適	<p>郵便物として差し出すことができない物、郵便物の包装の仕方及び宛名等の記載方法、貴重品等の差出し方法、郵便約款で定めることとしている事項が適正かつ明確に記載されているものと認められる。</p> <p>郵便物の差出方法、宛所配達など郵便物の引受け及び配達に関する事項のほか、転送及び還付並びに送達日数に関する事項が適正かつ明確に定められているものと認められる。</p> <p>郵便切手、郵便書簡及び郵便葉書の料額印面による納付方法その他会社が定める料金の納付方法が適正かつ明確に定められているものと認められる。</p> <p>損害賠償、料金還付など会社の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>【法第 68 条第 2 項第 2 号】</p> <p>2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。</p>	適	<p>同一の条件にある者に対して差別的な利用条件は設けられておらず、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではないと認められる。</p>

別添



24-局経企第86号
平成24年7月11日

総務大臣
川端 達夫 様

郵便局株式会社
代表取締役会長

古川 治次

郵便約款の認可申請書

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）附則第10条第5項の規定に基づき、郵便約款の認可を受けたいので、同法附則第9条の規定による改正後の郵便法（昭和22年法律第165号）第68条の規定の例により申請します。

1 郵便約款

- (1) 内国郵便約款
別添1のとおり。
- (2) 電子郵便約款
別添2のとおり。
- (3) 内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款
別添3のとおり。
- (4) 国際郵便約款
別添4のとおり。
- (5) 国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款
別添5のとおり。

2 実施予定期日

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日

内国郵便約款

日本郵便株式会社

内国郵便約款

実施 平成 年 月 日

(↑郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行日を記入)

【目次】

- 第1章 総則 (第1条—第5条)
- 第2章 郵便物
 - 第1節 通則 (第6条—第15条)
 - 第2節 第一種郵便物 (第16条—第19条)
 - 第3節 第二種郵便物 (第20条—第28条)
 - 第4節 第三種郵便物 (第29条—第32条)
 - 第5節 第四種郵便物 (第33条—第40条)
- 第3章 郵便に関する料金の支払及び返還
 - 第1節 郵便に関する料金 (第41条)
 - 第2節 料金の支払方法
 - 第1款 通則 (第42条—第46条)
 - 第2款 料金別納 (第47条・第48条)
 - 第3款 料金後納 (第49条—第53条)
 - 第4款 料金計器別納 (第54条—第60条)
 - 第5款 料金受取人払 (第61条—第63条)
 - 第6款 クレジットカード払等 (第64条)
 - 第3節 延滞利息 (第65条)
 - 第4節 料金の返還 (第66条)
- 第4章 郵便物の取扱い
 - 第1節 郵便物の差出し (第67条—第69条)
 - 第2節 郵便物の配達 (第70条—第82条)
 - 第3節 あて名変更及び取戻し (第83条・第84条)
 - 第4節 郵便物の送達日数 (第85条)
 - 第5節 郵便物の転送 (第86条)
 - 第6節 郵便物の返還 (第87条—第93条)
 - 第7節 郵便物の取扱中の処置 (第94条・第95条)
- 第5章 特殊取扱
 - 第1節 速達 (第96条—第101条)
 - 第2節 翌朝郵便 (第102条—第104条)
 - 第3節 新特急郵便 (第105条—第108条)
 - 第4節 書留 (第109条—第114条)
 - 第5節 引受時刻証明 (第115条・第116条)
 - 第6節 配達証明 (第117条—第119条)
 - 第7節 内容証明 (第120条—第130条)
 - 第8節 特別送達 (第131条—第133条)
 - 第9節 特定記録郵便 (第134条—第136条)
 - 第10節 交付記録郵便 (第137条・第138条)
 - 第11節 本人限定受取郵便 (第139条—第141条)
 - 第12節 代金引換 (第142条—第145条)
 - 第13節 年賀特別郵便 (第146条—第149条)
 - 第14節 配達日指定郵便 (第150条—第152条)
 - 第15節 巡回郵便 (第153条・第154条)
 - 第16節 特定期間引受配達地域指定郵便 (第155条・第156条)
- 第6章 損害賠償 (第157条—第164条)

第7章 雑則

第1節 第三種郵便物の承認請求等（第165条—第175条）

第2節 通信教育用郵便物の発受等の届出（第176条）

第3節 特定録音物等郵便物の発受施設の指定請求等（第177条—第179条）

第4節 学術刊行物の指定請求等（第180条—第185条）

第5節 郵便差出箱の私設の承認請求等（第186条—第193条）

第6節 業務用郵便物（第194条）

第7節 閲覧（第195条）

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。）第68条の規定に基づき定めるこの内国郵便約款（以下「約款」といいます。）及び法第67条の規定に基づき定める料金表により、国内のみにおいて引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、郵便の役務の提供条件について法令に別段の定めがあるものについては、その定めるところによります。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語は、法及び法に基づく総務省令において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。

区 別	意 味
1 あて名	郵便物の受取人の氏名及び住所又は居所
2 郵便番号	当社が、市町村又は特別区の町又は字の区域ごとに付した地域の番号その他郵便物の取扱い上必要と認めて定めた番号
3 事業所	当社の営業所その他の事業所（郵便の業務を行うものに限ります。）
4 郵便区	事業所について定められる郵便物の配達区域
5 郵便区番号	当社が、郵便区を表すものとして定めた番号
6 くじ引番号付郵便葉書	お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）第1条第1項の規定により発行された郵便葉書
7 現金等	現金及び当社が定める有価証券
8 切手類	郵便切手、料額印面の付いた郵便葉書、郵便書簡又は特定封筒（料金表に規定する特定封筒をいいます。以下同じとします。）
9 通常切手類	切手類のうち、各種行事その他を記念する等特殊の目的をもって随時発行する郵便切手及びくじ引番号付郵便葉書以外のもの
10 郵便業務従事者	郵便の業務に従事する者
11 集配事業所	郵便物の集配事務を取り扱う事業所

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 郵便の利用の契約は、差出人が、この約款の定めるところにより郵便物を差し出した時に成立します。

2 前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時における規定によるものとします。

(利用の制限及び業務の停止)

第5条 当社は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがあります。

第2章 郵便物

第1節 通則

(郵便物として差し出すことができない物等)

第6条 次に掲げる物は、これを郵便物として差し出すことができません。

- (1) 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣が指定するもの
 - (2) 毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
 - (3) 生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
 - (4) 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物
 - (5) 人に危害を与えるおそれのある動物（学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。）
- 2 その外部に郵便以外の送達役務であって当社が提供するものを表す文字が記載されている物は、その外部に郵便を表す文字が記載されている場合であっても、これを郵便物として取り扱いません。

(郵便物の種類)

第7条 郵便物の種類は、第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物とします。

(大きさ及び重量の制限)

第8条 郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

郵便物の種類	大きさ		重量
	最小限	最大限	
1 第一種郵便物	(1) 円筒形又はこれに類する形状のもの 長さ 14センチメートル 直径若しくは短径又はこれらに類する部分 3センチメートル (2) (1)に規定する形状のもの以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (3) 厚紙又は耐力のある紙若しくは布で作成した長さ12センチメートル、幅6センチメートル以上の大きさのあて名札を付けたものは、(1)又は(2)の限りではありません。	長さ 60センチメートル 長さ、幅及び厚さの合計 90センチメートル	4キログラム以下（巡回郵便とする場合は、10キログラム以下とします。）
2 第二種郵便物	(1) 通常葉書 長辺 14センチメートル 短辺 9センチメートル (2) 往復葉書 長辺 18センチメートル 短辺 14センチメートル	(1) 通常葉書 長辺 15.4センチメートル 短辺 10.7センチメートル (2) 往復葉書 長辺 21.4センチメートル 短辺 15.4センチメートル	(1) 通常葉書 2グラム以上6グラム以下 (2) 往復葉書 4グラム以上12グラム以下（往信部及び返信部のそれぞれは、2グラム以上6グラム以下と

		メートル	します。)
3 第三種郵便物	第一種郵便物に同じ。	第一種郵便物に同じ。	1キログラム以下
4 第四種郵便物			1キログラム以下（通信教育を行う学校又は法人からその受講者にあてる通信教育用郵便物であって教科用の図書、録音物その他これらに類するものを内容とするもの、点字郵便物及び特定録音物等郵便物は、3キログラム以下とします。)

(郵便物の包装)

- 第9条 郵便物は、その内容品の性質、形状、重量、送達距離等に応じ、送達中にき損せず、かつ、他の郵便物に損傷を与えないようこれを丈夫な紙（帯紙は、幅8センチメートル以上のものに限ります。）若しくは布の類で包み、又は箱、缶、封筒若しくは袋に納める等適当に包装していただきます。ただし、郵便物で包装しなくても送達中にき損せず、かつ、他の郵便物に損傷を与えないものは、その包装を省略することができます。
- 2 ビニール樹脂、ポリエチレン樹脂等の合成樹脂を主たる材料とする封筒及び袋は、郵便切手等のはり付け、通信日付印等の押印、筆書その他郵便物として差し出された場合における取扱いに支障がないもの限り、郵便物の包装に使用することができます。
 - 3 窓のある封筒及び袋は、その窓を薄い透明物又はこれに類するもので密着させて閉じたもの限り、これを郵便物の包装に使用することができます。
 - 4 次に掲げる物を郵便物として差し出すには、前各項及び次条（開封の郵便物）の規定によるほか、それぞれ次に定めるところにより包装していただきます。

区 別	包 装 方 法
1 刃物その他これに類する物	適当なさやに納め、又はその危険部分を包み、これを箱に納める等の方法によること。
2 液体、液化しやすい物、臭気を発する物及び腐敗しやすい物	びん、缶その他の適当な容器に入れ、これを内容品が漏出しないよう密封した上、外部の圧力に耐える堅固な箱（容器が外部の圧力に耐える場合には、封筒その他の物を含みます。以下この欄において同じとします。）に納め、箱には、万一容器が破損しても完全に内容品の漏出を防ぐ装置をすること。
3 毒薬、劇薬、毒物、劇物、生きた病原体及び生きた病原体を含有し、又は生きた病原体が付着していると認められる物	(1) 2に規定する包装をし、郵便物の表面の見やすい所に品名及び「危険物」の文字を朱記すること。 (2) 郵便物の外部に差出人の資格及び氏名を記載すること。 (3) 毒薬、劇薬、毒物及び劇物は、これを2種以上ともに包装しないこと。
4 セルロイド及びその製品並びに引火しやすい物	1個又は1品ごとに紙包とし、又はびん若しくは缶に入れ、これを堅固な木製又は金属製の箱に納め、各個の動揺及び摩擦を防ぐ装置をし、かつ、郵便物の表面の見やすい所に「セルロイド」又は「危険品」の文字を朱記すること。
5 生きた動物	堅固なびん、つぼその他適当な容器に納め、容器には完全にその脱出及び排せつ物の漏出を防ぐ装置をすること。

(開封の郵便物)

第10条 この約款に規定する開封の郵便物とは、次のいずれかに該当する郵便物をいいます。

- (1) 前条（郵便物の包装）第1項ただし書の規定により包装を省略したもの
- (2) 内装及び外装の納入口又はこれに相当する部分の全部又は大部分を開いてあるもの（ときやすいひもをかけたもの又は開閉が容易で何らの危険を伴わない止め金を使用したものを含みます。）で郵便物の種類の認定が容易にできるもの
- (3) 内装又は外装が商品として販売される場合の容器包装（購入者等において開いた形跡があるものを除きます。）のままで、内容品がその商品であると認定することができるもの
- (4) 内装又は外装が内容品の大部分を透視することができるもので郵便物の種類の認定が容易にできるもの
- (5) 第124条（点字内容証明の取扱い）第1項(5)の規定により送達するもの

（あて名の記載方法）

第11条 あて名は、これを郵便物の表面に詳細かつ明確に記載し、又は別に記載して容易にはがれないよう全面を密着させて添付していただきます。ただし、封筒の表面に無色透明の部分（燈火を反射せず、かつ、長辺8センチメートル以上、短辺4.5センチメートル以上の長方形のものに限ります。）を設け、その部分からあて名が明瞭に透視できるものにあつては、これを内部に記載することができます。

- 2 前項ただし書の規定による場合においては、あて名は、透明な部分の長辺に並行して現れるように記載していただきます。
- 3 あて名の全部又は大部分をかなの活字で記載する郵便物については、都、道、府、県、郡、市、区、町、丁目、村、字、番地、番若しくは号の文字を漢字により記載し、又は都道府県名、郡名、市区町村名、字名、丁目、番地若しくは街区符号及び住居番号ごとに分ち書きをしていただきます。

（郵便番号の記載方法）

第12条 郵便物に受取人の住所又は居所の郵便番号を記載する方法は、当社が別に定めるところによります。

（郵便物のあて名記載部分に記載できる事項）

第13条 あて名を記載する部分（最小限は、長辺8センチメートル、短辺4.5センチメートルを標準とします。以下「あて名記載部分」といいます。）及び第11条（あて名の記載方法）第1項ただし書の規定により設けた無色透明の部分から透視できる内部（あて名記載部分に限ります。）には、あて名及び受取人の住所又は居所の郵便番号のほか、次に掲げる事項に限り記載することができます。ただし、この約款で定める場合は、この限りではありません。

- (1) 差出人若しくは受取人の職業、称号、商標、印鑑、電話番号、口座番号、取引銀行の名称、発送番号その他これらに類する事項又は差出人若しくは受取人の氏名及び住所若しくは居所に密接に関連する事項
- (2) 「至急」、「机下」、「親展」その他これらに類する文字又は日時

（現金及び貴重品の差出方法）

第14条 現金又は次に掲げる貴金属、宝石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、一般書留とする郵便物としていただきます。

- (1) 金、銀、白金及びこれらを主たる材料とする合金並びにこれらを用いた製品
- (2) ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ペール、トールマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、水晶、めのう、ねこ眼石、とら眼石、くじゃく石、とるこ石、月長石、青金石、クンツアイト、ブラッドストーン及びへマタイト並びにこれらを用いた製品
- (3) 真珠及びこれらを用いた製品

（異種の郵便物をともに包装したものの取扱い）

第15条 種類の異なる郵便物をともに包装したものは、これをその種類中の最高料金を支払うべき郵便物として取り扱います。ただし、第一種郵便物又は第二種郵便物を他の種類の郵便物とともに包装したものは、第一種郵便物（郵便書簡を除きます。）として取り扱います。

第2節 第一種郵便物

(第一種郵便物)

第16条 次の郵便物は、第一種郵便物とします。

- (1) 筆書した書状（特定の人に宛てた通信文を筆書（印章又はタイプライターによる場合を含みます。）したもので、郵便葉書でないものをいいます。以下同じとします。）を内容とするもの
- (2) 郵便書簡
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物に該当しないもの

(郵便書簡の規格及び様式)

第17条 当社が発行する郵便書簡の規格及び様式は、次のとおりです。

- (1) 縦20.1センチメートル、横27.7センチメートルの紙であって、第19条（郵便書簡の差出方法）第1項の規定により折り畳んだときの大きさが、長さ16.5センチメートル、幅9.2センチメートルとなるものとする。
 - (2) 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとする。
 - (3) 色彩は、白色又は淡色とする。
 - (4) 表面部の左上部には、料額印面を付ける。
 - (5) 表面部の上部の中央には、郵便書簡の文字を表示する。
 - (6) 表面部の上部には、受取人の住所又は居所の郵便番号記入枠を印刷する。
- 2 郵便書簡の表面部及び裏面部には、簡単な字句、模様又は差出人の住所若しくは居所の郵便番号記入枠を、その他の部分には、絵画、写真、書、図、簡単な字句等を印刷することがあります。

(料額印面を汚染した郵便書簡の差出方法)

第18条 料額印面を汚染した郵便書簡（料額印面に記念のため通信日付印の押印を受けたものを含みます。）は、その料金相当の郵便切手をはり付けて差し出すことができます。

- 2 前項の郵便書簡に郵便切手をはり付けず、又ははり付けてもその額が不足するときは、これを料金未払又は料金不足の郵便書簡として取り扱います。

(郵便書簡の差出方法)

第19条 郵便書簡は、表面部及び裏面部が外部に現れるように折り目の部分から折り畳み、上下及び裏面部ののり付けの部分のをり付けして、差し出していただきます。

- 2 郵便書簡は、原形を変えてこれを差し出すことはできません。
- 3 郵便書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。
 - (1) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、写真、紙片等で薄い物を封入する場合
 - (2) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易にはがれないよう全面を密着させて添付する場合（料金支払のための郵便切手以外の郵便切手（記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。）又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限り。）
- 4 前3項の規定に反して差し出された郵便書簡は、郵便書簡以外の第一種郵便物として取り扱います。

第3節 第二種郵便物

(第二種郵便物)

第20条 郵便葉書は、第二種郵便物とし、通常葉書及び往復葉書とします。

(当社が発行する郵便葉書の規格及び様式)

第21条 当社が発行する郵便葉書の規格及び様式は、次のとおりです。

- (1) 通常葉書並びに往復葉書の往信部及び返信部は、それぞれ長辺14.8センチメートル、短辺10センチメートルの紙とし、往復葉書にあつては、往信部の長辺と返信部の長辺が連続するものとする。
 - (2) 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとする。
 - (3) 表面の色彩は、白色又は淡色とする。
 - (4) 表面の左上部(横に長く使用するものにあつては、右上部)には、料額印面を付ける。
 - (5) 表面の上部の中央には、通常葉書にあつては「郵便はがき」の文字を、往復葉書の往信部及び返信部にあつては「郵便往復はがき」の文字を表示する。
 - (6) 表面の上部(横に長く使用するものにあつては、右側部)には受取人の、下部には差出人の住所又は居所の郵便番号記入枠を印刷する。
- 2 前項の郵便葉書には、絵画、写真、書、図、簡単な字句等を印刷することがあります。

(私製葉書の規格及び様式)

第22条 当社以外の者が作成する通常葉書及び往復葉書(以下「私製葉書」といいます。)は、次に定める規格及び様式のものとしていただきます。

- (1) 通常葉書は、長辺14センチメートル以上15.4センチメートル以下、短辺9センチメートル以上10.7センチメートル以下の長方形の紙とし、往復葉書は、長辺18センチメートル以上21.4センチメートル以下、短辺14センチメートル以上15.4センチメートル以下の長方形の紙を短辺の部分をつらえて折り目が右側(横に長く使用するものにあつては、下側)になるように折り合わせ、その上片を往信部に、その下片を返信部とし、往信部の裏面と返信部の表面とがそれぞれ内側になるようにしたものであること。
 - (2) 紙質及び厚さは、当社が発行するものと同等以上であること。
 - (3) 重量は、通常葉書にあつては2グラム以上6グラム以下、往復葉書にあつては4グラム以上12グラム以下(往信部及び返信部のそれぞれが2グラム以上6グラム以下)であること。
 - (4) 表面の色彩は、白色又は淡色であること。
 - (5) 往復葉書の返信部の表面の左上部(横に長く使用するものにあつては、右上部)には、その返信部の料金支払に充てるため、往復葉書の料金の半額相当額の郵便切手をはり付け、又は第61条(料金受取人払)第1項に規定する料金受取人払の表示をしたものであること。
 - (6) 表面の上部又は左側部(横に長く使用するものにあつては、右側部)の中央に、通常葉書にあつては「郵便はがき」又はこれに相当する文字を、往復葉書の往信部及び返信部にあつては「郵便往復はがき」又はこれに相当する文字を明瞭に表示したものであること。
- 2 私製葉書には、あて名の記載及び郵便切手の消印に支障がない程度の透かし又は浮出の文字若しくは図若しくは紋章を施すことができます。

(郵便葉書の表面に記載できる事項)

第23条 郵便葉書の表面には、第13条(郵便物のあて名記載部分に記載できる事項)の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載することができます。

- (1) 第13条(郵便物のあて名記載部分に記載できる事項)(1)及び(2)に掲げる事項
 - (2) 「懸賞応募」、「選挙事務」、「住民登録」その他通信の目的又は内容を示す文字
 - (3) 送達上事業所に必要な注意を示す事項
 - (4) 通信文その他の事項(郵便葉書の下部2分の1(横に長く使用するものにあつては、左側部2分の1)以内の部分に記載していただきます。ただし、あて名及び受取人の住所又は居所の郵便番号と明確に判別できるように記載する場合にあつては、この限りではありません。)
- 2 私製葉書の表面には、前項に規定する事項のほか、次の事項を記載することができます。
- (1) 郵便葉書の表面の記載方法に関する注意

(2) 郵便切手をはり付ける位置及び郵便料金に関する注意

(郵便葉書に浮出添付等のできる範囲)

第24条 郵便葉書は、原形を変えてこれを差し出すことができません。ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。

- (1) 郵便葉書の料額印面又ははり付けた郵便切手以外の部分に針孔又は浮出による小さい記号を施したもの
- (2) 郵便葉書の料額印面又ははり付けた郵便切手以外の部分に点字を施したもの

2 郵便葉書(往復葉書の往信の際にあっては、返信部を含みます。)は、他の物を添付して差し出すことはできません。ただし、薄い紙又はこれに類する物を第22条(私製葉書の規格及び様式)第1項(3)の条件を満たし、かつ、容易にはがれないよう全面を密着させたもの(往復葉書の往信の際の返信部にあっては、同部から分離して使用する物を添付したものを除きます。)で、次に掲げるもの以外のものは、この限りではありません。

- (1) 郵便葉書とこれに添付した物との間にあり、かつ、これらから分離して使用する物を添付したもの
- (2) 料金支払のための郵便切手以外の郵便切手(記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。)又はこれに類する物を表面に添付したもの

(規定に反して差し出された郵便葉書)

第25条 第23条(郵便葉書の表面に記載できる事項)又は前条(郵便葉書に浮出添付等のできる範囲)の規定に反して差し出された郵便葉書は、郵便書簡以外の第一種郵便物として取り扱います。

(郵便葉書の再差出し)

第26条 受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還した郵便葉書は、これを再び郵便葉書として差し出すことができません。ただし、差出人に返還した郵便葉書で、その表面の見やすい所に「再差出し」と朱記し、又は再差出しであることを明らかにし、新たにその料金相当の郵便切手をはり付けたものについては、この限りではありません。

(料額印面汚染葉書の差出方法)

第27条 料額印面を汚染した郵便葉書(料額印面に記念のため通信日付印の押印を受けたもの及び次条(規定に反して差し出された往復葉書による往信の際の取扱い)の規定により消印された往復葉書の返信部を含みます。)は、新たにその料金相当の郵便切手をはり付けてこれを差し出すことができます。

2 前項の郵便葉書に郵便切手をはり付けず、又ははり付けてもその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の郵便葉書として取り扱います。

(規定に反して差し出された往復葉書による往信の際の取扱い)

第28条 郵便葉書が第一種郵便物として取り扱われる場合において、往復葉書による往信の際であるときは、その返信部の料額印面又は郵便切手をその郵便物の料金支払のために用いたものとして取り扱います。

第4節 第三種郵便物

(第三種郵便物)

第29条 当社による第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、この約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とします。

2 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物とは、第三種郵便物の承認のある定期刊行物(以下単に「定期刊行物」といいます。)に次による記載があるものをいいます。

(1) 定期刊行物には、その表紙(冊子としないものについては、初ページとします。)の上部に題号、発行の定日、逐号番号、発行年月日及び「何年何月何日第三種郵便物承認」の文字を、次ページ以下の上部に題号又は略称、発行年月日及び「第三種郵便物承認」の文字を記載すること。ただし、官報及び冊子としたものについては、次ページ以下に記載する文字を裏表紙(官報については、終ページとします。)のみに記載すれば足りること。

(2) 定期刊行物の号外(緊急に時事を報道し、又は論議するため臨時に発行するものに限り)には、その初ページ(冊子としたものについては、表紙とします。)の上部に本紙の題号、発行年月日、「何年何月何日第三種郵便物承認」及び「号外」の文字を、次ページ以下には本紙の題号又は略称、発行年月日、「第三種郵便物承認」及び「号外」の文字を記載すること。ただし、官報の号外及び冊子とした号外については、次ページ以下に記載する文字を終ページ(冊子とした号外については、裏表紙とします。)のみに記載すれば足りること。

(3) 定期刊行物の増刊については、(2)の規定に準じること。

(第三種郵便物の差出方法の特例)

第30条 定期刊行物を内容とする郵便物を第三種郵便物として同時に当社が別に定める通数以上差し出そうとする者は、その郵便物を次に定めるところにより差し出していただきます。

(1) 郵便物の配達事務を取り扱う事業所又は当社が別に定める事業所(同時に差し出そうとする郵便物が当社が別に定める通数以上の場合、発行の都度定期刊行物を提出する事業所(以下「定期刊行物提出局」といいます。)に限り)に差し出すこと。

(2) 料金別納、料金後納又は料金計器別納とすること。

(3) (1)の事業所が指定するところにより、郵便区番号ごとに分けて差し出すこと。

2 前項の規定により第三種郵便物として差し出そうとする定期刊行物とその号外又は増刊であるときは、見本としてその定期刊行物1部を添えて差し出していただきます。ただし、その定期刊行物を内容とする第三種郵便物を差し出そうとする事業所が定期刊行物提出局であるときは、この限りではありません。

3 定期刊行物を内容とする郵便物を第三種郵便物として同時に第1項(1)に規定する通数以上差し出そうとする場合において、当社が別に定める方法により差し出すときは、その郵便物を、同項(1)の事業所であって定期刊行物提出局以外のものに差し出すことができます。ただし、当社がその業務に支障が生ずると認める場合は、この限りではありません。

4 第1項(1)の事業所は、必要があると認めるときは、第三種郵便物の差出場所を指定することがあります。

5 第1項(1)の事業所は、必要があると認めるときは、引受けの際、第166条(第三種郵便物の承認条件)に規定する第三種郵便物の承認条件を満たすことを証明する資料を提出していただくことがあります。

6 当社は、必要があると認めるときは、定期刊行物提出局を変更していただくことがあります。

7 定期刊行物を内容とする郵便物を第三種郵便物(当社が別に定めるものに限り)として差し出そうとするときは、見本としてその定期刊行物(その包装を含みます。)1部を添えて差し出していただきます。この場合においては、第2項に規定する見本の添付を要しません。

(第三種郵便物に記載等することができる事項)

第31条 第三種郵便物の外部には、差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所以外の事項を記載し、又は他の物を添付することができません。ただし、次に掲げる事項を記載し、又は別に記載して添付する場合は、この限りではありません。

(1) 第13条(郵便物のあて名記載部分に記載できる事項)(1)及び(2)に掲げる事項

(2) 「何年何月何日第三種郵便物承認」の文字、郵便物の種類又は内容品の種類、名称、番号若しくは数量

(3) その定期刊行物の送付目的を示す簡単な通信文

- (4) その定期刊行物の代金に関する簡単な通信文
 - (5) 開封上の注意を示す事項
 - (6) 送達上事業所に必要な注意を示す事項
 - (7) 印刷され、又は郵便料金計器によって表示された広告
 - (8) 封筒又は帯紙の印刷所、製造所若しくは売りさばき店の名称及び所在地又は装飾のための簡単な模様
- 2 第三種郵便物の内部には、前項(1)から(4)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載し、又は別に記載して添付することができます。
- (1) 差出人又は受取人の氏名及び住所又は居所
 - (2) 内容品の価格又は重量
 - (3) 正誤、注意又は批評の類（点又は線によるものを含みます。）

(定期刊行物に添付等することができる物)

- 第32条 定期刊行物には、本紙の重量を超えず（官報の場合は、この限りでありません。）、かつ、本紙と同性質の記事、写真、書、画又は図をその大部分に掲載し又は録音若しくは録画したもので、本紙の題号、逐号番号、発行年月日及び「付録」の文字を記載したもの（冊子としたものにあつては、紙面の大きさが本紙の紙面の大きさを超えないもの2部以内に限ります。）を付録として添付することができます。
- 2 定期刊行物には、発行人において、その記事に関する物で、前項の付録と合わせて本紙の重量を超えないものをつづり込み、又ははり付けることができます。
- 3 定期刊行物には、発行の際、通常葉書、封筒又は払込書用紙若しくはこれに類する物（以下この項において「通常葉書等」といいます。）をつづり込み、又ははり付けることができます。この場合において、通常葉書等は、第166条（第三種郵便物の承認条件）第2項(2)に規定する広告の紙面と合わせて、定期刊行物全体の紙面の100分の50を超えることはできません。
- 4 定期刊行物には、差出しの際、注文用又は返信用に充てるため、払込書用紙又はこれに類する物1枚及びあて名を記載した郵便葉書又は封筒1枚を添付することができます。
- 5 前2項の封筒及び私製葉書には、料金相当の郵便切手をはり付けることができ、また、通常葉書には、返信に要する事項を記載することができます。
- 6 前各項の規定に反して差し出された郵便物は、これを種類の異なる郵便物をともに包装したものとみなします。

第5節 第四種郵便物

(第四種郵便物)

第33条 次の郵便物で開封とするもの（蚕種を内容とするもので差出事業所の承認のもとに密閉したものを含まず。）は、第四種郵便物とします。

- (1) 法令に基づき監督庁の認可又は認定を受け通信による教育を行う学校又は法人とその受講者との間にその通信教育を行うために発受する郵便物（筆書した書状を内容とするものを除きます。）でこの約款の定めるところにより差し出されるもの（以下「通信教育用郵便物」といいます。）
- (2) 点字のみを掲げたものを内容とするもの（以下「点字郵便物」といいます。）
- (3) 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、この約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（当社が指定するものに限り。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの（以下「特定録音物等郵便物」といいます。）
- (4) 植物種子、苗、苗木、茎若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するものを内容とするもの（以下「植物種子等郵便物」といいます。）
- (5) 学術に関する団体がその目的を達成するため継続して年1回以上発行する学術に関する刊行物（当社が指定するものに限り。以下「学術刊行物」といいます。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人からこの約款の定めるところにより差し出されるもの（以下「学術刊行物郵便物」といいます。）

(通信教育用郵便物の差出方法)

第34条 通信教育を行う学校又は法人からその受講者にあてる通信教育用郵便物は、第176条（通信教育用郵便物の発受等の届出）の規定により届け出た事業所にこれを差し出していただきます。ただし、通信教育を行う学校又は法人は、その事業所（その事業所が当社が別に定める事業所である場合は、その事業所の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所）の承認を受けて、他の事業所にも差し出すことができます。

(通信教育用郵便物の表示)

- 第35条 通信教育用郵便物の内容品には、通信教育を行う学校又は法人において当社が別に定める表示をしていただきます。
- 2 通信教育用郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をし、かつ、その外部に差出人の氏名及び住所又は居所を記載していただきます。
 - 3 前2項の規定による表示又は記載がない郵便物は、これを通信教育用郵便物でないものとして取り扱います。

(特定録音物等郵便物の差出方法)

第36条 当社の指定を受けた施設から差し出す特定録音物等郵便物は、その施設の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所の郵便物配達受持区域内にある事業所であって当社が別に定めるものに差し出していただきます。

(点字郵便物等の表示)

- 第37条 点字郵便物及び特定録音物等郵便物（次項に規定するものを除きます。）には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。
- 2 当社が指定した施設から差し出される特定録音物等郵便物には、当社が別に定める表示をし、かつ、その外部にその施設の名称及び所在地を記載していただきます。
 - 3 前2項の規定による表示又は記載がない郵便物は、これを点字郵便物及び特定録音物等郵便物でないものとして取り扱います。
 - 4 特定録音物等郵便物には、その郵便物を特殊取扱とするためにはり付けられた郵便切手を消印する場合を除き、通信日付印を押印しません。

(学術刊行物郵便物の差出方法)

第38条 学術刊行物郵便物は、第185条（学術刊行物郵便物の差出し等の届出）の規定により届け出た事業所に差し出していただきます。この場合において、同時に差し出す学術刊行物郵便物が当社が別に定める通数以上あるときは、料金別納、料金後納又は料金計器別納としていただきます。

(学術刊行物郵便物の表示)

第39条 学術刊行物郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をし、かつ、その外部に差出人たる発行人又は売りさばき人の資格及び氏名を記載していただきます。

2 前項の規定による表示又は記載がない郵便物は、これを学術刊行物郵便物でないものとして取り扱います。

(第四種郵便物に記載等することができる事項)

第40条 第四種郵便物の外部には、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添付することができません。ただし、次に掲げる事項を記載し、又は別に記載して添付する場合は、この限りではありません。

- (1) 第13条(郵便物のあて名記載部分に記載できる事項)(1)及び(2)に掲げる事項
 - (2) 郵便物の種類又は内容品の種類、名称、番号若しくは数量
 - (3) その内容品の送付目的を示す簡単な通信文
 - (4) その内容品の代金に関する簡単な通信文
 - (5) 開封上の注意を示す事項
 - (6) 送達上事業所に必要な注意を示す事項
 - (7) 印刷され、又は郵便料金計器によって表示された広告
 - (8) 封筒又は帯紙の印刷所、製造所若しくは売りさばき店の名称及び所在地又は装飾のための簡単な模様
- 2 第四種郵便物の内部には、前項(1)から(4)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載し、又は別に記載して添付することができます。
- (1) 差出人又は受取人の氏名及び住所又は居所
 - (2) 内容品の価格又は重量
 - (3) 正誤、注意又は批評の類(点又は線によるものを含みます。)
 - (4) 通信教育用郵便物で通信文を印刷したものにあっては、氏名、番号、金額、年月日その他通信文の一部をなす事項
 - (5) 植物種子等郵便物にあっては、内容品の栽植又は繁殖に関する説明(農作物の栽植の用に供せられる種苗にあっては、種苗の種類、品種、系統、生産地、種苗業者の氏名その他その種苗を保証するのに必要な事項を含みます。)
- 3 第四種郵便物には、その内容品に関する物で、その内容品の重量を超えないものをつづり込み、又ははり付けることができます。
- 4 第四種郵便物には、差出しの際、注文用又は返信用に充てるため、払込書用紙又はこれに類する物1枚及びあて名を記載した郵便葉書又は封筒1枚を添付することができます。
- 5 前項の私製葉書及び封筒には、料金相当の郵便切手をはり付けることができ、また、通常葉書には、返信に要する事項を記載することができます。
- 6 第2項から前項までの規定に反して差し出された郵便物は、これを種類の異なる郵便物をともに包装したものとみなします。

第3章 郵便に関する料金の支払及び返還

第1節 郵便に関する料金

(郵便に関する料金)

第41条 郵便に関する料金は、郵便物の料金、特殊取扱の料金及び手数料とし、その額は、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払方法

第1款 通則

(郵便切手による料金前払)

第42条 郵便に関する料金は、この約款で定める支払方法による場合を除き、郵便切手で前払をしていただきます。

- 2 郵便に関する料金のうち当社が別に定めるものは、現金等で支払うことができます。
- 3 郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合及び内容証明料(点字内容証明とする場合の書留料を含みます。)を支払う場合を除き、郵便切手を郵便物(荷札を含みます。)の表面の左上部(横に長いものにあつては、右上部)にはり付けていただきます。ただし、その表面の左上部又は右上部に郵便切手をはり付ける余白がないときは、その表面の適宜の箇所にはり付けることができます。
- 4 郵便物にはり付けた郵便切手の量目は、これを郵便物の重量に算入します。

(料額印面による料金の支払)

第43条 料額印面の付いた郵便葉書、郵便書簡及び特定封筒については、これを郵便物(特定封筒については、料金表に規定する特定封筒郵便物とします。)として差し出したときに、料額印面に表された金額を限度として料金の支払があったものとします。

(汚染等された切手類)

第44条 汚染し、若しくはき損された郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損された郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒は、これを郵便に関する料金の支払のために使用することができません。

(切手類の消印)

第45条 郵便に関する料金の支払のために使用した郵便切手並びに郵便葉書、郵便書簡及び特定封筒の料額印面は、当社において、これを消印します。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(切手類の交換)

第46条 汚染し、若しくはき損されていない郵便切手又は料額印面の汚染し、若しくはき損されていない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒は、これをその郵便切手又は郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒の料額印面に表された金額により切手類と交換することができます。

- 2 前項の規定により交換を請求する者(以下「請求者」といいます。)の提出する切手類が、第4項の表中1に掲げるもの(当社が別に定めるものに限り)であるときは、前項の規定にかかわらず、その切手類の販売額により切手類(当社が別に定めるものに限り)と交換することができます。
- 3 請求者は、請求に係る切手類に料金表で定める額の手数料(第5項に規定する場合にあつては、寄附金又は差額を添えるものとします。)を添えて、事業所に提出していただきます。
- 4 切手類の交換は、次により、これを行います。

請求者の提出する切手類	交換対象となる切手類
1 くじ引番号付郵便葉書で、その郵便葉書の販売期間内に提出のあったもの	その事業所において現に販売している通常切手類又はくじ引番号付郵便葉書のうち請求者が希望するもの
2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの

- 5 前項の場合(第2項の規定による場合を除きます。)において、請求者は、希望するものが寄附金付郵便葉書(お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第1項の規定により発行された郵便葉書をいいます。以下同じとします。)であるときは、その郵便葉書に表示されている額の寄附金を、また、当社が対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書で料額印面の付いたものであるときは、その郵便葉書の販売額(その郵便葉書が寄附金付郵便葉書であるときは、寄附金を除きます。)と請求者の提出する郵便切手又は郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封

筒の料額印面に表された金額との差額を手数料に加えて請求していただきます。

- 6 事業所は、必要があると認めるときは、請求者に対し、その提出する切手類について未使用であることの証明を求めることがあります。

第2款 料金別納

(料金別納)

第47条 料金額が同一で、同時に当社が別に定める通数以上差し出す郵便物（当社が別に定めるものを除きます。）は、料金別納とすることができます。

2 当社が別に定める郵便物については、前項の規定にかかわらず、料金額が同一でない場合又は前項に規定する通数に満たない場合であっても、料金別納とすることができます。

(別納料金の支払方法等)

第48条 料金別納とする郵便物（以下「別納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金は、差出しの際、料金額に相当する郵便切手又は現金等で支払っていただきます。

2 別納郵便物は、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。

3 別納郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

4 別納郵便物には、通信日付印を押印しません。

第3款 料金後納

(料金後納)

- 第49条 郵便物を毎月当社が別に定める通数以上差し出す者は、集配事業所又は当社が別に定める事業所の承認を受けてその差し出す郵便物（当社が別に定めるものを除きます。）を料金後納とすることができます。
- 2 前項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。
 - 3 当社は、料金後納の取扱いを停止し、又は料金後納の承認を取り消すことがあります。

(後納料金の支払方法)

- 第50条 料金後納とする郵便物（以下「後納郵便物」といいます。）の料金及び特殊取扱の料金（以下「後納料金」といいます。）は、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払っていただきます。ただし、内容証明料は、郵便物差出しの際郵便切手で支払い、又は郵便切手による支払に代えて郵便料金計器又は郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を提出していただきます。
- 2 料金後納の承認を受けた者（以下「後納郵便物差出人」といいます。）は、後納郵便物の差出しを廃止したとき、又は料金後納の承認を取り消されたときは、当社の指示に従いその料金を支払っていただきます。

(口座振替払)

- 第51条 後納郵便物差出人は、料金後納の承認をした事業所（以下「後納承認局」といいます。）の承認を受けて、後納料金の支払を、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭によるその料金の支払をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託する方法（以下「口座振替払」といいます。）によりすることができます。
- 2 前項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。
 - 3 後納料金を口座振替払で支払う場合は、口座から払い出された日に当社に対する料金の支払がなされたものとします。

(料金後納の担保の提供)

- 第52条 後納郵便物差出人は、後納承認局の指示に従い、直ちに当社が別に定める額に相当する担保を提供していただきます。ただし、当社が別に定める場合は、担保を増減又は免除することがあります。
- 2 前項の担保として提供していただくものは、当社が別に定めます。
 - 3 当社から料金の支払の督促を受けた後納郵便物差出人が、当社が指定した支払期限までに支払わなかった場合は、その支払うべき料金及び延滞利息に相当する額を第1項の規定により提供していただいた担保により充当することがあります。この場合、提供していただいた担保により充当してもなお残額があるときは、その残額を返還します。

(後納郵便物の差出方法)

- 第53条 後納郵便物は、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。
- 2 後納郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。
 - 3 後納郵便物には、通信日付印を押印しません。

第4款 料金計器別納

(料金計器別納)

第54条 当社が指定した郵便料金計器（以下単に「料金計器」といいます。）を所持する者は、集配事業所又は当社が別に定める事業所（以下「計器別納取扱局」といいます。）の承認（以下「計器別納取扱承認」といいます。）を受けて、その差し出す郵便物（当社が別に定めるものを除きます。）を料金計器別納とすることができます。

- 2 前項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。
- 3 当社は、料金計器別納の取扱いを停止し、又は計器別納取扱承認を取り消すことがあります。

(料金計器の使用方法)

第55条 料金計器別納とする郵便物（以下「計器別納郵便物」といいます。）の差出人（以下「計器別納郵便物差出人」といいます。）は、料金計器を、当社が使用方法その他の事項について指示するところに従い、使用していただきます。

(計器別納料金の支払方法)

第56条 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに第58条（証紙による料金支払）第1項に規定する料金及び手数料（以下「計器別納料金」といいます。）は、印影の表示のため料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額（複数の料金計器について同一の計器別納取扱局で計器別納取扱承認を受けた者（当社が別に定める承認を受けた者に限ります。）にあっては、これらの承認に係るすべての料金計器に計示された支払郵便料金額の累計額の総計額）によるものとし、当社の指示に従い、これを次のいずれかの方法で支払っていただきます。

- (1) 当社が別に定める額を現金等又は郵便切手で支払う方法
 - (2) 第50条（後納料金の支払方法）又は第51条（口座振替払）に規定する料金後納の方法
- 2 前項(2)の方法による計器別納料金の支払については、第50条（後納料金の支払方法）から第52条（料金後納の担保の提供）までの規定に準じます。
- 3 料金を後納する計器別納郵便物差出人は、計器別納郵便物の差出しを廃止したとき又は計器別納取扱承認を取り消されたときは、当社の指示に従いその料金を支払っていただきます。

(計器別納郵便物の差出方法)

第57条 計器別納郵便物は、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。

- 2 計器別納郵便物には、計器別納郵便物差出人において、当社が別に定めるところにより、料金計器による印影（年賀特別郵便とするものの年月日は、翌年の1月1日とします。）を明瞭に表示していただきます。
- 3 計器別納郵便物の料金及び特殊取扱の料金は、前項の規定により郵便物に表示された金額の限度において支払われたものとし、その額が規定の料金額に不足するものについては、不足料金の支払のため、郵便切手をはり付けることができます。
- 4 計器別納郵便物には、前項の規定によりはり付けられた郵便切手を消印する場合を除き、通信日付印を押印しません。

(証紙による料金支払)

第58条 計器別納郵便物差出人が支払うべき料金又は手数料（当社が別に定めるものに限ります。）については、当社が別に定めるところにより、郵便切手又は現金等による支払に代えて料金計器による印影を表示した証紙（以下単に「証紙」といいます。）を提出することができます。

- 2 前項に規定する料金及び手数料は、提出した証紙に表示された金額の限度において支払われたものとし、

(事業所に設置する料金計器による料金計器別納)

第59条 料金計器又は郵便料金証紙自動発行機を設置する事業所に差し出す郵便物（当社が別に定める郵便物を除きます。）は、第54条（料金計器別納）の規定によるほか、次項に定めるところにより、料金計器別納とすることができます。

- 2 前項の規定による計器別納郵便物は、料金額（規定の料金額に不足するものについては、不足料金を含みま

す。)に相当する現金等と引換えに交付する料金計器又は郵便料金証紙自動発行機による印影を表示した証紙を、当社が別に定めるところにより、郵便物にはり付けて、その証紙に表された日に差し出していただきます。

3 前項の規定により差し出された計器別納郵便物には、通信日付印を押印しません。

(事業所に設置する料金計器の証紙による料金支払)

第60条 当社が別に定める料金又は手数料を支払う場合において、それを支払うべき事業所が、料金計器又は郵便料金証紙自動発行機を設置する事業所であるときは、郵便切手又は現金等による支払に代えて前条(事業所に設置する料金計器による料金計器別納)第2項に規定する証紙をその証紙に表された日に提出することができます。

第5款 料金受取人払

(料金受取人払)

第61条 郵便物で、これを受け取るべき者（以下この款において「受取人」といいます。）が、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便物配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所（以下「受取人払取扱局」といいます。）の承認を受け、受取人又は郵便物の差出人が当社が別に定める表示をしたもの（以下「受取人払郵便物」といいます。）は、その差出有効期間内にその承認を受けた者にあてて差し出す場合に限り、差出人において、その料金の支払を要しません。

- 2 前項の承認は、当社が別に定める条件を満たす場合に、受取人払取扱局がこれをします。
- 3 第1項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。
- 4 受取人は、あらかじめ受取人払取扱局の承認を受けて、その受取人払取扱局又は受取人の住所若しくは居所の郵便物配達を受け持つ事業所の郵便物配達受持区域内にある事業所であって支社が指定したものの窓口で受取人払郵便物の交付を受けることができます。

(受取人払郵便物に係る料金の支払方法)

第62条 受取人払郵便物の受取人は、郵便物の料金及び特殊取扱の料金に1通につき料金表で定める額の手数料を加算した額を、次のいずれかの方法で支払っていただきます。

- (1) 郵便物の交付の際に現金等、郵便切手又は証紙により支払う方法
- (2) 第50条（後納料金の支払方法）又は第51条（口座振替払）に規定する料金後納の方法

(受取人払郵便物に係る料金を後納する場合の担保の提供)

第63条 受取人払郵便物に係る料金を後納しようとする受取人は、受取人払取扱局の指示に従い、直ちに当社が別に定める額に相当する担保を提供していただきます。

- 2 前項に規定するほか、前条（受取人払郵便物に係る料金の支払方法）(2)の方法による受取人払郵便物の料金の支払については、第50条（後納料金の支払方法）から第52条（料金後納の担保の提供）までの規定に準じます。

第6款 クレジットカード払等

(クレジットカード払等)

第64条 郵便に関する料金(当社が別に定めるものに限ります。)を支払うべき者(以下この条において「支払義務者」といいます。)からの申出があり、かつ、その申出を当社が承認したときは、その料金の支払についてその支払義務者から委託を受けた者(当社が指定したものに限ります。)は、その支払義務者のために、その料金を支払い、又はその料金の支払に代えてその料金の額に相当する金額でその料金に係る金銭債権を買取することができます。この場合において、その委託を受けた者がその料金を支払い、又はその料金に係る金銭債権の買取代金を支払ったときは、その支払義務者がその料金を支払ったものとみなします。

第3節 延滞利息

(延滞利息)

第65条 郵便に関する料金を支払うべき者は、その支払うべき郵便に関する料金（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなお支払がない場合には、支払期限日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、次の場合には延滞利息の支払を要しません。

(1) 支払うべき郵便に関する料金が1,000円未満である場合

(2) 計算して得た延滞利息の額が100円未満である場合

2 延滞利息は、原則として、料金を支払うべき者が延滞利息の計算の対象となる料金を支払った直後に支払義務が発生する料金と合わせて支払っていただきます。

第4節 料金の返還

(料金の返還)

第66条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。

区 別	請求期間
1 過払の料金	その料金を支払った日から1年
2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年
3 当社が損害賠償をしなければならない場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金（書留料を除きます。）	当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月
4 書留としない郵便物をき損した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき（3に規定する場合を除きます。）におけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年
5 あて名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年
6 書留としない代金引換郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき（3に規定する場合を除きます。）におけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年
7 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年
8 郵便差出箱の私設を廃止した場合における廃止した月の翌月以後の料金	私設を廃止した日から6か月
9 第三種郵便物の承認をしない旨の通知をした場合における承認請求の際支払った料金の半額	当社から承認をしない旨の通知を受けた日から6か月

- 2 前項の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。
- 3 第1項の請求があった料金は、現金又は郵便切手若しくは郵便葉書でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとしします。
- 4 前項の場合において、第1項の表中1の料金が郵便切手により支払われたものである場合であって、当社が別に定める額以上であるときは、前項の規定にかかわらず、郵便切手又は郵便葉書でこれを返還します。

第4章 郵便物の取扱い

第1節 郵便物の差出し

(郵便物の差出場所)

第67条 郵便物の差出場所は、この約款に別段の定めがある場合を除き、次のとおりとします。

(1) 特殊取扱としないもの

郵便差出箱（ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出すことができます。）

(2) 特殊取扱とするもの

事業所（ただし、速達とするもの（速達以外の特殊取扱とするものを除きます。）、交付記録郵便とするもの及び年賀特別郵便とするもの（配達地域指定年賀特別郵便とするものを除きます。）は、郵便差出箱に差し入れることができます。）

2 事業所が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、その事業所が指定するところにより、郵便業務従事者に郵便物を差し出すことができます。

(引受けの際の申出及び開示)

第68条 当社は、第157条（損害賠償の範囲）第1項及び第2項に規定する郵便物を引き受ける場合その他当社が必要と認める場合には、差出人に内容品の種類及び性質を申し出ていただきます。

2 前項の場合において、郵便物が差出人の申出と異なり法若しくは法に基づく総務省令の規定又はこの約款の規定に反して差し出された疑いがあるときは、当社は、差出人にその郵便物を開いていただくことがあります。

3 差出人が第1項の申出又は前項の規定により開くことを拒んだときは、当社は、その郵便物の引受けをしないことがあります。

(郵便物の区分差出し)

第69条 当社は、必要があると認めるときは、差出人にその郵便物を料金ごと又は適当な区域若しくは受取人の住所若しくは居所の郵便区番号ごとに分けて差し出していただくことがあります。

第2節 郵便物の配達

(あて所配達)

第70条 郵便物は、法令又はこの約款に別段の定めのある場合を除き、そのあて所に配達します。

(受取人不在等の場合の取扱い)

第71条 受取人不在その他の事由によって配達することができない郵便物は、その郵便物の配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所の窓口において受取人に交付する方法その他当社が別に定める方法により交付し、又は配達します。

(建物等の管理者の事務所等への配達)

第72条 同一建物内又は同一構内に在る者にあてた郵便物は、その建物又は構内の管理者の事務所又は受付に配達することがあります。

(複数のあて名を記載した郵便物の取扱い)

第73条 2名以上をあて名とした郵便物は、そのうちの1名に配達し、又は交付します。

(人に危害を与える動物により配達が困難な場合の取扱い)

第74条 咬癖のある犬その他人に危害を与える動物をその建物の敷地内において飼育し、又はその活動を放置しているため、郵便業務従事者の身体に危害の及ぶおそれがある場合において、その危険を防止する相当の措置が講ぜられないときは、その建物内に居住する者にあてた郵便物は、配達しないことがあります。

2 前項の規定により配達をしない郵便物は、第78条（留置郵便物の取扱い）第1項の規定に準じて取り扱います。

(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い)

第75条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等（郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。）の用に供する建築物（その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができるその建築物の管理者の事務所又は受付（その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないもの受取りを拒むものを除きます。）があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるものを除きます。）内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。

(1) 法第43条（高層建築物に係る郵便受箱の設置）の郵便受箱が設置されている場合

ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きい場合又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りではありません。

(イ) 特殊取扱としないもの

(ロ) 特定記録郵便物（速達としたものを除きます。）

(ハ) 年賀特別郵便物

(ニ) 配達日指定郵便物（書留又は代金引換としたものを除きます。）

(ホ) 特定期間引受配達地域指定郵便物

イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達、翌朝郵便又は新特急郵便とする郵便物で書留又は代金引換としないものについては、受取人不在その他の事由によりその住宅等に配達することができなかつたときは、郵便受箱に配達します。

(2) (1)の郵便受箱が設置されていない場合（その郵便受箱が設置されている場合において、受取人がその使用を拒否したときを含みます。）

ア 特殊取扱としない郵便物は、次により取り扱います。

(イ) (ロ)から(ホ)までの規定により取り扱うもの以外のものは、その住宅等への配達を受け持つ事業所が指定する事業所において、当社が別に定める期間留め置き、受取人の来局を待って交付します。

- (イ) 階段又はこれに代わる傾斜路（直接地上に通ずる出入口に設けられたものを除きます。以下「階段」といいます。）の昇降を要しない階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書したものは、その住宅等に配達します。
- (ウ) 階段の昇降を要する階にあるが階段の昇降を要しない階の出入口に設置されている郵便受箱を使用する者の住宅等にあて、又はこれらを肩書したものは、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きい又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、(フ)の規定によります。
- (エ) 建築物の出入口又はその付近に設けられたその建築物の管理者の事務所又は受付において郵便物を受け取る旨を申し出た者の住宅等にあて、又はこれらを肩書したものは、その事務所又は受付に配達します。

イ アの規定により取り扱う郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。

- 2 前項の規定により郵便受箱に配達をすべき場合において、郵便受箱が破損しているためこれに郵便物を配達することが適当でないときは、郵便物は、その住宅等に配達します。郵便物の取出口の鍵を亡失し、又は郵便受箱を破損した者がその旨を申し出た場合も同様とします。
- 3 前項の場合において、当社が別に定める日数を経過しても、正当の理由なく郵便受箱の修繕又は錠の取替えが行われなときは、その郵便受箱を使用する住宅等にあて、又はこれらを肩書した特殊取扱としない郵便物は、その住宅等への配達を受け持つ事業所が指定する事業所において、到着の日から当社が別に定める期間留め置き、受取人の来局を待って交付します。

(住所又は居所以外の場所に郵便受箱を設置している場合の郵便物の取扱い)

第76条 住所又は居所以外の場所であって、その住所又は居所の郵便物の配達を受け持つ事業所において支障がないと認める場所に設置された郵便受箱を使用する者にあて、又はこれを肩書した郵便物の配達については、前条（郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い）（第1項(2)及び第3項を除きます。）の規定に準じます。

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第77条 当社が別に定めるところにより使用を承認した郵便私書箱の番号（以下単に「郵便私書箱番号」といいます。）を肩書した郵便物は、その郵便私書箱にこれを配達します。

- 2 郵便私書箱番号を肩書しない郵便物であっても、郵便私書箱の使用の承認を受けた者（以下「使用者」といいます。）にあて、又は使用者を肩書したものは、郵便私書箱に配達することがあります。
- 3 前2項の郵便物で次に掲げるものは、別に保管し、郵便私書箱を設置した事業所の定める方法によりその旨を使用者に通知した上、その使用者の請求により窓口で交付します。
 - (1) 書留、交付記録郵便又は代金引換としたもの
 - (2) 料金受取人払のもの
 - (3) 料金未払又は料金不足のもの
 - (4) 容積が大きい又は多数のため郵便私書箱に配達することができないもの

(留置郵便物の取扱い)

第78条 事業所留置の表示のある郵便物（以下「留置郵便物」といいます。）は、その郵便物の配達を受け持つ事業所（郵便物の表面に事業所の表示があるときは、その表示された事業所）に留め置き、受取人の来局を待って交付します。

- 2 留置郵便物の留置期間は、当社が別に定めるところによります。
- 3 留置郵便物の受取人は、その郵便物の交付前に限り、その転送又は配達を請求することができます。ただし、郵便物の転送の請求は、1回に限ります。

(交通困難地にあてた郵便物の取扱い)

第79条 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域として当社が別に定めるものにあてた郵便物は、その地域にあてた郵便物の交付事務を取り扱う事業所に当社が別に定める期間（以下この項及び次項において「留置期間」といいます。）留め置き（その地域の指定が一定期間についてなされている場合において、留置期間内にその一定期間が満了するときは、その満了の日までの

期間留め置きます。)、受取人の来局を待って交付します。

- 2 前項の場合において、留置期間未満の期間事業所に留め置かれる郵便物でその期間内に交付されなかったものは、その期間経過後に配達します。
- 3 第1項の地域に居住する者が、あらかじめ同項の事業所に、郵便物の配達をする地域内にその者にあてた郵便物を受け取るべき場所(通常の方法により郵便物の配達をする地域内の場所に限ります。)を定めて請求したときは、同項の規定にかかわらず、その指定の場所に配達します。
- 4 第1項の地域に居住する者が、同項の事業所が指定する場所に郵便受箱(法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱に準ずるものとしします。)を設置したときは、その者にあてた郵便物(次に掲げるものを除きます。)は、第1項及び前項の規定にかかわらず、その郵便受箱に配達します。
 - (1) 料金未払その他の事由により料金の支払を要する郵便物
 - (2) 容積が大きいため又は多数のため郵便受箱に配達することができない郵便物
 - (3) 書留、交付記録郵便又は代金引換とした郵便物

(非常災害時の郵便物の取扱い)

第80条 天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域にあてた郵便物は、その郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所が指定する事業所にその期間(当社が特に必要があると認めるときは、当社が定める期間)留め置き、受取人の来局を待って交付します。

- 2 前項の郵便物の取扱いについては、同項の規定によるほか、前条(交通困難地にあてた郵便物の取扱い)第2項及び第3項の規定に準じます。

(同時配達の取扱い)

第81条 第三種郵便物若しくは第四種郵便物又は当社が提供する郵便以外の送達役務に係る荷物(以下この条及び第84条(同時配達とする郵便物のあて名変更及び取戻し)において「第三種郵便物等」といいます。)と同時に差し出された1通の郵便物(当社が別に定めるものに限ります。)であって、当社が別に定める条件を満たすものは、その第三種郵便物等と同時に配達し、又は交付します。

(料金未払又は料金不足の郵便物の取扱い)

第82条 料金未払又は料金不足の郵便物で特殊取扱としないものについては、受取人がその支払うべき金額を支払った場合は、これをその受取人に交付します。

第3節 あて名変更及び取戻し

(あて名変更及び取戻し)

第83条 郵便物の差出人は、その郵便物の配達前又は交付前に限り、あて名の変更又は取戻しを請求することができます。

2 前項の請求は、料金表で定める額の手数料を添えて、差出事業所、集配事業所又は当社が別に定める事業所にこれをしていただきます。

(同時配達とする郵便物のあて名変更及び取戻し)

第84条 第81条(同時配達取扱)の当社が別に定める郵便物及び第三種郵便物等の一方についてあて名の変更又は取戻しの請求があったときは、他方についても同一の請求があったものとみなします。

第4節 郵便物の送達日数

(郵便物の送達日数)

第85条 郵便物（特殊取扱とするもの及びその郵便物と同種の他の郵便物と異なる取扱いをするものを除きます。）の送達日数は、地理的条件、天候、交通事情、その他やむを得ない事由による場合を除き、差し出された日の翌日から起算（差し出された時刻により、差し出された日の翌日以外の日から起算することがあります。）して3日（日曜日、休日及び1月2日は算入しません。）以内とします。

第5節 郵便物の転送

(郵便物の転送)

- 第86条 郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が別に定めるところにより変更前の住所又は居所の郵便物の配達を受け持つ事業所に届け出ているときは、その届出の日から1年内に限り、これをその届出のあった住所又は居所に転送します。ただし、その表面の見やすい所に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を明瞭に記載した郵便物については、この限りではありません。
- 2 書留、交付記録郵便又は代金引換としない郵便物の配達を受けた者が受領後遅滞なくその郵便物に受取人の移転先を表示して差し出すときは、前項の届出がない場合でも、その郵便物に限り、これをその移転先に転送します。
 - 3 前2項の規定により転送する郵便物が速達、翌朝郵便又は新特急郵便としたものであるときは、それぞれその取扱いにより転送します。ただし、翌朝郵便又は新特急郵便としたものでその取扱地域外に転送するものについては、速達の取扱いにより転送します。

第6節 郵便物の返還

(郵便物の返還)

第87条 受取人に交付することができない郵便物は、差出人に返還します。

2 法若しくは法に基づく総務省令の規定又はこの約款の規定に反して差し出された郵便物は、次の場合を除き、差出人に返還します。

- (1) 第19条（郵便書簡の差出方法）第4項に規定する場合
- (2) 第25条（規定に反して差し出された郵便葉書）に規定する場合
- (3) 第82条（料金未払又は料金不足の郵便物の取扱い）の規定により受取人が受け取った場合
- (4) 第95条（危険物の処置）の規定により棄却された場合
- (5) 法第81条（郵便禁制品を差し出す罪）の規定により没収された場合

3 郵便物の差出人が返還すべき郵便物の受取りを拒んだときは、その郵便物は、当社に帰属します。

(受取人不在のため配達できない郵便物の取扱い)

第88条 受取人不在のため配達することができなかった郵便物（あらかじめその郵便物の配達を受け持つ事業所に旅行その他の事由によって不在となる期間を届け出た受取人にあてた郵便物を含みます。）で当社が別に定める期間内に配達することも交付することもできないものは、その期間経過後に差出人に返還します。

2 その表面の見やすい所に「不在留置何日」その他受取人不在の場合のその郵便物の留置期間（当社が別に定める日数以内に限り、）を表示した郵便物は、前項の規定にかかわらず、その留置期間の経過後に差出人に返還します。

(速達郵便物等の返還)

第89条 返還する郵便物が速達、翌朝郵便又は新特急郵便としたものであるときは、それぞれその取扱いにより返還します。ただし、翌朝郵便又は新特急郵便としたもので、その取扱地域外に返還するものについては、速達の取扱いにより返還します。

(郵便物の返還の際の料金)

第90条 次に掲げる郵便物を差出人に返還すべきときは、差出人は、それぞれ次に掲げる額の料金を支払っていただきます。

区 別	支払料金額
1 料金未払又は料金不足の郵便物	その支払うべき金額
2 第14条（現金及び貴重品の差出方法）の規定に反して差し出された郵便物	一般書留に係る書留料として定められた額のうち最低のものに料金表で定める額の手数料を加算した額

(郵便物が返還される場合の棄却請求)

第91条 当社が別に定める郵便物の差出人は、差出しの際、その郵便物が返還される場合は事業所においてこれを棄却することをあらかじめ差出事業所に請求することができます。ただし、第81条（同時配達取扱い）の規定により同時配達とする郵便物については、同時に差し出された郵便物の双方について棄却を求める場合に限り、この請求をすることができます。

2 前項の規定により棄却を請求する郵便物については、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(返還できない郵便物の取扱い)

第92条 差出人に返還すべき郵便物で、差出人不明その他の事由により返還することができないものは、当社において、これを開くことがあります。

2 前項の規定により開いても、なお配達することも返還することもできない郵便物は、当社において保管します。

3 前項の規定により保管した郵便物は、次により取り扱います。

区 別	取扱い
1 有価物でないもの	その保管を開始した日から3か月以内にその交付を請求する者がいないときは、これを棄却します。
2 有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するもの	直ちにこれを売却し、その売却代金の一割に相当する金額を売却手数料に充てた上その残額を保管します。
3 2により売却された有価物以外の有価物及び2により保管される売却代金	その郵便物の保管を開始した日から1年以内にその交付を請求する者がいないときは、当社に帰属します。

(郵便物の返還に係るその他の規定)

第93条 郵便物の返還については、この節の規定によるほか、この章第2節（郵便物の配達）の規定に準じて取り扱います。

第7節 郵便物の取扱中の処置

(取扱中に係る郵便物の開示)

第94条 当社は、その取扱中に係る郵便物が法若しくは法に基づく総務省令の規定又はこの約款の規定に反して差し出された疑いがあるときは、差出人又は受取人にその郵便物を開いていただくことがあります。

2 当社は、差出人又は受取人が前項の規定により開くことを拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開いていただくことを求めることができないときは、その郵便物を開くことがあります。ただし、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人に返還します。

(危険物の処置)

第95条 当社は、その取扱中に係る郵便物が第6条（郵便物として差し出すことができない物等）第1項(1)から(3)までに掲げる物を内容とするときは、危険の発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることがあります。この場合には、直ちに差出人にその旨を通知します。

第5章 特殊取扱

第1節 速達

(速達の取扱い)

第96条 当社は、郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する速達の取扱いをします。

2 速達とする郵便物（以下「速達郵便物」といいます。）は、次により送達します。

- (1) 最も速やかな運送便により遅滞なく運送すること。
- (2) 次に掲げる方法（時間については、期間又は地域を限り、特にこれを変更することがあります。）により配達すること。

区 別	配達方法
1 午前7時から午後5時(運送便の状況により、1時間の範囲内で繰り下げることがあります。)までにその配達を受け持つ事業所に到着したもの	当日の到着後の最も速やかな速達配達便(当社が、速達すると認めるときは、通常の配達方法による場合があります。2において同じとします。)により配達すること。
2 午後5時後から翌日午前7時前までに到着したもの	翌日午前7時以後の速達配達便のうち最も速やかなものにより配達すること。

(速達の取扱地域)

第97条 速達の取扱いをする地域は、特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域その他当社において速達の取扱いをすることが困難と認められる地域として当社が別に定めるもの以外のものとします。

(速達郵便物の表示)

第98条 速達郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(受取人不在等の事由により配達できない速達郵便物の配達方法)

第99条 当社は、速達郵便物の配達の際、受取人不在その他の事由により配達することができないときは、速達すると認められる方法により配達します。

(速達郵便物に係る到着通知書の配達方法)

第100条 当社は、速達とした本人限定受取郵便物については、その到着通知書を第96条（速達の取扱い）及び前条（受取人不在等の事由により配達できない速達郵便物の配達方法）に規定する方法により受取人に配達します。

(料金不足の速達郵便物の受取方法)

第101条 速達とする郵便物で他の特殊取扱としないもののうち、その支払料金額がその郵便物の料金及び速達料の合計額には達しないけれどもその郵便物の速達料相当額以上であるものについては、受取人が、その支払うべき金額を支払った場合は、これをその受取人に交付します。

第2節 翌朝郵便

(翌朝郵便の取扱い)

第102条 当社は、集配事業所又は当社が別に定める事業所に差し出す郵便物を、差出しのあった日の翌日の午前10時までに配達する翌朝郵便の取扱いをします。

2 翌朝郵便の取扱いは、次の条件を満たす第一種郵便物（郵便書簡を除きます。）につき、これをします。

- (1) 翌朝郵便の取扱地域として当社が別に定める地域にあてて差し出すものであること。
- (2) 前項の事業所が指定した時間に差し出すものであること。
- (3) 当社が別に定める大きさ及び形状のものであること。
- (4) 当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱としないものであること。

(翌朝郵便物の表示)

第103条 翌朝郵便とする郵便物（以下「翌朝郵便物」といいます。）には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(翌朝郵便物の差出方法の特例)

第104条 翌朝郵便物は、第102条（翌朝郵便の取扱い）第1項の事業所のほか、その事業所が必要と認めるときは、その事業所が指定するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。

第3節 新特急郵便

(新特急郵便の取扱い)

第105条 当社は、郵便物をその差出しのあった日の一定時刻までに配達する新特急郵便の取扱いをします。

2 新特急郵便の取扱いは、次の条件を満たす第一種郵便物（郵便書簡を除きます。）につき、これをします。

- (1) 当社が別に定める地域（以下「新特急郵便取扱地域」といいます。）内のみにおいて引受け及び配達を行うものであること。
- (2) 次条（新特急郵便物の差出方法）第2項の事業所が指定した時刻までに差し出すものであること。
- (3) 当社が別に定める日以外の日に差し出すものであること。
- (4) 当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱としないものであること。

(新特急郵便物の差出方法)

第106条 新特急郵便とする郵便物（以下「新特急郵便物」といいます。）は、新特急郵便取扱地域の集配事業所にあらかじめ利用の申出をした上、その事業所の派遣する郵便業務従事者に差し出していただきます。

2 新特急郵便物は、前項の規定によるほか、同項の事業所及び当社が別に定める事業所に差し出すことができます。

(新特急郵便物の差出しの届出)

第107条 新特急郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

(新特急郵便物の表示)

第108条 新特急郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

第4節 書留

(一般書留の取扱い)

第109条 当社は、郵便物の引受けから配達に至るまでの記録をし、もし、送達途中においてその郵便物を亡失し、又はき損した場合には、差出しの際差出人から当社に申出のあった損害要償額の全部又は一部を賠償する書留（以下「一般書留」といいます。）の取扱いをします。

- 2 一般書留とする郵便物（以下「一般書留郵便物」といいます。）は、事業所において次により取り扱います。
 - (1) 引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付し、損害要償額の申出があったものについては、これに損害要償額を記入すること。
 - (2) 運送するときは、郵便物の授受を記録すること。
 - (3) 受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還するときは、郵便物の配達証に受取人又は差出人の受領の証印又は署名を受けること。
 - (4) 受取人若しくは差出人の代人又は官公署、学校、会社、旅館その他多人数の集合する場所の受付に配達し、又は返還するときは、郵便物の配達証に代人又は受付の資格及び氏名の記載並びに受領の証印又は署名を受けること。
 - (5) 受取人不在又は差出人不在その他の事由によって(3)又は(4)に規定する取扱いをすることができなかった郵便物を受取人又は差出人が指定した場所に配達し、又は返還するときは、郵便物の配達証にその郵便物を配達する者が配達場所及び配達日時を記載し、並びに配達証の証印又は署名をすること。

(簡易書留の取扱い)

第110条 当社は、次に掲げる郵便物以外の郵便物につき、差出人からの申出があるときは、その郵便物の引受け及び配達について記録し、もし、送達の途中においてその郵便物を亡失し、又はき損した場合には、50,000円を限度とする実損額（差出地におけるその内容品の市場価格を基準とします。以下同じとします。）を賠償する書留（以下「簡易書留」といいます。）の取扱いをします。

- (1) 現金又は第14条（現金及び貴重品の差出方法）に規定する貴重品を内容とする郵便物
 - (2) 引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達、本人限定受取郵便又は代金引換（引換金額が300,000円を超えるものに限り）の取扱いをする郵便物
- 2 簡易書留とする郵便物（以下「簡易書留郵便物」といいます。）は、事業所において次により取り扱います。
 - (1) 引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付すること。
 - (2) (1)のほか、前条（一般書留の取扱い）第2項(3)から(5)までの規定に準じて取り扱うこと。

(現金を内容とする一般書留郵便物の包装方法)

第111条 現金を内容とする一般書留郵便物（以下「現金書留郵便物」といいます。）を差し出すときは、適当に包装し、当社が指定した現金封筒に納めていただきます。

(書留郵便物の差出方法等)

第112条 一般書留郵便物及び簡易書留郵便物（以下「書留郵便物」と総称します。）は、事業所において交付する用紙（当社が指定した現金封筒に添付してある用紙を含みます。）に受取人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

- 2 前項の用紙は、書留郵便物を差し出そうとする事業所（当社が別に定める事業所に限ります。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。
- 3 書留郵便物は、書留郵便物自動引受機（以下「引受機」といいます。）を設置した事業所の指示するところにより、その引受機を使用して差し出すことができます。

(一般書留郵便物の損害要償額)

第113条 一般書留郵便物の損害要償額は、郵便物の内容である現金の額（その内容が現金以外の物であるときは、その物の時価）を超えない額であって次に掲げる額を超えないものとします。

区 別	損害要償額の上限額
-----	-----------

1 現金書留郵便物	500,000円
2 1以外のもの	5,000,000円

- 2 差出人が当社に損害要償額の申出をしなかったときは、次に掲げる額を損害要償額として申し出たものとみなします。

区 別	申し出たものとみなされる額
1 現金書留郵便物	10,000円
2 1以外のもの	100,000円

(書留郵便物の表示)

- 第114条 書留郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。ただし、当社が別に定める特殊取扱とする郵便物は、その表示を省略することができます。

第5節 引受時刻証明

(引受時刻証明の取扱い)

第115条 当社は、郵便物を引き受けた時刻を証明する引受時刻証明の取扱いをします。

2 引受時刻証明とする郵便物（以下「引受時刻証明郵便物」といいます。）は、一般書留としていただきます。

3 当社は、引受時刻証明郵便物を引き受けたときは、事業所において郵便物の表面及び差出人に交付する郵便物の受領証に引受時刻を記載します。

(引受時刻証明郵便物の表示)

第116条 引受時刻証明郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

第6節 配達証明

(配達証明の取扱い)

- 第117条 当社は、郵便物を配達し、又は交付した事実を証明する配達証明の取扱いをします。
- 2 配達証明とする郵便物（以下「配達証明郵便物」といいます。）は、一般書留としていただきます。
 - 3 当社は、配達証明郵便物を配達し、又は交付したときは、事業所において、差出人に配達証明書を当社が別に定める取扱いとする郵便物により送付します。

(配達証明郵便物の表示)

- 第118条 配達証明郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(差出し後の配達証明の請求)

- 第119条 一般書留郵便物の差出人は、その郵便物を差し出した後でも、その差出しの日から1年以内に限り、その郵便物の配達証明の請求をすることができます。
- 2 前項の請求をするときは、差出事業所(差し出した郵便物が点字内容証明の取扱いをしたものであるときは、第124条(点字内容証明の取扱い)に規定する点字内容証明取扱局を含みます。)に郵便物の受領証を提示していただきます。

第7節 内容証明

(内容証明の取扱い)

第120条 当社は、郵便物の内容である文書の内容を証明する内容証明の取扱いをします。

2 内容証明(点字内容証明を除きます。以下この節において同じとします。)とする郵便物(以下「内容証明郵便物」といいます。)は、集配事業所及び当社が別に定める事業所(以下「内容証明取扱局」といいます。)において、次により取り扱います。

(1) 第122条(内容証明郵便物の差出方法)の規定により提出された内容である文書とその謄本とを対照して符合することを認めたときは、内容である文書及び謄本の各通に、差出年月日、その郵便物が内容証明郵便物として差し出された旨及び当社の名称を記載し、並びに通信日付印を押印すること。

(2) 謄本のうち1通は、事業所においてこれを保存し、これと内容である文書及び他の謄本とを通信日付印で契印すること。

(3) 謄本が2枚以上あるものつづり目及び謄本の文字又は記号の訂正、挿入又は削除に関する記載がある所には、通信日付印を押印すること。

(4) (1)から(3)までの規定により証明された謄本のうち事業所において保存するもの以外のものは、差出人に交付すること。

(5) (1)及び(2)の規定により証明した内容である文書は、事業所の職員の立会いのもとで差出人においてこれを郵便物の受取人及び差出人の氏名及び住所又は居所を記載した封筒に納めて封かんしていただいた上で送達すること。

3 内容証明の取扱いにおいては、郵便認証司による法第58条第1号の認証を受けるものとします。

(内容証明の取扱いをする郵便物)

第121条 内容証明の取扱いは、仮名、漢字及び数字のみを記載した文書1通のみを内容とする郵便物につき、これをします。

2 前項の文書には、英字(固有名詞に限ります。)及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるもの(以下「英字等」といいます。)を記載することができます。

3 内容証明郵便物は、一般書留としていただきます。

(内容証明郵便物の差出方法)

第122条 内容証明郵便物を差し出すときは、内容である文書のほかその謄本2通に内容証明料を添えて、内容証明取扱局に提出していただきます。ただし、2通以上の郵便物でその内容である文書の内容を同じくするもの並びに内容である文書のうち名あて人の氏名及び住所又は居所のみを異にする2通以上の郵便物でそれぞれの名あて人にあてたものについては、その内容である文書のすべてを通じて謄本2通を提出していただきます。

(内容証明郵便物の謄本の作成方法)

第123条 内容証明郵便物の謄本は、次により作成していただきます。

(1) 1行20字(記号は、1個を1字とします。以下同じとします。)以内、1枚26行以内で作成すること。ただし、謄本を横書きで作成するときは、1行13字以内、1枚40行以内又は1行26字以内、1枚20行以内で作成することができる。

(2) 謄本の文字又は記号は、これを改ざんしないこと。文字又は記号を訂正し、挿入し、又は削除するときは、その字数及び箇所を欄外又は末尾の余白に記載し、これに押印し、訂正又は削除に係る文字は明らかに読み得るよう字体を残すこと。

(3) 謄本の枚数が2枚以上にわたるときは、そのつづり目に契印をすること。

(4) 内容である文書が名あて人の氏名及び住所又は居所のみを異にする2通以上の郵便物でそれぞれの名あて人にあてたものの謄本には、内容である文書の名あて人の氏名及び住所又は居所を記載しないこと。

(5) 謄本には、郵便物の差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所をその末尾余白に付記し、又は別に記載して添付すること。ただし、その氏名及び住所又は居所が内容である文書に記載されたものと同一であるときは、内容である文書が名あて人の氏名及び住所又は居所のみを異にする2通以上の郵便物でそれぞれその名あて人にあてたものを除き、その付記又は添付を省略することができる。

- 2 前項(2)の場合において文字の訂正又は挿入により520字を超えた謄本は、料金の支払に関してはこれを2枚として計算し、前項(5)の付記又は添付については、その文字又は添付したものを謄本の字数又は枚数に算入しません。

(点字内容証明の取扱い)

第124条 当社は、当社が別に定める事業所（以下「点字内容証明取扱局」といいます。）に差し出された仮名及び数字に対応する点字のみを掲げた文書1通のみを内容とする郵便物の内容を証明する点字内容証明の取扱いをします。

- (1) 次条（点字内容証明郵便物の差出方法）の規定により提出された内容である文書とその謄本とを対照して符合することを認めたときは、内容である文書及び謄本の各通に、その符合することを認めたときの年月日、その郵便物が内容証明郵便物として差し出された旨及び当社の名称を記載し、並びに点字でその郵便物が内容証明郵便物として差し出された旨及び当社の名称を掲げ、並びに通信日付印を押印すること。
- (2) 謄本のうち1通は、事業所においてこれを保存し、これと内容である文書及び他の謄本とを通信日付印で契印すること。
- (3) 謄本が2枚以上あるときは、第126条（点字内容証明郵便物の内容である文書及び謄本の作成方法）(3)の規定により点字でページが掲げられた紙面（最後のページが掲げられた紙面を除きます。）につき、それぞれそのページが掲げられた紙面とその次のページが掲げられた紙面とを通信日付印で契印すること。
- (4) (1)から(3)までの規定により証明された謄本のうち事業所において保存するもの以外のものは、差出人にこれを交付し、又は一般書留郵便物により送付すること。
- (5) 次条（点字内容証明郵便物の差出方法）の規定により提出された封筒に「第四種郵便物」と記載し、これを(1)及び(2)の規定により証明した内容である文書を納めて封かんした上送達すること。

2 前項の文書には、英字等に対応する点字を掲げることができます。

3 点字内容証明の取扱いにおいては、郵便認証司による法第58条第1号の認証を受けるものとします。

4 点字内容証明とする郵便物（以下「点字内容証明郵便物」といいます。）は、一般書留としていただきます。

(点字内容証明郵便物の差出方法)

第125条 点字内容証明郵便物を差し出すときは、内容である文書のほかその謄本2通並びに郵便物の差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所を記載した封筒（内容である文書を折り畳まないで納めることができるものに限り、）に内容証明料及び書留料（他の特殊取扱とするものにあつては、その特殊取扱の料金を含みます。）を添えて、点字内容証明取扱局又は当社が別に定める事業所に提出していただきます。

(点字内容証明郵便物の内容である文書及び謄本の作成方法)

第126条 点字内容証明郵便物の内容である文書及び謄本は、次によりこれを作成していただきます。

- (1) 日本工業規格B5の点字用紙（点字を明瞭に掲げることができるものに限り、）を3枚重ねて、その片面のみに点字を横に掲げるものとし、1枚20行以内（(3)の規定により点字で掲げるページの行は算入しません。）で作成すること。
- (2) 内容である文書及び謄本の点字は、これを改ざんし、訂正し、挿入し、又は削除しないこと。
- (3) 内容である文書及び謄本の枚数が2枚以上にわたるときは、それぞれの末尾余白の下部にページを点字で掲げること。
- (4) 内容である文書及び謄本には、郵便物の差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所をその末尾余白に点字で掲げること。

(再度証明の請求)

第127条 内容証明郵便物及び点字内容証明郵便物の差出人は、第129条（内容証明郵便物等の謄本の保存期間）に規定する謄本の保存期間内に限り、差出事業所（点字内容証明郵便物の差出人にあつては、点字内容証明取扱局を含みます。次項において同じとします。）にその郵便物の内容である文書の謄本を提出して、次に掲げる証明を受けることができます。この場合には、郵便物の受領証を提示していただきます。

(1) 内容証明郵便物に係る謄本

第120条（内容証明の取扱い）第2項(1)から(3)までに規定する取扱いによる証明

(2) 点字内容証明郵便物に係る謄本

第124条（点字内容証明の取扱い）第1項(1)から(3)までに規定する取扱いによる証明

- 2 前項の規定により差出事業所に提出する謄本については、内容証明郵便物に係るものにあつては第123条（内容証明郵便物の謄本の作成方法）、点字内容証明郵便物に係るものにあつては前条（点字内容証明郵便物の内容である文書及び謄本の作成方法）の規定に準じて作成していただきます。
- 3 第1項の取扱いにおいては、郵便認証司による法第58条第1号の認証を受けるものとします。

（内容証明郵便物等の謄本の閲覧請求）

第128条 内容証明郵便物及び点字内容証明郵便物の差出人は、次条（内容証明郵便物等の謄本の保存期間）に規定する謄本の保存期間内に限り、差出事業所（点字内容証明郵便物の差出人にあつては、点字内容証明取扱局）にその郵便物の受領証を提示して謄本の閲覧を請求することができます。

（内容証明郵便物等の謄本の保存期間）

第129条 差出事業所における内容証明郵便物に係る謄本及び点字内容証明取扱局における点字内容証明郵便物に係る謄本の保存期間は、5年とします。

（内容証明郵便物等のあて名変更の請求）

第130条 内容証明郵便物及び点字内容証明郵便物については、あて名の変更を請求することができません。

第8節 特別送達

(特別送達の取扱い)

- 第131条 当社は、郵便物を民事訴訟法（平成8年法律第109号）第103条から第106条まで及び第109条に掲げる方法により、送達し、その送達の実を証明する特別送達の取扱いをします。
- 2 特別送達の取扱いは、法律の規定に基づいて民事訴訟法第103条から第106条まで及び第109条に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする郵便物につき、これをします。
 - 3 特別送達の取扱いにおいては、郵便認証司による法第58条第2号の認証を受けるものとします。
 - 4 特別送達とする郵便物（以下「特別送達郵便物」といいます。）は、一般書留としていただきます。

(特別送達郵便物の表示等)

- 第132条 特別送達郵便物は、その旨を示す当社が別に定める表示をし、かつ、その裏面に当社が別に定めるところにより郵便送達報告書用紙をはり付けて差し出していただきます。

(郵便送達報告書の送付)

- 第133条 当社は、特別送達郵便物を送達したときは、事業所において、差出人に郵便送達報告書を一般書留郵便物により送付します。

第9節 特定記録郵便

(特定記録郵便の取扱い)

第134条 当社は、郵便物の引受けを記録した上で送達する特定記録郵便の取扱いをします。

- 2 特定記録郵便とする郵便物（以下「特定記録郵便物」といいます。）を引き受けたときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。
- 3 特定記録郵便物は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。

(特定記録郵便物の差出方法)

第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

- 2 前項の用紙は、特定記録郵便物を差し出そうとする事業所（当社が別に定める事業所に限ります。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。

(特定記録郵便物の表示)

第136条 特定記録郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

第10節 交付記録郵便

(交付記録郵便の取扱い)

第137条 当社は、郵便物の配達を記録する交付記録郵便の取扱いをします。

- 2 交付記録郵便とする郵便物（以下「交付記録郵便物」といいます。）は、事業所において次により取り扱います。
 - (1) 受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還するときは、郵便物の配達証に受取人又は差出人の受領の証印又は署名を受けること。
 - (2) 受取人若しくは差出人の代人又は官公署、学校、会社、旅館その他多人数の集合する場所の受付に配達し、又は返還するときは、郵便物の配達証に代人又は受付の資格及び氏名の記載並びに受領の証印又は署名を受けること。
 - (3) 受取人不在又は差出人不在その他の事由によって(1)又は(2)に規定する取扱いをすることができなかった郵便物を受取人又は差出人が指定した場所に配達し、又は返還するときは、郵便物の配達証にその郵便物を配達する者が配達場所及び配達日時を記載し、並びに配達証の証印又は署名をすること。
- 3 交付記録郵便の取扱いは、第一種郵便物（料金表に規定する特定封筒郵便物に限ります。）につき、これをします。
- 4 交付記録郵便物は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(交付記録郵便物の表示)

第138条 交付記録郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

第11節 本人限定受取郵便

(本人限定受取郵便の取扱い)

- 第139条 当社は、郵便物を当社が定めるところにより事業所に留め置き、到着通知書を名あて人に送付し、名あて人の来局を待って、これを名あて人本人に限り交付する本人限定受取郵便の取扱いをします。
- 2 本人限定受取郵便とする郵便物（以下「本人限定受取郵便物」といいます。）は、前項の規定にかかわらず、当社が別に定める場合は、その郵便物を名あて人本人に配達することがあります。
- 3 本人限定受取郵便物（当社が別に定めるものを除きます。）の差出人は、差出しの際、その郵便物を名あて人に代わって受け取ることができる者（自然人1人に限ります。以下この節において「代人」といいます。）を指定することができます。この場合において、その代人が来局したときは、第1項の規定にかかわらず、その代人本人に交付します。
- 4 第1項の留置期間については、第78条（留置郵便物の取扱い）第2項の規定に準じます。ただし、郵便物の表面の見やすい所に「留置何日」その他その郵便物の留置期間（同項に規定する留置期間内に限ります。）を朱記してあるものについては、その表示の期間とします。
- 5 本人限定受取郵便物の名あて人又は代人（次項において「名あて人等」といいます。）は、第1項の事業所にその郵便物を受け取ろうとする事業所（その郵便物が第3項の当社が別に定めるものであるときは、第1項の事業所が指定する事業所に限ります。）を申し出ることができます。この場合においては、その申出に係る事業所においてその郵便物を交付します。
- 6 本人限定受取郵便物の受取人は、その郵便物の受取りの際、名あて人等であることを証明するに足りる書類（当社が別に定めるものに限ります。）を事業所に提示していただきます。この場合（その郵便物が第3項の当社が別に定めるものである場合を除きます。）において、その事業所が、その書類を提示した名あて人等であることを確認することができないときは、その受取人は、名あて人等であることを証明するに足りる他の書類を提示するか、又は名あて人等であることを確認するために十分な事実を申し述べていただきます。
- 7 当社は、本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）を名あて人に交付し、又は配達した場合は、受取人が名あて人であることを確認した者の氏名その他のその者を特定するに足りる事項、前項前段の書類の提示を受けた日付及び時刻並びに次に掲げる事項を当社が指定する方法により差出人に伝達します。
- (1) 前項前段の書類の名称、記号番号その他のその書類を特定するに足りる事項
- (2) 前項前段の書類に記載されている名あての人の生年月日
- 8 前項の場合において、名あて人が前項(1)又は(2)に掲げる事項について差出人への伝達を拒んだ場合は、その郵便物を差出人に返還します。
- 9 受取人不在その他の事由によって配達することができない本人限定受取郵便物（第3項の当社が別に定めるものに限ります。）は、第71条（受取人不在等の場合の取扱い）の規定にかかわらず、当社が別に定める方法により交付し、又は配達します。

(本人限定受取郵便物とすることができる郵便物)

- 第140条 本人限定受取郵便の取扱いは、次の条件を満たす郵便物につき、これをします。
- (1) 自然人1人を名あて人としたものであること。
- (2) 一般書留とするものであること。
- (3) 前条（本人限定受取郵便の取扱い）第3項の当社が別に定める郵便物にあつては、次に掲げる条件を満たすものであること。
- ア 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。
- イ 当社が別に定める差出方法及び表示に関する条件を満たすものであること。
- 2 本人限定受取郵便物は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。

(本人限定受取郵便物の表示)

- 第141条 本人限定受取郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をし、その外部に差出人の氏名及び住所又は居所を記載し、又は別に記載して容易にはがれないよう全面を密着させて添付していただきます。
- 2 第139条（本人限定受取郵便の取扱い）第3項の規定により代人を指定する場合にあつては、その郵便物の名あて人の氏名の傍らに「代人」の文字並びにその代人の氏名及び住所又は居所を記載し、又は別に記載し

て容易にはがれないよう全面を密着させて添付していただきます。

第12節 代金引換

(代金引換の取扱い)

第142条 当社は、郵便物を差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を差出人に支払う代金引換の取扱いをします。

2 代金引換郵便物と引き換えた金銭は、受取人に交付する引換金受領証にはり付ける印紙の金額に相当する金額を差し引いた後、当社が別に定める送金方法のうち、あらかじめ差出人が指定した方法により差出人に送付します。この場合における送金手数料は、差出人が負担するものとします。

3 書留としない代金引換郵便物の取扱いについては、前2項に規定するほか、次によりこれをします。

(1) 引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付すること。

(2) 受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還するときは、郵便物の配達証に受取人又は差出人の受領の証印又は署名を受けること。

(3) 受取人若しくは差出人の代人又は官公署、学校、会社、旅館その他多人数の集合する場所の受付に配達し、又は返還するときは、郵便物の配達証に代人又は受付の資格及び氏名の記載並びに受領の証印又は署名を受けること。

(代金引換郵便物の引換金額)

第143条 代金引換郵便物の引換金額は、2,000,000円以下とします。ただし、一般書留としないものについては、300,000円以下とします。

(代金引換郵便物の表示)

第144条 代金引換郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をし、かつ、その外部に差出人の氏名及び住所又は居所を記載し、又は別に記載して容易にはがれないよう全面を密着させて添付していただきます。

(代金引換の取消及び引換金額の変更)

第145条 代金引換郵便物の差出人は、その郵便物の交付前又は配達前に限り、差出事業所にその郵便物の受領証を提示して代金引換の取消し又は引換金額の変更を請求することができます。

第13節 年賀特別郵便

(年賀特別郵便の取扱い)

第146条 当社は、郵便物を12月15日から12月28日までの間に引き受け（引受開始日については、1週間を限度として繰り下げることがあります。）、料金別納又は料金後納とするもの場合を除きこれに翌年1月1日付けの通信日付印を押印し、翌年1月1日の最先便からこれを配達する年賀特別郵便の取扱いをします。ただし、通信日付印の押印は、その郵便物が料額印面の付いた郵便葉書であるときは、これを省略することがあります。

2 年賀特別郵便の取扱いは、次に掲げる郵便物につき、これをします。

(1) 第一種郵便物（郵便書簡及び料金表に規定する定形郵便物に限ります。）

(2) 通常葉書

(3) 点字郵便物（料金表に定める定形郵便物の大きさ、形状及び重量に準ずるものに限ります。）

3 年賀特別郵便とする郵便物（以下「年賀特別郵便物」といいます。）は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(配達地域指定年賀特別郵便の取扱い)

第147条 当社は、年賀特別郵便であって、郵便物を12月15日から12月24日までの間に引き受け（引受開始日については、1週間を限度として繰り下げることがあります。）、通信日付印の押印を省略し、翌年1月1日の最先便でこれを配達する配達地域指定年賀特別郵便の取扱いをします。

2 配達地域指定年賀特別郵便の取扱いは、次に掲げる条件を満たす通常葉書につき、これをします。

(1) お年玉付郵便葉書等に関する法律第1条第1項の規定によりお年玉付きとして発行されたものであること。

(2) あて名の記載を省略したものであること。

(3) 同一差出人から、当社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等（翌年1月1日の最先便で配達すべき年賀特別郵便物（配達地域指定年賀特別郵便とするもの（以下「配達地域指定年賀特別郵便物」といいます。）を除きます。）があるものに限ります。）のすべてに配達するために差し出されたものであること。

(4) 当社が別に定める区分、把束、差出方法及び差出事業所に関する条件を満たすものであること。

(年賀特別郵便物の表示)

第148条 年賀特別郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をして差し出していただきます。ただし、通常葉書（配達地域指定年賀特別郵便とするものを除きます。）は、適当な通数ごとに1束とし、これに当社が別に定める記載をした付せんを添えて差し出すことができます。

(年賀特別郵便物の表示をして差し出された郵便物の取扱い)

第149条 第146条（年賀特別郵便の取扱い）第1項の期間内に、その表面の見やすい所に年賀なる文字を朱記して差し出された同条第2項(1)から(3)までに掲げる郵便物又は通常葉書を適当な通数ごとに1束とし、これに年賀郵便なる文字を記載した付せんを添えて差し出されたものは、年賀特別郵便物（配達地域指定年賀特別郵便物を除きます。）として差し出されたものとみなします。

第14節 配達日指定郵便

(配達日指定郵便の取扱い)

第150条 当社は、郵便物を差出人が指定した日に配達する配達日指定郵便の取扱いをします。

2 配達日指定郵便の取扱いは、次に掲げる郵便物につき、これをします。

(1) 第一種郵便物

(2) 第二種郵便物

(3) 第四種郵便物（点字郵便物及び特定録音物等郵便物に限ります。）

3 配達日指定郵便とする郵便物（以下「配達日指定郵便物」といいます。）は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。

(配達日として指定できる日)

第151条 配達日指定郵便物の差出人は、差出しの日の翌々日（差出事業所が指定する地域にあてる場合又はその他の事由により差出事業所が別に指定する場合にあっては、その事業所が指定する日）から起算して10日以内の日に限り、その郵便物の配達日を指定できます。

(配達日指定郵便物の表示)

第152条 配達日指定郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

第15節 巡回郵便

(巡回郵便の取扱い)

第153条 当社は、集配事業所の承認を受けた者（以下「巡回郵便承認利用者」といいます。）とその者があらかじめ巡回先として申し出た者（以下「巡回郵便利用者」といいます。）の間を、郵便業務従事者が巡回して、郵便物を配達する巡回郵便の取扱いをします。

- 2 巡回郵便の取扱いは、次に掲げる条件を満たす第一種郵便物（郵便書簡を除きます。）につき、これをします。
 - (1) 巡回郵便の利用の承認をした事業所の派遣する郵便業務従事者に日曜日及び休日以外の日に差し出されたものであること。
 - (2) 一の承認に係る巡回郵便承認利用者又は巡回郵便利用者からその巡回郵便承認利用者又は巡回郵便利用者にあてて差し出されたものであること。
 - (3) 料金後納としたものであること。
 - (4) 当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱としないものであること。
- 3 第1項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。
- 4 巡回郵便利用者は、第2項(3)によるほか、当社が別に定めるところにより、巡回郵便承認利用者にあてて巡回郵便とする郵便物（以下「巡回郵便物」といいます。）を料金受取人払として差し出すことができます。
- 5 巡回郵便利用者が差し出す巡回郵便物は、第49条（料金後納）第1項の規定にかかわらず、同項に規定する通数に満たない場合であっても、第2項(1)の事業所の承認を受けて料金後納とすることができます。

(巡回郵便物の表示)

第154条 巡回郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

第16節 特定期間引受配達地域指定郵便

(特定期間引受配達地域指定郵便の取扱い)

第155条 当社は、あて名の記載を省略した郵便物を当社が別に定める期間内に引き受け、これを当社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達する特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いをします。

2 特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いは、次に掲げる条件を満たす通常葉書につき、これをします。

- (1) お年玉付郵便葉書等に関する法律第1条第1項の規定により発行された郵便葉書（お年玉付きとして発行されたものを除きます。）であること。
- (2) 同一差出人から差し出されたものであること。
- (3) 当社が別に定める区分、把束、差出方法及び差出事業所に関する条件を満たすものであること。

3 特定期間引受配達地域指定郵便とする郵便物（以下「特定期間引受配達地域指定郵便物」といいます。）は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(特定期間引受配達地域指定郵便の表示)

第156条 特定期間引受配達地域指定郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

第6章 損害賠償

(損害賠償の範囲)

第157条 当社は、法若しくは法に基づく総務省令の規定又はこの約款の規定に従って差し出された郵便物について、次に掲げる事由により損害が生じた場合には、それぞれ次に掲げる金額を賠償します。

区 別	賠償金額
1 一般書留郵便物の全部を亡失したとき	申出のあった額（差出人が損害要償額の申出をしなかったときは、現金書留郵便物である場合は10,000円を、現金書留郵便物以外のものである場合は100,000円を限度とする実損額）
2 一般書留郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき	申出のあった額を限度とする実損額
3 簡易書留郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき	50,000円を限度とする実損額
4 引換金を取り立てないで代金引換郵便物を交付したとき	引換金額

2 当社は、次に掲げる郵便物について、それぞれ次に掲げる事由により損害が生じた場合には、これによって生じた損害を賠償します。ただし、その損害の全部又は一部がこの約款の他の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りではありません。

区 別	事 由
1 一般書留郵便物	郵便業務従事者の故意又は重大な過失により、その郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたとき
2 簡易書留郵便物	
3 代金引換郵便物	
4 内容証明とする郵便物	(1) 郵便業務従事者の故意又は重大な過失により、その郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供できなかつたとき (2) 郵便業務従事者の故意又は過失により、郵便法施行規則第14条第1項第2号の規定により内容証明の取扱いをする郵便物の内容である文書にその郵便物が差し出された年月日を記載する取扱いをせず、又は誤った取扱いをしたとき
5 特別送達郵便物	郵便業務従事者の故意又は過失により、その郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたとき

3 当社は、第1項及び前項本文に規定する場合を除くほか、郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたことにより生じた損害を賠償しません。

(免責)

第158条 前条（損害賠償の範囲）第1項に規定する損害が差出人若しくは受取人の過失又はその郵便物の性質若しくは欠陥により発生したものであるときは、当社は、同項の規定にかかわらず、その損害を賠償しません。

2 郵便物を交付する際外部に破損の跡がなく、かつ、重量に変わりがないときは、その郵便物に損害が生じていないものと推定します。

(郵便物の損害の検査)

第159条 郵便物に当社の賠償すべき損害があると認められる場合において、郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取りを拒んだときは、その郵便物を配達し、又は返還する事業所（以下「損害賠償検査局」といいます。）は、その者の立会いを求め、その立会いの下にその郵便物を開いて、損害の有無及び程度につき検査をします。

2 損害賠償検査局は、前項の規定による検査をしたときは、必要な通数の損害検査調書を作成し、これに申立人の署名押印を受け、申立人が署名押印をしないときはその事由を記載し、損害検査調書1通は、申立人にこれを交付します。

3 第1項の規定による検査をした郵便物は、損害検査調書に申立人が署名押印をしたときは、直ちに申立人に、申立人が署名押印をしないときは、賠償金の支払の際（損害賠償の請求を取り消したものにあっては取消の際、その請求がないものにあっては郵便物を差し出した日から1年後とします。）損害賠償請求権者に、これを交付します。

4 第1項の場合において、その郵便物の受取りを拒んだ者が、同項の立会いを求められた日から10日以内に正当の事由なく同項の求めに応じなかったときは、損害賠償検査局は、その郵便物をその者に配達し、又は返還します。

（郵便物の受取りによる損害賠償請求権の消滅）

第160条 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受け取った後、又は前条（郵便物の損害の検査）第1項の規定により受取りを拒んだ場合において、同条第4項に規定する期間内に正当の事由なく同条第1項の求めに応じなかったときは、その郵便物に生じた損害につき、損害賠償の請求をすることができません。

（特定の場合の損害賠償の請求権者）

第161条 第157条（損害賠償の範囲）第1項の規定による損害賠償の請求をすることができる者は、その郵便物の差出人又はその承諾を得た受取人とします。

（損害賠償の請求手続）

第162条 損害賠償を請求しようとする者は、当社が別に定めるところにより、郵便物の種類、内容品の名称、数量及び価格並びに請求金額及び請求事由その他必要な事項を記載した請求書並びに損害検査調書（第159条（郵便物の損害の検査）の規定により交付されたものがある場合に限り）を提出していただきます。

2 前項の規定による損害賠償の請求があったときは、当社は、請求の当否及び金額を審査して決定し、これを請求人に通知します。

（損害賠償を請求することができる期間）

第163条 損害賠償の請求権は、その郵便物を差し出した日（内容証明の取扱いに係る損害にあっては、その役務を提供した日）から1年間これを行わないことによって消滅します。

（損害賠償後の郵便物の発見）

第164条 当社は、郵便物に生じた損害につき損害賠償をした後その郵便物の全部又は一部を発見したときは、その旨をその賠償受領者（その者がその郵便物の差出人又は受取人以外の者であるときは、その郵便物の差出人。以下この条において同じとします。）に通知します。この場合において、賠償受領者は、その通知を受けた日から3か月以内に、次に掲げる金額を支払って、その郵便物の交付を請求することができます。

区 別	支払金額
1 郵便物に損害が生じていないもの	賠償金の全部に相当する金額
2 郵便物に損害が生じているもの	その郵便物に対し第157条（損害賠償の範囲）の規定により賠償すべき金額を賠償金から差し引いた額に相当する金額

第7章 雑則

第1節 第三種郵便物の承認請求等

(第三種郵便物の承認請求)

第165条 第三種郵便物の承認を受けようとする発行人は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。この場合、料金表で定める額の手数料を支払い、かつ、見本として最近発行したその刊行物2部（この刊行物以外に請求の日以前に発行したその刊行物があるときは、更に次に掲げる期間内のもの各1部）を提出していただきます。

区 別	期 間
1 日刊のもの	請求の日以前10日
2 毎月3回以上発行するもの（1に掲げるものを除きます。）	請求の日以前1か月
3 毎月発行するもの（1及び2に掲げるものを除きます。）	請求の日以前2か月
4 その他のもの	請求の日以前6か月

2 前項の請求をした発行人は、請求の日から第168条（第三種郵便物の承認の通知）に規定する承認又は不承認の通知を受ける日までに発行したその刊行物を、発行の都度直ちに、見本として各2部を提出していただきます。

(第三種郵便物の承認条件)

第166条 当社は、次の条件を満たす刊行物について第三種郵便物の承認をします。

- (1) 毎年4回以上、号を追って定期に発行するものであること。
 - (2) 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。
 - (3) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。
- 2 次に掲げる刊行物は、前項(3)の条件を満たしません。
- (1) 会報、会誌、社報その他団体が発行するもので、その団体又は団体の構成員の消息、意見の交換等を主たる内容とするもの
 - (2) 全体の印刷部分に占める広告（法令の規定に基づき掲載されるものを除き、当社が別に定める刊行物であって、第31条（第三種郵便物に記載等することができる事項）第1項(7)の規定により、外部に広告（法令の規定に基づき掲載されるものを除きます。）を記載し、又は別に記載して添付する場合にあっては、その広告を含みます。）の割合が100分の50を超えるもの
 - (3) 1回の発行部数が500部に満たないもの
 - (4) 1回の発行部数に占める発売部数の割合が100分の80に満たないもの
 - (5) 定価を付していないもの

(第三種郵便物の承認の際の証明資料の提出)

第167条 当社は、第三種郵便物の承認をする場合において前条（第三種郵便物の承認条件）に規定する第三種郵便物の承認条件を満たすことを証明する資料の提出を、第三種郵便物の承認を請求する者に求めることがあります。

(第三種郵便物の承認の通知)

第168条 第三種郵便物の承認の請求があったときは、当社は、請求の日から次の期間内に承認をし、又は承認をしない旨を通知します。

区 別	期 間
1 日刊のもの	1か月
2 毎月3回以上発行するもの（1に掲げるものを除きます。）	2か月

3 毎月発行するもの（1及び2に掲げるものを除きます。）	3か月
4 その他のもの	7か月

（定期刊行物の題号等の変更の承認請求）

第169条 定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人を変更する場合は、当社の承認を受けていただきます。

2 前項の承認を受けようとする発行人は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。

3 第1項の承認を受けないで定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人を変更したときは、第三種郵便物の承認は、その効力を失います。

（第三種郵便物に係る変更承認に関する料金）

第170条 第三種郵便物の題号等の変更の承認を受けた者は、その承認を受けた後速やかに、料金表で定める額の手数料を支払っていただきます。

（定期刊行物に係る事項の変更の届出）

第171条 定期刊行物につき当社が別に定める事項を変更したときは、発行人は、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。定期刊行物を廃刊し、休刊し、又は発行を禁止されたときも、同様とします。

（定期刊行物の提出）

第172条 第三種郵便物の承認を受けた定期刊行物の発行人は、定期刊行物の発行の都度直ちに、その定期刊行物2部を定期刊行物提出局に提出していただきます。

2 前項の定期刊行物の提出がなかったときは、当社は、発行人に対し、書面により、期限を指定して、その定期刊行物の提出を催告します。

（定期調査）

第173条 当社は、毎年1回、第三種郵便物の承認の日の属する月の応当月に、その承認を受けた定期刊行物はその承認の条件を満たしているかどうかの調査（以下「定期調査」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の規定により定期調査を行ったときに、定期刊行物が次に掲げる条件を満たすと認める場合は、同項の規定にかかわらず、その定期刊行物の定期調査の実施を、3年ごとに1回に変更します。この場合において、その定期調査を行う月は、その承認の日の属する月の応当月とします。

(1) 当社が最近3年以内に前条（定期刊行物の提出）第2項の規定による催告を行わなかったものであること。

(2) 当社が最近3年以内に第7項又は次条（特別調査）第3項の規定による催告を行わなかったものであること。

(3) 最近3回以上継続して定期調査が行われているものであること。

3 前項の変更は、当社が別に定めるところにより発行人に申し出えていただくことにより、これをします。

4 第2項の規定により定期調査を行う定期刊行物について、当社が前条（定期刊行物の提出）第2項の催告を行ったとき又は当社が第7項若しくは次条（特別調査）第3項の規定による催告を行ったときは、当社は、第2項の規定にかかわらず、第1項の規定により定期調査を行います。

5 前項の規定により、当社が第1項の規定による定期調査を行う定期刊行物で、新たに第2項(1)から(3)までに規定する条件を満たすこととなったものの定期調査については、同項及び第3項の規定を適用します。

6 発行人は、第1項又は第2項の規定により当社が定期調査を行う月の前月の末日までに、定期刊行物の発行部数及び発売状況に関する報告書並びにその報告書に係る定期刊行物が第166条（第三種郵便物の承認条件）第2項(3)及び(4)に該当しないことを証明する資料を定期刊行物提出局に提出していただきます。

7 前項の報告書及び資料の提出がなかったときは、当社は、発行人に対し、書面により、期限を指定して、同項の報告書及び資料の提出を催告します。

（特別調査）

第174条 当社は、前条（定期調査）の定期調査のほか、特に必要があると認めるときは、第三種郵便物の承認を受けた定期刊行物とその承認の条件を満たしているかどうかの調査（以下「特別調査」といいます。）を行

うことがあります。

- 2 発行人は、当社から、特別調査に必要な報告又は資料の提出を求められたときは、提出を求められた日から40日以内に提出していただきます。
- 3 前項の報告又は資料の提出がなかったときは、当社は、発行人に対し、書面により、期限を指定して、同項の報告又は資料の提出を催告します。

(第三種郵便物の承認の取消し)

第175条 当社は、第三種郵便物の承認を受けた定期刊行物が次のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消します。

- (1) 最近発行の次の定日から1か月以内に発行しないとき。
- (2) 次の期間内に発行しなければならない回数の4分の1を休刊したとき。

区 別	期 間
1 日刊のもの	最近3か月間
2 毎月発行するもの（1に掲げるものを除きます。）	最近6か月間
3 その他のもの	最近18か月間

- (3) 第166条（第三種郵便物の承認条件）第1項(2)又は(3)の条件を満たさなくなったとき。
- (4) 第172条（定期刊行物の提出）第2項の規定により催告を受けた発行人が書面で指定する期限までに正当な理由がなく、定期刊行物の提出をしなかったとき。
- (5) 第173条（定期調査）第7項の規定により催告を受けた発行人が書面で指定する期限までに正当な理由がなく、報告書又は資料の提出をしなかったとき。
- (6) 前条（特別調査）第3項の規定により催告を受けた発行人が書面で指定する期限までに正当な理由がなく、報告又は資料の提出をしなかったとき。

第2節 通信教育用郵便物の発受等の届出

(通信教育用郵便物の発受等の届出)

第176条 通信教育用郵便物を発受しようとする学校又は法人は、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

2 通信教育用郵便物を発受する学校又は法人が、その名称若しくは所在地を変更するとき又は法令に基づき監督庁の認可又は認定を受けて行う通信教育をやめたときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

第3節 特定録音物等郵便物の発受施設の指定請求等

(特定録音物等郵便物の発受施設の指定請求)

第177条 特定録音物等郵便物の発受施設の指定を受けようとする者は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。この場合、定款、寄附行為その他盲人の福祉を増進することを目的とする施設であることを証明することができる書類を提出していただきます。

(特定録音物等郵便物の発受施設の指定基準)

第178条 当社は、盲人用の録音物又は点字用紙の発受の業務を継続的に行っている施設について特定録音物等郵便物の発受施設の指定をします。

(特定録音物等郵便物の発受施設の名称等の変更等の届出)

第179条 当社の指定を受けた施設が、その名称若しくは所在地を変更しようとするとき又は特定録音物等郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

第4節 学術刊行物の指定請求等

(学術刊行物の指定請求)

第180条 学術刊行物の指定を受けようとする団体は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。この場合、見本として最近発行に係るその刊行物2部及び定款、寄附行為その他その団体が学術に関する団体であることを証明することができる資料を提出していただきます。

(学術刊行物の指定基準)

第181条 当社は、次の基準を満たす刊行物について学術刊行物の指定をします。

- (1) 研究者が主体となって自主的に学術の研究を行うことを主たる目的として組織する団体が発行するものであること。
- (2) 人文科学、社会科学又は自然科学に関する学術の研究の発表及び論議を主たる目的として発行するものであること。
- (3) 発行の終期を予定し得ないものであること。

(学術刊行物の指定変更)

第182条 当社は、学術刊行物の指定を受けた団体が学術刊行物の題号又は団体の名称を変更する場合において、その変更が団体の目的及び掲載事項の種類の変更を伴わないと認めるときは、指定の変更を行います。

2 前項の指定を受けようとする団体は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。

(学術刊行物の指定を受けた団体に係る事項の変更等の届出)

第183条 学術刊行物の指定を受けた団体につき、当社が別に定める事項を変更した場合又は学術刊行物の差出しを廃止した場合には、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

(学術刊行物の提出)

第184条 学術刊行物を発行したときは、発行人は、その都度直ちに、見本としてその刊行物1部を当社に提出していただきます。

2 前項の規定による見本の提出がなかったときは、その見本の学術刊行物が発行されなかったものと推定します。

(学術刊行物郵便物の差出し等の届出)

第185条 学術刊行物郵便物を差し出そうとする発行人又は売りさばき人は、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。この場合において、売りさばき人がその届出をするときは、売りさばき人であることを証明することができる書類を提出していただきます。

2 前項の規定による届出をした者につき、当社が別に定める事項を変更した場合又は届け出た事業所に学術刊行物郵便物を差し出す必要がなくなった場合は、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

第5節 郵便差出箱の私設の承認請求等

(郵便差出箱の私設)

第186条 郵便差出箱を私設しようとするときは、その郵便差出箱の郵便物の取集めをする事業所又はその事業所の郵便物取集受持区域内にある事業所であって当社が別に定めるもの（以下「取集事業所」といいます。）の承認を受けていただきます。

(郵便差出箱の私設の承認請求)

第187条 郵便差出箱の私設の承認を受けようとする者は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。

2 2人以上が共同して前項の承認を受けようとするときは、1人の代表者を定めてこれをしていただきます。

3 郵便差出箱の私設の承認は、次の条件を満たすものにつき、これをします。

- (1) 郵便物の取集めに支障のない場所に設置するものであること。
- (2) 郵便物の1日平均差入見込通数が当社が別に定める通数以上のものであること。

(私設郵便差出箱の設置者の義務)

第188条 郵便差出箱の私設の承認を受けた者（以下「設置者」といいます。）は、取集事業所の指示に従い、自己の負担で郵便差出箱の設置及び維持をしていただきます。

(私設郵便差出箱の設置場所等の変更の承認)

第189条 設置者は、私設郵便差出箱の設置場所、設置期間又は設置者を変更しようとするときは、当社が別に定めるところにより、取集事業所の承認を受けていただきます。

2 設置者の変更は、旧設置者の有する権利及び義務が新設置者に継承されるものに限り、これを承認します。

(私設郵便差出箱の設置者の氏名等の変更の届出)

第190条 設置者は、その氏名を改め、又は住所若しくは居所を変更したときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

(私設郵便差出箱の廃止の届出)

第191条 設置者は、私設郵便差出箱を廃止しようとするときは、廃止の10日前までに、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

(私設郵便差出箱の閉鎖等)

第192条 取集事業所は、次の場合には、私設郵便差出箱を閉鎖し、又はその私設の承認を取り消すことがあります。

- (1) 私設郵便差出箱が第187条（郵便差出箱の私設の承認請求）第3項の条件を満たさなくなったとき。
- (2) 設置者が取集料の支払をしなかったとき。
- (3) 当社の承認を受けずに郵便差出箱の設置場所、設置期間又は設置者を変更したとき。
- (4) 第190条（私設郵便差出箱の設置者の氏名等の変更の届出）の届出をしなかったとき。

(私設郵便差出箱の取集料の支払方法)

第193条 設置者は、料金表で定める額の取集料を、当社が別に定めるところにより、支払っていただきます。

第6節 業務用郵便物

(業務用郵便物)

第194条 当社の業務の事務に関し、当社の依頼により当社にあてて差し出される郵便物であつて当社が別に定める表示をしたものは、差出人において、その料金の支払を要しません。

第7節 閲覧

(閲覧)

第195条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行の日から実施します。

(内国郵便約款の廃止)

第2条 郵便事業株式会社が定めた内国郵便約款は、廃止します。

(差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第9条の規定による改正前の法（以下「旧法」といいます。）及び郵便法施行規則の一部を改正する省令（平成 年総務省令第 号）による改正前の郵便法施行規則その他旧法に基づく総務省令（以下「旧法令」と総称します。）並びに前条（内国郵便約款の廃止）の規定による廃止前の内国郵便約款（以下「旧約款」といいます。）の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。

(郵便事業株式会社等がした行為等に関する経過措置)

第4条 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（以下「郵便事業株式会社等」といいます。）がした承認、指定その他の行為は、この約款の相当の規定により当社がした承認、指定その他の行為とみなします。

- 2 この約款の実施の際現に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社等に対してされている請求、届出その他の行為は、この約款の相当の規定により当社に対してされた請求、届出その他の行為とみなします。
- 3 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社等に対し届出、報告、資料の提出その他の手続をすることとされている事項でこの約款の実施前にその手続がされていないものについては、この約款の相当の規定により当社に対して届出、報告、資料の提出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。

(小包葉書等に関する経過措置)

第5条 旧約款の附則（平成19年10月1日実施。以下この条において同じとします。）第5条（小包葉書等に関する経過措置）第1項の規定により同項の小包葉書として取り扱うこととされていたものについては、第20条（第二種郵便物）の規定にかかわらず、当分の間、これを当社が提供する郵便以外の送達役務に係る荷物の外部に添付して同時に送達する第二種郵便物として取り扱います。この場合における料金については、料金表の規定による通常葉書の料金を適用します。

- 2 旧約款の附則第5条（小包葉書等に関する経過措置）第2項の小包葉書については、当分の間、第46条（切手類の交換）の規定により他の切手類と交換することができます。この場合における交換手数料については、料金表の規定による通常葉書の手数料を適用します。
- 3 旧約款の附則第5条（小包葉書等に関する経過措置）第3項の規定により第二種郵便物として取り扱うこととされていた郵便葉書については、第24条（郵便葉書に浮出添付等のできる範囲）第1項の規定にかかわらず、当分の間、これを第二種郵便物として取り扱います。

(定形小包包装物の交換に関する経過措置)

第6条 日本郵政公社が定めた内国郵便約款第3条（用語の定義）の表中7に規定する定形小包包装物については、当分の間、第46条（切手類の交換）の取扱いをします。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとします。

第1欄	第2欄	第3欄
第46条の見出し	切手類	切手類等

第46条第1項	又は料額印面の汚染し、若しくはき損されていない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒	、料額印面の汚染し、若しくはき損されていない郵便葉書、郵便書簡若しくは特定封筒又は配達証がはがれていない定形小包包装物の					
	若しくは特定封筒の	、特定封筒若しくは定形小包包装物の					
第46条第3項	請求者	請求者（定形小包包装物の交換を請求する者を除きます。）					
第46条第4項	切手類の	切手類又は定形小包包装物の					
	請求者の提出する切手類	請求者の提出する切手類及び定形小包包装物					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">2 1に掲げるもの以外のもの</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの</td> </tr> </table>	2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">2 1に掲げるもの以外のもの（定形小包包装物を除きます。）</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">3 定形小包包装物</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">その事業所において現に販売している通常切手類（郵便書簡、当社が対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書及び特定封筒を除きます。）</td> </tr> </table>	2 1に掲げるもの以外のもの（定形小包包装物を除きます。）	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの	3 定形小包包装物
2 1に掲げるもの以外のもの	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの						
2 1に掲げるもの以外のもの（定形小包包装物を除きます。）	その事業所において現に販売している通常切手類のうち請求者が希望するもの						
3 定形小包包装物	その事業所において現に販売している通常切手類（郵便書簡、当社が対価を得ないで図画等を記載した郵便葉書及び特定封筒を除きます。）						
第46条第5項	前項の	前項の表中1又は2の					
第46条第6項	切手類	切手類又は定形小包包装物					

（業務用郵便物に関する経過措置）

第7条 日本郵政公社が定めた内国郵便約款第202条（業務用郵便物）の規定による表示をして差し出された郵便物（当社が別に定めるものに限りません。）については、第61条（料金受取人払）の規定にかかわらず、当社が指示するところにより、これを料金受取人払郵便物として取り扱います。

（旧約款の規定により調製した様式等に関する経過措置）

第8条 旧約款に規定する様式又は書式により調製した用紙は、当分の間、使用することができます。

電子郵便約款

日本郵便株式会社

電子郵便約款

実施 平成 年 月 日

(↑郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行日を記入)

【目次】

- 第1章 総則 (第1条-第4条)
- 第2章 ファクシミリ送信型電子郵便 (第5条-第21条)
- 第3章 コンピュータ発信型電子郵便 (第22条-第33条)
- 第4章 電子内容証明郵便 (第34条-第43条)
- 第5章 電話利用型電子郵便 (第44条-第50条)
- 第6章 雑則 (第51条)
- 附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。）第68条の規定に基づき定めるこの電子郵便約款（以下「約款」といいます。）及び法第67条の規定に基づき定める料金表により、電子郵便の役務を提供します。

2 この約款に定めのない事項については、内国郵便約款、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語は、法及び法に基づく総務省令並びに内国郵便約款において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。

区 別	意 味
1 電子情報処理組織	当社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含みます。以下同じとします。）と差出人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織
2 電磁的方法	電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法

(電子郵便の定義)

第4条 電子郵便は、次条（取扱内容）、第22条（取扱内容）、第34条（取扱内容）及び第44条（取扱内容）の規定により郵便物を送達する特殊取扱とし、次の区別により取り扱います。

- (1) ファクシミリ送信型電子郵便
- (2) コンピュータ発信型電子郵便
- (3) 電子内容証明郵便
- (4) 電話利用型電子郵便

第2章 ファクシミリ送信型電子郵便

(取扱内容)

第5条 ファクシミリ送信型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

ア ファクシミリ送信型電子郵便とする郵便物（以下「ファクシミリ送信型電子郵便物」といいます。）を引き受けたときは、速やかにファクシミリ送受信装置（以下単に「送受信装置」といいます。）による送信並びに電子計算機による通信文又は図画等の読取り及び送信を行うこと。ただし、送受信装置が設置されていない事業所においてファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けたときは、最も速やかな運送便により遅滞なく送受信装置が設置されている事業所に運送し、速やかに送受信装置による送信並びに電子計算機による通信文又は図画等の読取り及び送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、次により送達すること。

(ア) 第7条（作成方法）第1項(1)ア及びイの規定により封筒型電子郵便あて名用紙及び封筒型電子郵便用紙を使用して作成されたもの

電子計算機により、封筒型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文又は図画等を印字し、又は記載し、その通信文用紙を電子郵便封筒に納め、速達郵便物の例によること。

(イ) 第7条（作成方法）第1項(1)ア及びイの規定により台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便用紙を使用して作成されたもの

電子計算機により、台紙型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文又は図画等を印字し、又は記載し、その通信文用紙を電子郵便台紙に納め、速達郵便物の例によること。

(2) 第8条（差出方法等）第9項の規定により差し出されるもの

ア ファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けたときは、電子計算機による通信文又は図画等の読取り及び送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、次により送達すること。

(ア) 第7条（作成方法）第1項(2)ウの規定により封筒型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの

電子計算機により、封筒型電子郵便通信文用紙に黒色のみ又は白色以外の色（その色が黒色のみである場合を除きます。以下同じとします。）で通信文又は図画等を印字し、又は記載し、その通信文用紙を電子郵便封筒に納め、速達郵便物の例によること。

(イ) 第7条（作成方法）第1項(2)ウの規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの

電子計算機により、台紙型電子郵便通信文用紙に黒色のみ又は白色以外の色で通信文又は図画等を印字し、又は記載し、その通信文用紙を電子郵便台紙に納め、速達郵便物の例によること。

2 前項(1)イ及び(2)イの封筒型電子郵便通信文用紙及び台紙型電子郵便通信文用紙は、当社が別に定める大きさのものとし、その枚数は当社が別に定める枚数以内とします。

(対象郵便物)

第6条 ファクシミリ送信型電子郵便の取扱いは、次条（作成方法）の規定により作成された文書又は通信文等を内容とする第一種郵便物につき、これをします。

2 ファクシミリ送信型電子郵便物は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(作成方法)

第7条 ファクシミリ送信型電子郵便物は、次の区別に従い、それぞれ次により作成していただきます。

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

ア あて名は、封筒型電子郵便あて名用紙又は台紙型電子郵便あて名用紙（以下「あて名用紙」と総称します。）の所定の欄に記載すること。

イ 内容文書は、封筒型電子郵便あて名用紙を使用する場合にあっては封筒型電子郵便用紙、台紙型電子郵便あて名用紙を使用する場合にあっては台紙型電子郵便用紙を使用して作成すること。

ウ 封筒型電子郵便あて名用紙、台紙型電子郵便あて名用紙、封筒型電子郵便用紙及び台紙型電子郵便用紙は、当社が別に定める規格及び様式により作成すること。

(2) 次条（差出方法等）第9項の規定により差し出されるもの

ア 内容である通信文、図画、あて名等を次条（差出方法等）第1項の事業所が指示するところにより記録

すること。

イ アの記録（図画の記録を除きます。）は、仮名、漢字、数字、英字及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるものにより行うこと。

ウ アの事業所が指示するところにより封筒型電子郵便通信文用紙又は台紙型電子郵便通信文用紙のいずれかを指定すること。

エ アの記録は、同アの事業所が指示するデータの容量の範囲内において行うこと。

2 あて名のみが異なる2通以上のファクシミリ送信型電子郵便物を作成するときは、内容文書又は内容である通信文等については、1通分を作成することで足りる。

（差出方法等）

第8条 ファクシミリ送信型電子郵便物（前条（作成方法）第1項(1)の規定により作成されたものに限り、以下次項から第8項までにおいて同じとします。）は、同条第1項(1)の規定により作成したあて名用紙及び内容文書を封筒に、郵便物の受取人ごと（同条第2項の規定により作成した文書を内容とするものにあつては、1枚の封筒）に納め、事業所に差し出し、又は郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、送受信装置が設置されている事業所に差し出す場合は、封筒に納めることを要しません。

2 ファクシミリ送信型電子郵便物は、事業所が必要と認めるときは、その事業所の指定するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。

3 ファクシミリ送信型電子郵便物は、第1項の規定によるほか、差出人の設置する送受信装置からの送信により、送受信装置が設置されている事業所であつて当社が別に定めるものに差し出すことができます。

4 前項の規定により送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、送受信装置が設置されている事業所であつて当社が別に定めるものの承認を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。

5 第3項の規定により送受信装置からの送信によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者が、前項の承認及び次条（料金の支払方法）第5項後段に規定する料金後納の承認を受けようとする場合は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。

6 ファクシミリ送信型電子郵便物は、第1項及び第3項の規定によるほか、送受信装置が設置されている事業所であつて当社が別に定めるものに、その事業所の指示するところにより、電話を利用して差し出すことができます。

7 前項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、送受信装置が設置されている事業所であつて当社が別に定めるものの承認を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。

8 第6項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者が、前項の承認及び次条（料金の支払方法）第5項後段の規定による料金後納の承認を受けようとする場合は、当社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。

9 ファクシミリ送信型電子郵便物（前条（作成方法）第1項(1)の規定により作成されたものを除きます。以下次項から第16項までにおいて同じとします。）は、当社が別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。

10 前項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出そうとする者（以下この章において「利用者」といいます。）であつて次条（料金の支払方法等）第7項の規定に基づき料金後納とするものは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力していただきます。

11 次条（料金の支払方法等）第9項の規定に基づき内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする利用者は、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力していただきます。

12 前2項の承認は、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してそれぞれの利用者にその旨を通知します。この場合において、差出事業所は、電子情報処理組織を使用して利用者にその差出事業所が指定する記号番号（以下この章において「利用者記号

番号」といいます。)を通知します。

区 別	承認する場合
(1) 第10項の承認	差出事業所が次条(料金の支払方法等)第7項に規定する料金後納の承認(後納郵便物の差出方法について承認を要する場合は、その承認を含みます。第15項及び第11条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第2項において同じとします。)を受けた者であることを確認した場合
(2) 第11項の承認	内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の料金の支払について、その支払義務者から委託を受けた者(以下「指定会社等」といいます。)が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

- 13 第24条(差出方法等)第4項又は第5項の承認を受けた利用者は、それぞれ第10項又は第11項の承認を受けたものとみなします。
- 14 第10項若しくは第11項の承認を受け、又は前項の規定によりこれらの承認を受けたものとみなされたファクシミリ送信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出事業所に当社が別に定める事項を通知していただきます。この場合において、その差出人は、差出事業所の指示に従い、その事項を入出力装置から入力していただきます。
- 15 差出事業所は、次に定める差出人について、それぞれ次に定める場合には、ファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けないものとし、電子情報処理組織を使用してその差出人にその旨を通知します。

区 別	引き受けない場合
(1) 第10項の承認を受けた差出人(第13項の規定により第10項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。)	差出事業所が次条(料金の支払方法等)第7項に規定する料金後納の承認を受けていることを確認できない場合
(2) 第11項の承認を受けた差出人(第13項の規定により第11項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。)	指定会社等から、差出人からの委託を受けない旨又は前項の通知に係るファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料について内国郵便約款第64条(クレジットカード払等)の規定に基づくその料金の支払若しくはその料金に係る金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知された場合

- 16 差出事業所は、ファクシミリ送信型電子郵便物を引き受けたときは、電子情報処理組織を使用して差出人にその旨を通知します。
- 17 ファクシミリ送信型電子郵便物(第1項ただし書、第3項、第6項又は第9項の規定により差し出すものを除きます。)には、その表面の見やすい所にファクシミリ送信型電子郵便とする旨を朱記していただきます。

(料金の支払方法等)

- 第9条 前条(差出方法等)第1項ただし書の規定により差し出す郵便物は、料金別納又は料金後納としていただきます。この場合において、その郵便物については、内国郵便約款第48条(別納料金の支払方法等)第3項及び第4項並びに第53条(後納郵便物の差出方法)第2項及び第3項の規定は適用しません。
- 2 前条(差出方法等)第1項の規定により差し出す郵便物で料金別納とするものは、内国郵便約款第48条(別納料金の支払方法等)第2項の規定により別納郵便物を差し出すことができる事業所のほか、送受信装置が設置されている事業所にこれを差し出すことができます。
- 3 前条(差出方法等)第1項又は第2項の規定により差し出す郵便物は、内国郵便約款第47条(料金別納)第1項の規定にかかわらず、1通から料金別納とすることができます。
- 4 前条(差出方法等)第1項の規定により差し出す郵便物は、内国郵便約款第49条(料金後納)第1項の事業所の承認を受けて料金後納とすることができます。

- 5 前条（差出方法等）第3項又は第6項の規定により差し出す郵便物は、料金後納としていただきます。この場合において、毎月の差出通数が後納郵便物の差出条件として当社が別に定める通数未満の場合であっても、前条（差出方法等）第3項の規定により差し出す郵便物については同条第4項の事業所の、同条第6項の規定により差し出す郵便物については同条第7項の事業所の承認を受けて料金後納とすることができるものとし、その郵便物については、内国郵便約款第53条（後納郵便物の差出方法）第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 6 前項の規定により料金後納とする郵便物（前条（差出方法等）第3項の規定により差し出すものに限りま
- 7 前条（差出方法等）第9項の規定により差し出す郵便物は、料金後納としていただきます。この場合において、内国郵便約款第53条（後納郵便物の差出方法）第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 8 前項の規定により料金後納とする郵便物は、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。
- 9 前条（差出方法等）第9項の規定により差し出す郵便物の料金及び電子郵便料は、第7項の規定にかかわらず、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）に規定するところにより、差出人が指定会社等に委託し、支払うことができます。
- 10 前項の規定により、ファクシミリ送信型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払う場合にあっては、料金別納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第3章第2節第2款（料金別納）の規定（第48条（別納料金の支払方法等）第4項を除きます。）は適用しません。
- 11 指定会社等が、第9項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を当社の指示に従い当社の指定する預金口座への振込の方法により支払ったときは、それらの料金は、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定に基づき支払われたものとみなします。
- 12 指定会社等が第9項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を前項の規定により支払わない場合にあっては、その郵便物の差出人は、当社の指示に従いその料金を支払っていただきます。

（承認請求に係る申出内容の変更届）

- 第10条 第8条（差出方法等）第4項又は第7項の承認を受けた者は、その承認請求の際に申し出た内容を変更するときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。
- 2 第8条（差出方法等）第10項又は第11項の承認を受けた利用者は、これらの規定に規定する事項（当社が別に定めるものを除きます。）を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

（料金の支払方法に関する事項の変更承認）

- 第11条 第8条（差出方法等）第10項又は第11項の承認を受けた利用者は、その承認に係る料金の支払方法に関する事項（当社が別に定めるものに限りま
- 2 変更承認は、次に定める事項についてそれぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの変更承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してその利用者

区 別	変更承認をする場合
1 第8条（差出方法等）第10項の承認に係る料金後納に関する事項	差出事業所が第9条（料金の支払方法等）第7項に規定する料金後納の承認を受けた者であることを確認した場合
2 第8条（差出方法等）第11項の承認に係る内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定による料金の支払に関する事項	内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の料金の支払について、指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

(みなし承認利用者の承認に係る変更)

第12条 第8条(差出方法等)第13項の規定により同条第10項又は第11項の承認を受けたものとみなされた利用者(以下この章において「みなし承認利用者」といいます。)が、第26条(承認請求に係る申出内容の変更届)の規定による届出をした場合は、その届出に係る事項について第10条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項の規定による届出がなされたものとみなします。

2 みなし承認利用者が、第27条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第1項の承認を受けた場合は、その承認に係る事項について、前条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第1項の承認を受けたものとみなします。

(差出廃止届)

第13条 第8条(差出方法等)第4項又は第7項の承認を受けた者は、同条第3項又は第6項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。この場合において、その承認を行った事業所は、ファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を取り消します。

2 第8条(差出方法等)第10項若しくは第11項の承認を受けた利用者又はみなし承認利用者は、同条第9項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その届出をする利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

(電子情報処理組織による申出等の到達の時点)

第14条 第8条(差出方法等)第10項又は第11項の規定によりされた申出、同条第14項の規定によりされた通知並びに第10条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項の規定によりされた届出、第11条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第1項の規定によりされた申出及び前条(差出廃止届)第2項の規定によりされた届出は、差出事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに差出事業所に到達したものとみなします。

(引受けの停止)

第15条 第8条(差出方法等)第4項又は第7項の承認を受けた者が、内国郵便約款第49条(料金後納)第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けたときは、その停止を受けている間、その承認を行った事業所は、第8条(差出方法等)第3項又は第6項の規定によるファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止します。

2 第8条(差出方法等)第10項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第9項の規定によるファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止します。

(1) 内国郵便約款第49条(料金後納)第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けた場合

(2) 第10条(承認請求に係る申出内容の変更届)の規定による届出をしなかった場合

3 第8条(差出方法等)第11項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第9項の規定によるファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止します。

(1) 指定会社等が第9条(料金の支払方法等)第11項の規定による支払をしなかった場合

(2) 前項(2)に規定する場合

(承認の取消し)

第16条 第8条(差出方法等)第4項又は第7項の承認を受けた者が、同条第4項又は第7項の条件を満たさなくなったときは、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。この場合において、その事業所は、同条第3項又は第6項の規定により差し出されるファクシミリ送信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を併せて取り消します。

2 第8条(差出方法等)第10項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。

(1) 前条(引受けの停止)第2項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止してもなお義

務を履行しないとき。

- (2) 1年以上ファクシミリ送信型電子郵便物（第8条（差出方法等）第9項の規定により差し出すものに限ります。以下この条において同じとします。）の差出しをしなかったとき。
 - (3) 内国郵便約款第49条（料金後納）第3項の規定により料金後納の承認を取り消されたとき。
- 3 第8条（差出方法等）第11項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。
- (1) 前条（引受けの停止）第3項の規定によりファクシミリ送信型電子郵便物の引受けを停止しても指定会社等又は差出人がなお義務を履行しないとき。
 - (2) 1年以上ファクシミリ送信型電子郵便物の差出しをしなかったとき。
 - (3) 指定会社等が第8条（差出方法等）第11項の承認を受けた利用者からの委託を受けない旨その他その利用者に係る第9条（料金の支払方法等）第9項の規定に基づく内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の料金の支払に支障がある旨を申し出たとき。
 - (4) 指定会社等が内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定に基づく指定を取り消されたとき。
- 4 第8条（差出方法等）第10項の承認に係るみなし承認利用者が、第32条（承認の取消し）第2項の規定により第24条（差出方法等）第4項の承認を取り消された場合又は第2項(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合は、第8条（差出方法等）第13項の規定は適用しません。
- 5 第8条（差出方法等）第11項の承認に係るみなし承認利用者が、第32条（承認の取消し）第3項の規定により第24条（差出方法等）第5項の承認を取り消された場合又は第3項(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合は、第8条（差出方法等）第13項の規定は適用しません。

（料金受取人払）

- 第17条 当社が別に定めるところにより印刷したあて名用紙を用いて差し出すファクシミリ送信型電子郵便物（第8条（差出方法等）第9項の規定により差し出されるものを除きます。）については、料金受取人払の取扱いをします。
- 2 前項の規定による料金受取人払の取扱いについては、内国郵便約款第3章第2節第5款（料金受取人払）の規定に準じます。

（慶弔扱い）

- 第18条 ファクシミリ送信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、慶祝又は弔慰の取扱いを請求することができます。
- 2 前項の請求があった場合には、慶祝用又は弔慰用の電子郵便封筒又は電子郵便台紙を使用します。
- 3 ファクシミリ送信型電子郵便物（第7条（作成方法）第1項(1)の規定により台紙型電子郵便あて名用紙及び台紙型電子郵便紙を使用して作成されたもの並びに同項(2)の規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたものに限ります。）の差出人は、第1項の取扱いを請求する際、前項の電子郵便台紙に代え、当社が調製した特別の電子郵便台紙のいずれかの使用を請求することができます。
- 4 当社は、前項に規定する特別の電子郵便台紙を使用する地域又は期間を限定することがあります。

（配達日指定）

- 第19条 ファクシミリ送信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、差出しの日の翌日（郵便差出箱に差し入れる場合にあつては翌々日）から起算して10日以内の日に限り、その郵便物の配達日を指定することができます。

（配達時間帯希望）

- 第20条 前条（配達日指定）の規定により配達日を指定したファクシミリ送信型電子郵便物で、差出しの際、差出人が希望する時間帯（当社が別に定めるものに限ります。）にその郵便物を配達する取扱いを請求するものについては、これをその希望した時間帯に配達します。ただし、配達事業所の業務上の支障等により、その希望した時間帯に配達することができないことがあります。

（取扱いを終了した文書等の返還）

- 第21条 ファクシミリ送信型電子郵便物（第8条（差出方法等）第3項、第6項又は第9項の規定により差し

出すものを除きます。)の差出人は、差出しの際、第5条(取扱内容)第1項(1)アの取扱いを終了した文書(あて名用紙を含みます。)及びその文書を納めた封筒の返還を請求することができます。この場合において、その郵便物(第8条(差出方法等)第1項ただし書の規定により差し出すものを除きます。)には、その表面の見やすい所に返還先及び要返還の旨を記載していただきます。

第3章 コンピュータ発信型電子郵便

(取扱内容)

第22条 コンピュータ発信型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。

(1) (2)に掲げるもの以外のもの

ア コンピュータ発信型電子郵便とする郵便物（以下「コンピュータ発信型電子郵便物」といいます。）を引き受けたときは、電子計算機により通信文又は図画等を読み取り、送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、電子計算機により通信文用紙に黒色のみで印字し、又は記載し、次の(フ)又は(イ)のいずれかにより作成した郵便物は、特殊取扱としない郵便物の例により送達すること。

(フ) 通信文用紙をコンピュータ発信型電子郵便封筒に納めて封かんすること。

(イ) 通信文用紙を折り曲げて密着すること（コンピュータ発信型電子郵便物の差出人の申出がある場合に限ります。）。

(2) 第24条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出されたもの

ア コンピュータ発信型電子郵便物を引き受けたときは、電子計算機により通信文又は図画等を読み取り、送信を行うこと。

イ 通信文又は図画等を受信した後、電子計算機により通信文用紙に黒色のみ又は白色以外の色で印字し、又は記載し、その通信文用紙をコンピュータ発信型電子郵便封筒に納めて封かんし、特殊取扱としない郵便物の例により送達すること。

2 当社が別に定める地域にあてて差し出されたコンピュータ発信型電子郵便物については、前項(1)アの送信を行わないことがあります。この場合において、その郵便物については、電子計算機により通信文用紙に印字し、前項(1)イ(フ)又は(イ)のいずれかにより作成した上、特殊取扱としない郵便物の例により送達します。

3 コンピュータ発信型電子郵便物（第1項(1)イ(フ)に規定する取扱いをするものに限ります。）の差出人は、差出しの際、当社が別に定める規格及び様式の印刷物その他の紙片（1通につき8部以内に限ります。以下「印刷物」といいます。）をコンピュータ発信型電子郵便物に同封することを請求することができます。

4 第1項(1)イの通信文用紙及びコンピュータ発信型電子郵便封筒は、当社が別に定める規格及び様式により当社以外の者が作成（以下「私製」といいます。）することができます。

(対象郵便物)

第23条 コンピュータ発信型電子郵便の取扱いは、次により作成された通信文等を内容とする第一種郵便物につき、これをします。

(1) 内容である通信文、図画、あて名等を、次条（差出方法等）第1項の事業所が指定するところにより記録する。

(2) (1)の記録（図画の記録を除きます。）は、仮名、漢字、数字、英字及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるものにより行う。

(3) (1)の記録は、次条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出されるものにあつては、同項の事業所が指示するデータの容量の範囲において行う。

2 コンピュータ発信型電子郵便物は、第4章（電子内容証明郵便）に規定する場合を除き、これを他の特殊取扱とすることができません。

(差出方法等)

第24条 コンピュータ発信型電子郵便物は、次の区別に従い、それぞれ次により、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。

(1) 前条（対象郵便物）第1項の規定により作成した電磁的方法による記録に係る記録媒体（当社が別に定めるものに限ります。第33条（電磁的記録媒体の返還）において「電磁的記録媒体」といいます。）による差出し

(2) 差出人の設置する電子計算機からの送信による差出し

(3) 当社が別に定めるところによる電子情報処理組織を使用した差出し

2 前項(1)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところにより、利用の届出をしていただきます。ただし、次項の承認を受けた者については、この限りではありません。

3 第1項(2)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出そうとする者は、当社が別に定めるところ

により、当社が別に定める事業所の承認を受けていただきます。この場合において、承認は、当社が別に定める条件を満たしている場合に、これをします。

- 4 第1項(3)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出そうとする者（以下この章において「利用者」といいます。）であって次条（料金の支払方法等）第3項の規定に基づき料金後納とするものは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。
- 5 次条（料金の支払方法等）第5項の規定に基づき内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする利用者は、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。
- 6 前2項の承認は、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してそれぞれの利用者にもその旨を通知します。この場合において、差出事業所は、電子情報処理組織を使用して利用者にもその差出事業所が指定する記号番号（以下この章において「利用者記号番号」といいます。）を通知します。

区 別	承認する場合
1 第4項の承認	差出事業所が次条（料金の支払方法等）第3項に規定する料金後納の承認（後納郵便物の差出方法について承認を要する場合は、その承認を含みます。第9項及び第27条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）第2項において同じとします。）を受けた者であることを確認した場合
2 第5項の承認	指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

- 7 第8条（差出方法等）第10項又は第11項の承認を受けた利用者は、それぞれ第4項又は第5項の承認を受けたものとみなします。
- 8 第4項若しくは第5項の承認を受け、又は前項の規定によりこれらの承認を受けたものとみなされたコンピュータ発信型電子郵便物の差出人は、差出しの際、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出事業所に当社が別に定める事項を通知していただきます。この場合において、その差出人は、差出事業所の指示に従い、その事項を入力装置から入力していただきます。
- 9 差出事業所は、次に定める差出人について、それぞれ次に定める場合には、コンピュータ発信型電子郵便物を引き受けないものとし、電子情報処理組織を使用してその差出人にもその旨を通知します。

区 別	引き受けない場合
1 第4項の承認を受けた差出人（第7項の規定により第4項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。）	差出事業所が次条（料金の支払方法等）第3項に規定する料金後納の承認を受けていることを確認できない場合
2 第5項の承認を受けた差出人（第7項の規定により第5項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。）	指定会社等から、差出人からの委託を受けない旨又は前項の通知に係るコンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子郵便料について内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定に基づくその料金の支払若しくはその料金に係る金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知された場合

- 10 差出事業所は、第1項(3)の規定により差し出されたコンピュータ発信型電子郵便物を引き受けたときは、電子情報処理組織を使用して差出人にもその旨を通知します。
- 11 第22条（取扱内容）第3項の規定により印刷物の同封を請求する場合には、差出事業所の指示するところにより印刷物をその事業所に差し出していただきます。
- 12 第1項（(3)を除きます。）の場合において、その郵便物の差出人は、差出事業所又は第3項の承認をした

事業所において交付する用紙に必要な事項を記載した上、これを差出事業所に提出していただきます。

(料金の支払方法等)

- 第25条 前条（差出方法等）第1項(1)の規定により差し出す郵便物は、料金別納又は料金後納としていただきます。
- 2 前条（差出方法等）第1項(2)の規定により差し出す郵便物は、同条第3項の事業所の承認を受けて、料金後納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第53条（後納郵便物の差出方法）第1項の規定は適用しません。
- 3 前条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出す郵便物は、料金後納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第53条（後納郵便物の差出方法）第1項及び第2項の規定は適用しません。
- 4 前項の規定により料金後納とする郵便物は、当社が別に定めるところにより差し出していただきます。
- 5 前条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出す郵便物の料金及び電子郵便料は、第3項の規定にかかわらず、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）に規定するところにより、差出人が指定会社等に委託し、支払うことができます。
- 6 前項の規定により、前条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出す郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする場合にあつては、料金別納としていただきます。この場合においては、内国郵便約款第3章第2節第2款（料金別納）の規定（第48条（別納料金の支払方法等）第4項を除きます。）は適用しません。
- 7 指定会社等が、第5項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を当社の指示に従い当社の指定する預金口座への振込の方法により支払ったときは、それらの料金は、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定に基づき支払われたものとみなします。
- 8 指定会社等が第5項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を前項の規定により支払わない場合にあつては、その郵便物の差出人は、当社の指示に従いその料金を支払っていただきます。
- 9 コンピュータ発信型電子郵便物（前条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出されるものを除きます。）を差し出す場合においては、内国郵便約款第48条（別納料金の支払方法等）第3項及び第53条（後納郵便物の差出方法）第2項の規定は、次項に規定する場合を除き、適用しません。
- 10 私製の封筒又は私製の第22条（取扱内容）第1項(1)イ(i)の規定による取扱いをするための通信文用紙を使用するコンピュータ発信型電子郵便物には、コンピュータ発信型電子郵便物である旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(承認請求に係る申出内容の変更届)

- 第26条 第24条（差出方法等）第3項の承認を受けた者は、その承認請求の際に申し出た内容を変更するときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。
- 2 第24条（差出方法等）第4項又は第5項の承認を受けた利用者は、これらの規定に規定する事項（当社が別に定めるものを除きます。）を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

(料金の支払方法に関する事項の変更承認)

- 第27条 第24条（差出方法等）第4項又は第5項の承認を受けた利用者は、その承認に係る料金の支払方法に関する事項（当社が別に定めるものに限り、）を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認（以下この条において「変更承認」といいます。）を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。
- 2 変更承認は、次に定める事項について、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの変更承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してその利用者にもその旨を通知します。

区 別	変更承認をする場合
1 第24条（差出方法等）第4項の承認に係	差出事業所が第25条（料金の支払方法等）第3項に

る料金後納に関する事項	規定する料金後納の承認を受けた者であることを確認した場合
2 第24条（差出方法等）第5項の承認に係る内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定による料金の支払に関する事項	内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の料金の支払について、指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

（みなし承認利用者の承認に係る変更）

第28条 第24条（差出方法等）第7項の規定により同条第4項又は第5項の承認を受けたものとみなされた利用者（以下この章において「みなし承認利用者」といいます。）が、第10条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項の規定による届出をした場合は、その届出に係る事項について第26条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項の規定による届出がなされたものとみなします。

2 みなし承認利用者が、第11条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）第1項の承認を受けた場合は、その承認に係る事項について、前条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）第1項の承認を受けたものとみなします。

（差出廃止届）

第29条 第24条（差出方法等）第3項の承認を受けた者は、その承認に係るコンピュータ発信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。この場合において、その承認を行った事業所は、そのコンピュータ発信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を取り消します。

2 第24条（差出方法等）第4項若しくは第5項の承認を受けた利用者又はみなし承認利用者は、同条第1項(3)の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物を差し出す必要がなくなったときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、届出をする利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力していただきます。

（電子情報処理組織による申出等の到達の時点）

第30条 第24条（差出方法等）第4項又は第5項の規定によりされた申出、同条第8項の規定によりされた通知、第26条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項の規定によりされた届出、第27条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）第2項の規定によりされた申出及び前条（差出廃止届）第2項の規定によりされた届出は、差出事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに差出事業所に到達したものとみなします。

（引受けの停止）

第31条 第24条（差出方法等）第3項の承認を受けた利用者が、内国郵便約款第49条（料金後納）第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けたときは、その停止を受けている間、その承認を行った事業所は、第24条（差出方法等）第1項(2)の規定によるコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止します。

2 第24条（差出方法等）第4項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第1項(3)の規定によるコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止します。

(1) 内国郵便約款第49条（料金後納）第3項の規定により料金後納の取扱いの停止を受けた場合

(2) 第26条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項の規定による届出をしなかった場合

3 第24条（差出方法等）第5項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者が、次のいずれかに該当するときは、差出事業所は、同条第1項(3)の規定によるコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止します。

(1) 指定会社等が第25条（料金の支払方法等）第7項の規定による支払をしなかった場合

(2) 前項(2)に規定する場合

（承認の取消し）

第32条 第24条（差出方法等）第3項の承認を受けた者が、同項の条件を満たさなくなったときは、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。この場合において、その事業所は、同条第1項(2)の規定に

より差し出されるコンピュータ発信型電子郵便物の差出しに係る料金後納の承認を併せて取り消します。

2 第24条（差出方法等）第4項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。

(1) 前条（引受けの停止）第2項の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止してもなお義務を履行しないとき。

(2) 一年以上コンピュータ発信型電子郵便物（第24条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出すものに限り、以下この条において同じとします。）の差出しをしなかったとき。

(3) 内国郵便約款第49条（料金後納）第3項の規定により料金後納の承認を取り消されたとき。

3 第24条（差出方法等）第5項の承認を受けた利用者が、次のいずれかに該当する場合は、その承認を行った事業所は、その承認を取り消します。

(1) 前条（引受けの停止）第3項の規定によりコンピュータ発信型電子郵便物の引受けを停止しても指定会社等又は差出人がなお義務を履行しないとき。

(2) 一年以上コンピュータ発信型電子郵便物の差出しをしなかったとき。

(3) 指定会社等が第24条（差出方法等）第5項の承認を受けた利用者からの委託を受けない旨その他その利用者に係る第25条（料金の支払方法等）第5項の規定に基づく内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の料金の支払に支障がある旨を申し出たとき。

(4) 指定会社等が内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定に基づく指定を取り消されたとき。

4 第24条（差出方法等）第4項の承認に係るみなし承認利用者が、第16条（承認の取消し）第2項の規定により第8条（差出方法等）第10項の承認を取り消された場合又は第2項(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合は、第24条（差出方法等）第7項の規定は適用しません。

5 第24条（差出方法等）第5項の承認に係るみなし承認利用者が、第16条（承認の取消し）第3項の規定により第8条（差出方法等）第11項の承認を取り消された場合又は第3項(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合は、第24条（差出方法等）第7項の規定は適用しません。

（電磁的記録媒体の返還）

第33条 第24条（差出方法等）第1項(1)の規定により差し出された電磁的記録媒体は、電子計算機による処理をした後、差出人に返還します。

第4章 電子内容証明郵便

(取扱内容)

第34条 内容証明の取扱いをする場合のコンピュータ発信型電子郵便（以下「電子内容証明郵便」といいます。）の取扱いは、当社が別に定める事業所において、次により、これをします。

(1) 電子内容証明郵便とする郵便物（以下「電子内容証明郵便物」といいます。）を引き受けたときは、電子計算機により通信文等を読み取り、通信文用紙に黒色のみで印字すること。

(2) 次に規定する電子内容証明の取扱いをすること。

ア 電子計算機により読み取った通信文等を、その電子計算機により記録するとともに、謄本とするための通信文用紙（以下単に「謄本」といいます。）に黒色のみで印字すること。

イ アの規定により記録した通信文等と、引受けの際、電子計算機により通信文等を読み取り黒色のみで印字した通信文用紙（以下「内容である文書」といいます。）及び謄本とを対照して符合することを認めたときは、内容である文書及び謄本に、電子計算機により、差出年月日、その郵便物が電子内容証明郵便物として差し出された旨、当社の名称及びページ数を記載し、並びに通信日付印の印影を表示すること。

ウ イの規定により証明された謄本は、差出人にこれを当社が別に定める取扱いとする郵便物により送付するとともに、差出事業所において、アの規定により記録した通信文等その他謄本に係る情報を電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存すること。

(3) 印字した通信文用紙を電子内容証明郵便封筒に納めて封かんして作成した郵便物は、一般書留とする郵便物の例により送達すること。

2 前項(1)の通信文用紙は、当社が別に定める大きさのものとし、その枚数は当社が別に定める枚数以内とします。

3 2通以上の郵便物（当社が別に定める通数以内に限り、）でその内容である文書の内容を同じくするもの並びに内容である文書のうち名あて人の氏名及び住所又は居所のみを異にする2通以上の郵便物（当社が別に定める通数以内に限り、）でそれぞれその名あて人にあてたものについて、差出人が請求する場合には、その内容である文書のすべてを通じて謄本1通を作成します。

4 電子内容証明郵便物の差出人は、同時に差し出すその郵便物（当社が別に定める通数以内に限り、）に係る第1項(2)イの規定により証明された謄本について、まとめて送付することを請求することができます。

5 電子内容証明郵便の取扱いについては、第22条（取扱内容）及び第23条（対象郵便物）第1項の規定は、適用しません。

6 電子内容証明の取扱いにおいては、郵便認証司による法第58条第1号の認証を受けるものとします。

(対象郵便物)

第35条 電子内容証明郵便の取扱いは、次により作成された文書1通のみを内容とするコンピュータ発信型電子郵便物（第24条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出されるものに限ります。）につき、これをします。

(1) 内容である通信文、あて名等を差出事業所の指示するところにより記録する。

(2) (1)の記録は、当社が別に定める仮名、漢字、数字、英字（固有名詞に限ります。）及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるものにより行う。

2 電子内容証明郵便物は、一般書留としていただきます。

3 電子内容証明郵便物は、当社が別に定める特殊取扱とすることができます。

(差出方法等)

第36条 電子内容証明郵便物を差し出そうとする者（以下この章において「利用者」といいます。）であって第25条（料金の支払方法等）第3項の規定に基づき料金後納とするものは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。

2 第25条（料金の支払方法等）第5項の規定に基づき内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）に規定するところにより郵便物の料金及び電子郵便料を支払おうとする利用者は、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して申出をし、その承認を受けていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。

- 3 差出事業所は、前2項の規定による申出があった場合においては、電子情報処理組織を使用して利用者によるその差出事業所が指定する番号（以下この章において「利用者番号」といいます。）を通知します。
- 4 第2項の規定による申出をした利用者は、前項の規定により差出事業所から利用者番号を通知されたときは、その差出事業所が指定するところにより、その通知があった日から起算して7日以内に、利用するクレジットカードに記載されている事項及び利用者番号を電話により差出事業所に通知していただきます。
- 5 第1項及び第2項の承認は、それぞれ次に定める場合にこれをするものとし、それぞれの承認をしたときは、電子情報処理組織を使用してそれぞれの利用者によるその旨を通知します。

区 別	承認する場合
1 第1項の承認	差出事業所が第25条（料金の支払方法等）第3項に規定する料金後納の承認（後納郵便物の差出方法について承認を要する場合は、その承認を含みます。）を受けた者であることを確認した場合
2 第2項の承認	内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の料金の支払について、指定会社等が利用者から委託を受けた旨を差出事業所に通知した場合

（承認請求に係る申出内容の変更届）

第37条 前条（差出方法等）第1項又は第2項の承認を受けた利用者は、これらの規定又は同条第4項に規定する事項（当社が別に定めるものを除きます。）を変更するときは、当社が別に定めるところにより差出事業所に電子情報処理組織を使用して届出をしていただきます。この場合において、その利用者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

（差出廃止届）

第38条 第36条（差出方法等）第1項又は第2項の承認を受けた利用者は、電子内容証明郵便物を差し出す必要がなくなったとき又は指定会社等に委託をしないときは、当社が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して差出しを廃止する旨の届出をしていただきます。この場合において、その承認を受けた者は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入出力装置から入力していただきます。

（第3章の規定の適用）

第39条 電子内容証明郵便の取扱いについては、この章に規定するほか、第3章（コンピュータ発信型電子郵便）（第24条（差出方法等）第1項(3)の規定により差し出されるものに係る部分に限り、第22条（取扱内容）第1項(2)、第23条（対象郵便物）第1項、第24条（差出方法等）第4項から第7項まで、第26条（承認請求に係る申出内容の変更届）第2項、第27条（料金の支払方法に関する事項の変更承認）、第28条（みなし承認利用者の承認に係る変更）、第29条（差出廃止届）第2項並びに第32条（承認の取消し）第4項及び第5項を除きます。）に規定するところによります。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、

第24条（差出方法等）第8項	第4項若しくは第5項の承認を受け、又は前項の規定によりこれらの承認を受けたものとみなされたコンピュータ発信型電子郵便物	第36条（差出方法等）第1項又は第2項の承認を受けた電子内容証明郵便物
第24条（差出方法等）第9項	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
第24条（差出方法等）第9項表中1	第4項の承認を受けた差出人（第7項の規定により第4項の承認を受けたものとみなされたものを含みます。）	第36条（差出方法等）第1項の承認を受けた差出人
第24条（差出方法等）第9項表中2	第5項の承認を受けた差出人（第7項の規定により第5項の	第36条（差出方法等）第2項の承認を受けた差出人

	承認を受けたものとみなされたものを含まず。)	
	コンピュータ発信型電子郵便物の料金及び電子郵便料	電子内容証明郵便物の料金及び電子郵便料並びにこれに係る特殊取扱の料金
第24条(差出方法等)第10項	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
第25条(料金の支払方法等)第5項、第6項、第7項及び第8項	電子郵便料	電子郵便料並びにこれに係る特殊取扱の料金
第30条(電子情報処理組織による申出等の到達の時点)	第24条(差出方法等)第4項又は第5項	第36条(差出方法等)第1項又は第2項
	同条第8項	第24条(差出方法等)第8項
	第26条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項	第37条(承認請求に係る申出内容の変更届)
	第27条(料金の支払方法に関する事項の変更承認)第2項の規定によりされた申出及び前条(差出廃止届)第2項	及び第38条(差出廃止届)
第31条(引受けの停止)第2項	第24条(差出方法等)第4項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者	第36条(差出方法等)第1項の承認を受けた利用者
	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
	第26条(承認請求に係る申出内容の変更届)第2項	第37条(承認請求に係る申出内容の変更届)
第31条(引受けの停止)第3項	第24条(差出方法等)第5項の承認を受けた利用者又は同項の承認に係るみなし承認利用者	第36条(差出方法等)第2項の承認を受けた利用者
	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
第32条(承認の取消し)第2項	第24条(差出方法等)第4項	第36条(差出方法等)第1項
第32条(承認の取消し)第2項(1)	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物
第32条(承認の取消し)第2項(2)	コンピュータ発信型電子郵便物(第24条(差出方法等)第1項(3)の規定により差し出すものに限り。以下この条において同じとします。)	電子内容証明郵便物
第32条(承認の取消し)第3項	第24条(差出方法等)第5項	第36条(差出方法等)第2項
第32条(承認の取消し)第3項(1)及び(2)	コンピュータ発信型電子郵便物	電子内容証明郵便物

(損害要償額の限度額)

第40条 電子内容証明郵便物の損害要償額の限度額は、内国郵便約款の規定にかかわらず、100,000円

とします。

(再度証明)

第41条 電子内容証明郵便物の差出人は、謄本の情報（第34条（取扱内容）第1項(2)ウに規定する記録媒体に記録されたものをいいます。以下同じとします。）に係る次条（謄本の情報の保存期間）の規定による保存期間内に限り、差出事業所において第34条（取扱内容）第1項(2)の規定による証明を受けることができます。この場合において、その差出人は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を入力装置から入力していただきます。

2 前項の取扱いにおいては、郵便認証司による法第58条第1号の認証を受けるものとします。

3 電子内容証明郵便物の差出人のうち、第1項の入力ができない者にあつては、集配事業所又は当社が別に定める事業所に申し出ることにより、第34条（取扱内容）第1項(2)の規定による証明を受けることができます。この場合において、その差出人は、郵便物の受領証を提示し、第1項に規定する事項を通知していただきます。

4 前項の証明を受ける場合の電子内容証明料については、申出の際、郵便切手又は現金等で支払っていただきます。

(謄本の情報の保存期間)

第42条 差出事業所における電子内容証明郵便物に係る謄本の情報の保存期間は、5年とします。

(あて名変更請求不能)

第43条 電子内容証明郵便物については、あて名の変更を請求することができません。

第5章 電話利用型電子郵便

(取扱内容)

第44条 電話利用型電子郵便の取扱いは、事業所において、次により、これをします。

- (1) 電話利用型電子郵便とする郵便物（以下「電話利用型電子郵便物」といいます。）を引き受けたときは、電子計算機によりその通信文等を仮名、漢字、数字、英字及び括弧、句点その他一般に記号として使用されるもの（当社が別に定めるものに限りません。以下「仮名等」といいます。）として記録し、送信を行うこと。
 - (2) 通信文等を受信した後、次により送達すること。
 - ア 次条（対象郵便物）第1項(3)の規定により封筒型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの
電子計算機により、封筒型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文等を仮名等により印字し、その通信文用紙を電子郵便封筒に納め、速達郵便物の例によること。
 - イ 次条（対象郵便物）第1項(3)の規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定して作成されたもの
電子計算機により、台紙型電子郵便通信文用紙に黒色のみで通信文等を仮名等により印字し、その通信文用紙を電子郵便台紙に納め、速達郵便物の例によること。
- 2 第1項(2)の通信文用紙は、当社が別に定める大きさのものとし、

(対象郵便物)

第45条 電話利用型電子郵便の取扱いは、次により作成された通信文等を内容とする第一種郵便物につき、これをします。

- (1) 内容である通信文、あて名等を次条（差出方法等）第1項の事業所が指示するところによりその事業所に通知する。
 - (2) (1)の通知は、前条（取扱内容）第1項(1)の規定により記録する仮名等を申し出ることにより行う。
 - (3) (1)の事業所が指示するところにより封筒型電子郵便通信文用紙又は台紙型電子郵便通信文用紙のいずれかを指定する。
- 2 あて名のみが異なる2通以上の電話利用型電子郵便物を作成するときは、前項(1)の内容である通信文の通知は、1通分を行うことで足りません。
- 3 電話利用型電子郵便物は、これを他の特殊取扱とすることができません。

(差出方法等)

第46条 電話利用型電子郵便物は、当社が別に定めるところにより電話を使用して、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。この場合において、電話利用型電子郵便物を差し出そうとする者（以下この章において「利用者」といいます。）は、差出事業所の指示に従い、当社が別に定める事項を申し出ていただきます。

- 2 前項の場合において、差出事業所は、次条（料金の支払方法）第1項に規定する内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の料金の支払について、指定会社等からその利用者からの委託を受けない旨又は前項後段の申出に係る電話利用型電子郵便物の料金及び電子郵便料について同条の規定に基づくその料金の支払若しくはその料金に係る金銭債権の買取代金の支払をしない旨を通知されたときは、その電話利用型電子郵便物を受け取らないものとし、電話を使用してその利用者にもその旨を通知します。

(料金の支払方法)

第47条 電話利用型電子郵便物は、料金別納とし、郵便物の料金及び電子郵便料金は、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）に規定するところにより、差出人が指定会社等に委託し、支払っていただきます。この場合においては、内国郵便約款第3章第2節第2款（料金別納）の規定（第48条（別納料金の支払方法等）第4項を除きます。）は適用しません。

- 2 指定会社等が、前項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を、当社の指示に従い、当社の指定する預金口座への振込の方法により支払ったときは、それらの料金は、内国郵便約款第64条（クレジットカード払等）の規定に基づき支払われたものとみなします。
- 3 指定会社等が第1項の郵便物の料金及び電子郵便料又はそれらの料金に係る金銭債権の買取代金を前項の規定により支払わない場合にあつては、その郵便物の差出人は、当社の指示に従い、その料金を支払っていただ

きます。

(慶弔扱い)

- 第48条 電話利用型電子郵便物の差出人は、差出しの際、慶祝又は弔慰の取扱いを請求することができます。
- 2 前項の請求があった場合には、慶祝用又は弔慰用の電子郵便封筒又は電子郵便台紙を使用します。
 - 3 電話利用型電子郵便物（第45条（対象郵便物）第1項(3)の規定により台紙型電子郵便通信文用紙を指定したものに限り、）の差出人は、第1項の取扱いを請求する際、前項の電子郵便台紙に代え、当社が調製した特別の電子郵便台紙のいずれかの使用を請求することができます。
 - 4 当社は、前項に規定する特別の電子郵便台紙を使用する地域又は期間を限定することがあります。

(配達日指定)

- 第49条 電話利用型電子郵便物の差出人は、差出しの際、差出しの日の翌日から起算して10日以内の日に限り、その郵便物の配達日を指定することができます。

(配達時間帯希望)

- 第50条 前条（配達日指定）の規定により配達日を指定した電話利用型電子郵便物で、差出しの際、差出人が希望する時間帯（当社が別に定めるものに限り、）にその郵便物を配達する取扱いを請求するものについては、これをその希望した時間帯に配達します。ただし、配達事業所の業務上の支障等により、その希望した時間帯に配達することができないことがあります。

第6章 雑則

(閲覧)

第51条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行の日から実施します。

(電子郵便約款の廃止)

第2条 郵便事業株式会社が定めた電子郵便約款は、廃止します。

(差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第9条の規定による改正前の法及び郵便法施行規則の一部を改正する省令（平成 年総務省令第 号）による改正前の郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）その他同法に基づく総務省令（以下「旧法令」と総称します。）並びに前条（電子郵便約款の廃止）による廃止前の電子郵便約款（以下「旧約款」といいます。）及び内国郵便約款附則第2条（内国郵便約款の廃止）による廃止前の内国郵便約款の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。

(郵便事業株式会社がした行為等に関する経過措置)

第4条 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社がした承認その他の行為は、この約款の相当の規定により当社がした承認その他の行為とみなします。

2 この約款の実施の際現に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社に対してされている請求、届出その他の行為は、この約款の相当の規定により当社に対してされた請求、届出その他の行為とみなします。

3 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社に対し届出その他の手続をすることとされている事項でこの約款の実施前にその手続がされていないものについては、この約款の相当の規定により当社に対して届出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。

(旧約款の規定により調製した様式等に関する経過措置)

第5条 旧約款に規定する様式又は書式により調製した用紙は、当分の間、使用することができます。

内国捕虜郵便物の 取扱いに関する郵便約款

日本郵便株式会社

内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款

(約款の適用)

第1条 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。）第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約（昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。）第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーブ条約（昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。）第141条の規定により郵便料金を免除される郵便物（国内のみにおいて引受け及び配達を行うものに限ります。以下「内国捕虜郵便物」といいます。）に係る郵便の役務の提供条件についてこの内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款（以下「約款」といいます。）を定めます。

2 この約款に定めのない事項については、内国郵便約款、電子郵便約款、第三条約、第四条約、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語)

第3条 この約款において使用する用語は、第三条約、第四条約、法及び法に基づく総務省令並びに内国郵便約款において使用する用語の例によります。

(内国捕虜郵便物の差出方法)

第4条 捕虜若しくは第三条約第5条第2項に規定される者（以下「仮収容者」といいます。）、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局若しくは被保護者情報局が差し出す内国捕虜郵便物の差出場所は、内国郵便約款第67条（郵便物の差出場所）第1項及び電子郵便約款第8条（差出方法等）第1項の規定にかかわらず、その捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員が収容されている捕虜収容所若しくは捕虜情報局若しくは被保護者情報局の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所とします。

2 内国捕虜郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

3 内国捕虜郵便物は、捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局若しくは被保護者情報局が差し出すものについては、差出しの際、差出事業所が指示する事項を記載した書面を添えていただくほか、当社が別に定めるところにより差し出させていただきます。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行の日から実施します。

(内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款の廃止)

第2条 郵便事業株式会社が定めた内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款は、廃止します。

(差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に第三条約、第四条約、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第9条の規定による改正前の法及び郵便法施行規則の一部を改正する省令（平成 年総務省令第 号）による改正前の郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）その他同法に基づく総務省令並びに前条（内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款の廃止）による廃止前の内国捕虜郵便物の取扱いに関する郵便約款、内国郵便約款附則

第2条（内国郵便約款の廃止）による廃止前の内国郵便約款及び電子郵便約款附則第2条（電子郵便約款の廃止）による廃止前の電子郵便約款の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。

国際郵便約款

日本郵便株式会社

国際郵便約款

実施 平成 年 月 日

(↑郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行日を記入)

【目次】

第1章 総則 (第1条—第8条)

第2章 国際郵便物

第1節 通則 (第9条—第15条)

第2節 通常郵便物

第1款 通則 (第16条・第17条)

第2款 書状 (第18条・第19条)

第3款 郵便葉書 (第20条—第25条)

第4款 点字郵便物 (第26条・第27条)

第5款 印刷物 (第28条—第32条)

第6款 小形包装物 (第33条・第34条)

第3節 小包郵便物 (第35条—第37条)

第4節 EMS郵便物 (第38条—第40条)

第3章 国際郵便に関する料金の支払及び返還

第1節 国際郵便に関する料金 (第41条)

第2節 料金の支払方法

第1款 通則 (第42条—第44条)

第2款 料金別納、料金後納及び料金計器別納 (第45条)

第3款 国際郵便料金受取人払 (第46条—第48条)

第4款 クレジットカード払等 (第49条)

第3節 延滞利息 (第50条)

第4節 料金の返還 (第51条)

第4章 国際郵便物の取扱い

第1節 外国あて郵便物の差出し (第52条—第56条)

第2節 国際郵便物の送達日数 (第57条)

第3節 外国来郵便物の配達 (第58条—第69条)

第4節 外国来郵便物の転送 (第70条—第72条)

第5節 外国あて郵便物の返還 (第73条)

第6節 国際郵便物の取扱中の措置 (第74条・第75条)

第5章 特殊取扱

第1節 書留 (第76条・第77条)

第2節 速達 (第78条・第79条)

第3節 受取通知 (第80条—第82条)

第4節 保険付 (第83条・第84条)

第6章 国際郵便物に関する各種の請求

第1節 通則 (第85条)

第2節 取戻請求及びあて名変更又は訂正請求 (第86条—第88条)

第3節 調査請求 (第89条—第93条)

第4節 追跡請求 (第94条—第96条)

第5節 その他の請求 (第97条)

第7章 通関 (第98条—第101条)

第8章 特別な取扱い

第1節 特別な内容品の送付 (第102条—第105条)

第2節 国際別納郵便物 (第106条・第107条)

第3節 外国航路船内事業所で引き受けた郵便物の取扱い (第108条)

第4節 アメリカ合衆国軍事郵便局との間に交換する郵便物の取扱い（第109条）
第9章 損害賠償（第110条—第119条）
第10章 雑則
第1節 国際返信切手券（第120条）
第2節 閲覧（第121条）
附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。）第68条の規定に基づき定めるこの国際郵便約款（以下「約款」といいます。）及び法第67条の規定に基づき定める料金表により、外国にあて又は外国から到着する郵便物（以下「国際郵便物」といいます。）に係る国際郵便の役務を提供します。

- 2 この約款に定める規定が郵便に関する条約又は法令に反する場合には、これに抵触しない限度において適用されるものとします。
- 3 この約款に定めのない事項については、郵便に関する条約、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語は、郵便に関する条約及び法並びに法に基づく総務省令において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。

区 別	意 味
1 郵便に関する条約	万国郵便条約（通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則を含みます。）及びその他の郵便に関する国際間の特別の取決め
2 航空扱い	郵便物を差出国と名あて国間において航空路により優先的に運送する扱い
3 SAL扱い	郵便物を差出国と名あて国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路により運送する扱い
4 船便扱い	郵便物を差出国と名あて国間において陸路又は水路により運送する扱い
5 事業所	当社の営業所その他の事業所（郵便の業務を行うものに限りません。）
6 現金等	現金及び当社が定める有価証券
7 郵便業務従事者	郵便の業務に従事する者
8 交換事業所	郵便物の交換事務を取り扱う事業所
9 通関事業所	郵便物の通関事務を取り扱う事業所
10 指定された事業体	郵便業務を運営し、及び自国の領域において万国郵便連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、万国郵便連合の加盟国によって正式に指定された政府機関又は非政府機関
11 集配事業所	郵便物の集配事務を取り扱う事業所

(外国とみなす地域)

第4条 この約款において、北方諸島（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいいます。）は、当分の間、外国とみなします。

(契約の成立時期及び適用規定)

第5条 外国あて郵便物に係る役務の利用の契約は、差出人が、この約款の定めるところにより郵便物を差し出した時に成立します。

- 2 前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時における規定によるものとします。

(郵便物の所属)

第6条 外国あて郵便物は、本邦若しくは名あて国の法令又は第10条（外国あて郵便物として差し出すことができないもの）第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所属します。外国来郵便物も同様

です。

(特別引出権と本邦通貨との換算割合)

第7条 国際郵便に関する料金の支払、保険付とする郵便物への保険金額の表示、損害賠償金の支払等の場合の貨幣単位は、国際通貨基金の計算単位である特別引出権（以下「SDR」といいます。）とします。

2 SDRと本邦通貨の換算割合は、当社が別に定めるところによります。

(利用の制限及び業務の停止)

第8条 当社は、特別な事情により、国際郵便の利用を制限し、又は国際郵便の業務の一部を停止することがあります。

第2章 国際郵便物

第1節 通則

(国際郵便物)

第9条 国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び国際スピード郵便物（以下「EMS郵便物」といいます。）とします。

2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け（(1)を除きます。）、取扱い、運送及び配達を確保します。

- (1) 優先郵便物及び非優先郵便物
- (2) 書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物
- (3) 点字郵便物
- (4) 特別郵袋印刷物

3 外国あて通常郵便物及び小包郵便物については、航空扱い、SAL扱い（通常郵便物については、印刷物及び小形包装物に限ります。）及び船便扱いを行います。

4 外国あて通常郵便物及び小包郵便物については、第5章（特殊取扱）に定めるところにより特殊取扱を行います。

(外国あて郵便物として差し出すことができないもの)

第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国あて郵便物として差し出すことはできません。

- (1) 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名あて国において禁止されているその他の不正な薬物（麻薬及び向精神薬については、医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国にあて小包郵便物として差し出されるものを除きます。）
- (2) わいせつな又は不道德な物品
- (3) 偽造又は海賊版の物品
- (4) 名あて国が郵送を許さない物品として定めるもの
- (5) 取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品（第12条（外国あて郵便物の包装）に規定するところにより特別の包装をしたものを除きます。）
- (6) 特定の人にあてた通信文を記載した書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含みます。）以外の者の間で交換されるもの（記録文書を除きます。）
- (7) 次の爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物
 - ア 爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質（第103条（放射性物質）、第104条（伝染性物質）及び第105条（リチウム単電池及びリチウム組電池）の規定に従って差し出されるものを除きます。）
 - イ 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含みます。）並びにこれらの模造品
- (8) 生きた動物（当社が別に定めるものを除きます。）
- (9) 法令に基づき移動又は頒布が禁じられた物

2 前項(1)、(4)及び(7)のイに該当するものの品目は、当社が別に定めるところによります。

(国別の差出条件)

第11条 外国あて郵便物の差出条件は、名あて国ごとに異なることがあります。国別の差出条件については、各国からの通報に基づき当社が別に定めるところによります。

(外国あて郵便物の包装)

第12条 外国あて通常郵便物は、次により包装していただきます。

- (1) 堅固かつ他の郵便物が紛入するおそれがないようにすること。
- (2) 内容品の形状及び性質並びに運送の条件に適合したものとすること。

- (3) 郵便物の封をするために止め金を使用する場合には、止め金は、鋭利なものであってはならず、また、郵便の役務の実施の妨げとならないものとする。
 - (4) 取扱者の衛生上害がないようにすること。
 - (5) 郵便物が取扱者若しくは一般公衆に危害を与えるような物品又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するような物品を包有する場合には、あらゆる危険を防ぐようにすること。
 - (6) 郵便物がガラス製品その他壊れやすい物品、液体又は液化しやすい物品等特別の包装が必要となる物品を包有する場合には、当社が別に定める条件に適合するようにすること。
 - (7) 書状及び小形包装物の場合には、内容品が運送中完全な状態を確保できるように包装すること。
 - (8) 封筒は、機械で処理することが可能な素材で作られたものを使用すること。
- 2 外国あて小包郵便物は、次により包装（閉鎖を含みます。）していただきます。
- (1) 内容品の重量、形態及び性質並びに運送の方法及び期間に適合するようにすること。
 - (2) 圧力によっても、また、相次ぐ取扱いによっても、内容品が破損しないように、また、侵害の明らかな形跡を残さなければ内容品を害することができないように、内容品を保護するものとする。
 - (3) 郵便物が、長距離に運送される場合、数次の積換え若しくは相次ぐ取扱いを受けなければならない場合又は気候若しくは気温の大きな変化若しくは航空路による運送の場合において気圧の変化に対して保護しなければならない場合には、特に堅固なものとする。
 - (4) 貴金属等の貴重品を小包郵便物として差し出す場合には、金属性の堅固な箱又は木製の箱に入れること。木製の箱は、10キログラムまでの小包郵便物については少なくとも1センチメートル、10キログラムを超える小包郵便物については少なくとも1.5センチメートルの厚さのある板を使用すること。また、ベニヤ板の箱を使用する場合には、その外角を金具で補強することを条件として、板の厚さを5ミリメートルまで薄くすることができる。包装には、縫目のない2枚の袋（二重の包装）を使用することもできる。
 - (5) 前項(4)から(6)までに規定する条件に適合するようにすること。
- 3 外国あて郵便物の包装については、前2項に規定するほか、内国郵便約款第9条（郵便物の包装）（第4項の表中3、4及び5を除きます。）に定める条件に従っていただきます。

（住所氏名等の記載方法等）

第13条 外国あて郵便物の受取人のあて名、差出人の住所氏名は、送達に支障がないよう、当社が別に定めるところにより記載するほか、次の条件に従っていただきます。

- (1) 名あて面に郵便切手、業務上の票符又は料金納付の印影と混同されるおそれのある表示を有する紙片をはり付け又はその表示を印刷しないこと。
- (2) 郵便物を帯紙でまとう場合には、受取人のあて名は、その帯紙の上に記載すること。
- (3) 縁に色つきのしながある封筒については、航空扱いとする郵便物にのみ使用すること。
- (4) 郵便物を名あて国の郵便局での留置として差し出す場合には、その郵便物が留め置かれる郵便局名及び地名を記載すること。この場合、名あて面には、太い文字で「Poste restante」（「留置郵便物」の意味）の表示をすること。
- (5) 受取人の氏名は、印刷物とする場合を除き、一の個人又は法人を記載すること。
- (6) 封筒又は包装には、一の差出人の住所氏名及び一の受取人のあて名を記載すること（同一差出人から多量に差し出される郵便物については、差出人の住所氏名は本邦に所在するものでなければなりません。）。
- (7) 名あて面の全部又は一部が順次にあて名を記入することができるように数個の区画に分割されていないこと。

（表示方法）

第14条 通常郵便物及び小包郵便物を差し出す際には、航空扱い、SAL扱い又は船便扱いの別に当社が別に定める表示をするか、又は扱いの種別を差出しの際に申し出ていただきます。この場合、その表示は、郵便物の名あて面のできる限り上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、差出人の住所氏名の下に付していただきます。

- 2 前項の表示のない郵便物については、支払われた料金の額にかかわらず、船便扱いとして取り扱います。

（異種の通常郵便物をともに包装したものの取扱い）

第15条 異なる種類の通常郵便物をともに包装したものは、その総重量が、重量制限の最も高い種類の郵便物の重量の最大限度を超えないことを条件として、その種類中の最高料金を支払うべき郵便物として取り扱います。

2 前項の郵便物には、「Envois mixtes」（「異種合装」の意味）の表示をしていただきます。

第2節 通常郵便物

第1款 通則

(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)

第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

通常郵便物の種類	大きさ		重量
	最小限	最大限	
1 書状	(1) 巻物体のもの 長さ×直径の2倍の合計 17センチメートル 長さ 10センチメートル (2) (1)に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ0.2センチメートル)	(1) 巻物体のもの 長さ×直径の2倍の合計 104センチメートル 長さ 90センチメートル (2) (1)に規定する形状以外のもの 長さ、幅、厚さの合計 90センチメートル 一辺の長さ 60センチメートル (許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ0.2センチメートル)	2キログラム以下
2 郵便葉書	長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、それぞれ0.2センチメートル) 長さは、幅に2の平方根(近似値1.4)を乗じたもの以上	長さ 23.5センチメートル 幅 12センチメートル (許容差は、それぞれ0.2センチメートル) 長さは、幅に2の平方根(近似値1.4)を乗じたもの以上	—
3 点字郵便物	書状に同じ。	書状に同じ。	7キログラム以下
4 印刷物			5キログラム以下
5 小形包装物			2キログラム以下
6 優先郵便物 又は非優先郵便物(外国来郵便物に限る。)			

(一般的利用条件)

第17条 外国あてに第31条(特別郵袋印刷物)に定める特別郵袋印刷物、第33条(小形包装物)に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のある物品を書状その他の通常郵便物として差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22(以下「CN22」といいます。)を郵便物に添付していただきます。CN22は、名あて面の上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、その下にはり付けていただきます。

2 前項の郵便物について、内容品の価格が300SDRを超える場合又は差出人が選択する場合には、当社所定の税関告知書CN23(以下「CN23」といいます。)を添付していただきます。名あて国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。

3 第1項に規定する郵便物を差し出そうとする者は、当社の承認を受けて、当社が別に定めるCN22をあらかじめ印刷した封筒若しくは包装紙又は自ら作成したCN22を用いて当社が別に定める事業所に郵便物を差

し出すことができます。

- 4 前項の承認の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。
- 5 当社が別に定める場合は、第3項の承認を取り消すことがあります。

第2款 書状

(書状)

第18条 書状は、特定の人にあてた通信文を筆書したものを内容とする郵便物で、郵便葉書でないものをいいます。

2 他の種類とすべき郵便物も、書状として差し出すことができます。

(航空書簡)

第19条 当社は、航空扱いとする書状として航空書簡を取り扱います。

2 航空書簡は、折り畳み、かつ、四辺が閉じられることとなる一枚の紙から成る郵便物であつて、折り畳んだときの大きさが、次の制限を満たすものでなければなりません。

最大限度 長さ22センチメートル、幅11センチメートル（許容差は、それぞれ0.2センチメートル）

最小限度 長さ14センチメートル、幅9センチメートル（許容差は、それぞれ0.2センチメートル）

長さは、幅に2の平方根（近似値1.4）を乗じたもの以上で、かつ、長方形のものであること。

3 航空書簡は、当社が発行するもの及び前項に規定する大きさの範囲内において当社が別に定めるところにより承認を受けた当社以外の者が作成する航空書簡に限り、取り扱います。

4 当社が発行する航空書簡は、折り畳んだときの大きさが、長辺18センチメートル、短辺9.2センチメートルとなるものとします。

5 航空書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。

(1) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、写真、紙片等で薄い物を封入する場合

(2) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易にはがれないよう全面を密着させて添付する場合（料金支払のための郵便切手以外の郵便切手（記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。）又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限りです。）

6 料額印面を汚染した航空書簡は、新たにその料金相当の郵便切手をはり付けて差し出すことができます。

7 前項に規定する航空書簡に郵便切手をはり付けず、又ははり付けてもその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の航空書簡として取り扱います。

第3款 郵便葉書

(郵便葉書)

第20条 郵便葉書は、当社が発行するもの（以下「国際郵便葉書」といいます。）及び第22条（私製の郵便葉書の規格及び様式）に規定する当社以外の者が作成する郵便葉書（以下「私製の郵便葉書」といいます。）とします。

(国際郵便葉書の規格及び様式)

第21条 国際郵便葉書の規格及び様式は、次のとおりとします。

- (1) 縦10センチメートル、横14.8センチメートルの紙とする。
 - (2) 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとする。
 - (3) 表面の色彩は、白色又は淡色とする。
 - (4) 表面の右上部には、料額印面を付ける。
 - (5) 表面の上部中央には、「Postcard」の文字を表示する。
 - (6) 航空扱いとするものには、表面に「Air mail」の文字を表示する。航空扱いとしないものには、表面に「Surface」の文字を表示する。
 - (7) 表面の少なくとも右半分は、あて名及び業務上の記載又は票符のために残すものとする。
- 2 前項の国際郵便葉書には、絵画、写真、書、図、簡単な字句等を印刷することがあります。

(私製の郵便葉書の規格及び様式)

第22条 私製の郵便葉書は、次の規格及び様式のものとしていただきます。

- (1) 大きさが第16条（通常郵便物の大きさ及び重量の制限）に定める制限の範囲のものであること。
- (2) 郵便物の取扱いに支障のない十分な耐力のある紙で長方形に作られていること。
- (3) 表面の色彩は、白色又は淡色であること。
- (4) 表面の少なくとも右半分（縦に長く使用するものにあつては上部2分の1）は、受取人のあて名、料金の支払及び業務上の記載又は票符に充てられるようにされていること。
- (5) 表面に「Postcard」又は「Carte postale」の文字が表示されていること（絵葉書の場合は、必要ありません。）。

(郵便葉書の差出条件)

第23条 郵便葉書は、帯紙又は封筒を用いないで露出のまま差し出していただきます。

- 2 郵便葉書は、内国郵便約款第24条（郵便葉書に浮出添付等のできる範囲）の規定により浮出添付等のできる場合を除き、他の物を添付し、又は原形を変えて、これを差し出すことができません。

(規定に反して差し出された郵便葉書)

第24条 この款に規定する条件に反して差し出された郵便葉書は、書状として取り扱います。

(料額印面汚染葉書の差出方法)

第25条 料額印面を汚染した国際郵便葉書は、新たにその料金相当の郵便切手をはり付けて差し出すことができます。

- 2 前項の国際郵便葉書に郵便切手をはり付けず、又ははり付けてもその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の郵便葉書として、これを取り扱います。

第4款 点字郵便物

(点字郵便物)

第26条 点字郵便物は、点字の書状、点字の記号を有する原版又は当社の指定を受けた施設から差し出し若しくはこれらにあてる盲人用の録音物若しくは点字用紙を内容とする郵便物です。

(点字郵便物の利用条件等)

第27条 点字郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

- (1) 名あて面の上部右隅に「Literature for the blind」又は「Cécogrammes」（「点字郵便物」の意味）の表示又は記載をすること。
 - (2) 開封とすること。
 - (3) 内容品の迅速かつ容易な検査を妨げることなく、内容品を十分に保護するように包装すること。
 - (4) 当社の指定を受けた施設から差し出す録音物等を内容とする郵便物は、その施設の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所の受持区域にある事業所であって当社が別に定めるものに差し出すこと。
 - (5) 当社の指定を受けた施設から差し出す点字郵便物にあつては、(1)の表示又は記載のほか、その外部にその施設の名称及び所在地を記載すること。
- 2 前項(1)及び(5)の条件に反して差し出された点字郵便物は、書状として取り扱います。
- 3 点字郵便物には、特定の人にあてた通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類又は消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れることができません。ただし、点字郵便物の内容品には、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは名あて国におけるその代理人のあて名を印刷した郵便葉書、封筒又は帯紙を同封することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、名あて国の郵便切手をはり付け又は郵便料金支払の印影を付することができます。

第5款 印刷物

(印刷物)

第28条 印刷物は、機械的又は写真的方法（鉛版、型版又は原版の使用を含みます。）により、紙、厚紙又は一般に印刷に使用されるその他の物質に2部以上を複写したものを内容とする郵便物です。

2 前項の規定にかかわらず、当社が別に定めるものについては、印刷物として差し出すことができます。

(印刷物に記載等できる事項)

第29条 印刷物には、特定の人にあてた通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類を入れることができません。ただし、印刷物の内容品には、当社が別に定める事項を記載し、又は添付することができます。

(印刷物の利用条件)

第30条 印刷物は、次の条件により差し出していただきます。

- (1) 名あて面の適切な位置に「Printed Matter」又は「Imprimé」（「印刷物」の意味）の記載若しくは名あて国で通用する言語でこれに相当する記載を行うこと。
 - (2) 開封とすること（第5項に定める場合を除きます。）。
- 2 印刷物の利用条件と郵便葉書の利用条件をとともに満たす印刷物は、「Postcard」又は「Carte postale」（「郵便葉書」の意味）の文字又は他の言語でこれに相当する文字を有する場合でも、印刷物の料金率で露出のまま差し出すことができます。
- 3 内容品が印刷物の条件を満たすものについては、異なる受取人のあて名を有していない限り、2つ以上のものを1通の印刷物に入れることができます。
- 4 印刷物の内容品には、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れることができません。ただし、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは名あて国におけるその代理人のあて名を印刷した郵便葉書、封筒又は帯紙を同封することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、名あて国の郵便切手をはり付け又は郵便料金支払の印影を付することができます。
- 5 当社が別に定める条件を満たす印刷物は、密封して差し出すことができます。
- 6 密封した印刷物は、当社がその内容品の検査のために開封することがあります。

(特別郵袋印刷物)

第31条 同一名あて地の同一受取人にあてて特別の郵袋により発送する印刷物については、その郵袋1個を1個の郵便物（以下「特別郵袋印刷物」といいます。）とみなします。

- 2 特別郵袋印刷物の最高重量は、第16条（通常郵便物の大きさ及び重量の制限）の規定にかかわらず、30キログラムです。
- 3 特別郵袋印刷物は、当社が別に定める事業所に差し出していただきます。
- 4 特別郵袋印刷物に納め、かつ、同一名あて地の同一受取人にあてた内容品の各包装物には、受取人のあて名を記載していただきます。
- 5 特別郵袋印刷物には、差出人において作成した受取人の住所氏名等を記載した長方形の名あて票札を添付していただきます。名あて票札は、十分耐力のある布、厚紙、プラスチック材、羊皮紙又は木札にはり付けた紙で作成していただきます。また、名あて票札の大きさは、長さ14センチメートル、幅9センチメートル（それぞれ許容差0.2センチメートル）を下回らないようにしていただきます。

(特別郵袋印刷物に封入が認められる物品等)

第32条 特別郵袋印刷物には、当社が別に定める条件を満たす場合には、ディスク、磁気テープ、カセットその他当社が別に定める物品を入れて差し出すことができます。

第6款 小形包装物

(小形包装物)

第33条 小形包装物は、特定の人にあてた通信文を筆書した書類以外の物（その物に添付する無封の添え状又は送り状を含みます。）を内容とする郵便物です。

(小形包装物の利用条件)

第34条 小形包装物を差し出すためには、名あて面の適切な位置に「Small Packet」又は「Petit paquet」（「小形包装物」の意味）の記載又は名あて国で通用する言語でこれに相当する記載をしていただきます。

第3節 小包郵便物

(小包郵便物)

第35条 小包郵便物は、特定の人にあてた通信文を筆書した書類その他の物を内容とする郵便物です。

- 2 小包郵便物については、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、第9章（損害賠償）に定めるところによりその損害を賠償します。
- 3 小包郵便物を引き受けたときは、差出人に受領証を交付します。

(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)

第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		重量
最小限	最大限	
1 巻物体のもの 長さ×直径の2倍の合計 17センチメートル 長さ 10センチメートル	次の(1)から(3)までの大きさのうち名あて国で採用しているもの (1) 長さ 1.5メートル 長さ×長さ以外の方向に計った横周との合計 3メートル	30キログラム以下（名あて国が採用している重量の最大限が30キログラム未満である場合には、当該名あて国が採用している重量の最大限によります。各国が採用している重量の最大限については、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。）
2 1に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル （許容差は、1、2に規定するものそれぞれ0.2センチメートル）	(2) 長さ 1.05メートル 長さ×長さ以外の方向に計った横周との合計 2メートル (3) 長さ 1.05メートル 長さ×長さ以外の方向に計った横周との合計 1.8メートル	
	各国が採用している大きさについては、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。	

(小包郵便物の利用条件)

第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出させていただきます。

- (1) 当社所定の国際小包ラベルに差出人及び受取人の住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。
- (2) 小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、次の事項のうち一つを国際小包ラベルにより指示すること。
 - ア 小包郵便物を直ちに最も経済的な線路又は航空路により差出人へ返送すること。
 - イ 小包郵便物を一定の期間満了後最も経済的な線路又は航空路により差出人へ返送すること。
 - ウ 小包郵便物を最も経済的な線路又は航空路により受取人へ転送すること。
 - エ 小包郵便物を放棄したものとして取り扱うこと。
- (3) (2)の指示において、差出人がアからウまでの指示事項のいずれかの選択をしたときは、返送又は転送される小包郵便物に係る料金を、差出人又は受取人に支払っていただきます。この場合の料金は、その小包郵便物の返送又は転送を行う国から本邦あてに最も経済的な扱い又は航空扱いにより小包郵便物を差し出すときの料金額とします。
- (4) 名あて国で配達不能となった小包郵便物で(2)の指示のないもの又はその指示が矛盾しているものについては、名あて国から最も経済的な扱い（船便扱い又はSAL扱い）により返送されます。この場合には差出人に返送に必要な料金を支払っていただきます。
- (5) 小包郵便物には、名あて国が一定数以上のCN23等を必要とする場合には、内容品の明細、価格等を記載した所定の枚数の当社所定のCN23を追加して添付していただきます。名あて国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。

第4節 EMS郵便物

(EMS郵便物)

第38条 EMS郵便物は、通常郵便物又は小包郵便物の対象となる通信文、書類又は物品を航空路によって最も優先的に運送し、速達すると認められる方法で配達し、かつ、その引受け及び配達について記録する郵便物です。

- 2 EMS郵便物の取扱いを行う国、郵送が認められない物品、郵便物の大きさ、重量その他の利用条件については、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。
- 3 EMS郵便物については、第9章（損害賠償）に定めるところにより、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、差出しの際差出人から当社に申出のあった損害要償額の全部又は一部を賠償します。
- 4 前項の損害要償額の最高額は、当社が別に定めるところによります。ただし、損害要償額は、EMS郵便物の内容品の実価を超えるものを記載することはできません。
- 5 EMS郵便物を引き受けたときは、差出人に受領証を交付します。

(EMS郵便物の配達時間保証扱い)

第39条 EMS郵便物のうち、郵便物を一定の日時まで配達する扱い（以下「配達時間保証扱い」といいます。）を行うものをEMS配達時間保証郵便物といいます。

- 2 前項に規定する一定の日時については、当社が別に定めるところによります。
- 3 EMS配達時間保証郵便物の差出人には、その郵便物の配達結果に関する通知を行います。ただし、差出人がその通知を必要としない場合は、この限りではありません。

(EMS郵便物の利用条件)

第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出させていただきます。

- (1) 当社所定の国際スピード郵便ラベルに差出人及び受取人住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。
 - (2) EMS郵便物には、内容品の別により、当社所定のCN22を添付するか又は名あて国が必要とする場合には、当社所定のCN23を追加して添付していただきます。名あて国ごとのCN22又はCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によります。
- 2 EMS配達時間保証郵便物を差し出すためには、前項(1)及び(2)に規定するほか、当社が別に定める条件に従っていただきます。

第3章 国際郵便に関する料金の支払及び返還

第1節 国際郵便に関する料金

(料金の支払)

第41条 国際郵便に関する料金は、国際郵便物の料金、特殊取扱の料金及び手数料とし、その額は、料金表に定めるところによります。

第2節 料金の支払方法

第1款 通則

(郵便切手による料金前払)

第42条 国際郵便に関する料金は、この約款で定める支払方法による場合を除き、郵便切手で前払をしていただきます。

- 2 国際郵便に関する料金のうち当社が別に定めるものは、現金等で支払うことができます。
- 3 外国あて郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合を除いて、郵便切手を郵便物の上部右隅（縦に長いものにあつては、上部左隅）にはり付けていただきます。ただし、小包郵便物については、国際小包ラベルにはり付けることができます。
- 4 外国あて郵便物にはり付けた郵便切手の重量は、郵便物の重量に算入します。

(料額印面による料金の支払)

第43条 料額印面の付いた国際郵便葉書及び航空書簡については、これを郵便物として差し出したときに料額印面に表された金額の限度において料金の支払があったものとします。

(無効な切手類の使用等)

第44条 郵便切手、国際郵便葉書及び航空書簡の料金支払のための使用、消印及び交換については、内国郵便約款第44条（汚染等された切手類）から第46条（切手類の交換）までに規定するところによります。

第2款 料金別納、料金後納及び料金計器別納

(料金別納、料金後納及び料金計器別納)

第45条 国際郵便に関する料金は、料金別納、料金後納及び料金計器別納とすることができます。これらの方法による料金の支払の条件については、当社が別に定める場合を除き、内国郵便約款第3章第2節第2款（料金別納）から第4款（料金計器別納）までに規定するところによります。

第3款 国際郵便料金受取人払

(国際郵便料金受取人払)

第46条 郵便物で、これを受け取るべき者（以下この条及び次条（国際郵便料金受取人払の郵便物に係る料金の支払方法）において「受取人」といいます。）が、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便物配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所（以下「受取人払取扱局」といいます。）の承認を受け、受取人又は郵便物の差出人が当社が別に定める表示をしたものは、その差出有効期間内にその承認を受けた者にあてて差し出される場合に限り、国際郵便料金受取人払とすることができます。

2 前項の承認は、当社が別に定める条件を満たす場合に、受取人払取扱局がこれをします。

3 国際郵便料金受取人払の利用の条件については、この款に定める場合を除き、内国郵便約款第3章第2節第5款（料金受取人払）の規定を準用します。

(国際郵便料金受取人払の郵便物に係る料金の支払方法)

第47条 国際郵便料金受取人払の郵便物の受取人は、郵便物の料金及び特殊取扱の料金に1通につき料金表で定める額の手数料を加算した額を、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められた郵便物)

第48条 外国において国際郵便料金受取人払とすることを認められた郵便物で、当社が別に定める条件を満たして差し出すものは、差出人において、その料金の支払を要しません。

第4款 クレジットカード払等

(クレジットカード払等)

第49条 国際郵便に関する料金(当社が別に定めるものに限ります。)を支払うべき者(以下この条において「支払義務者」といいます。)からの申出があり、かつ、その申出を当社が承認したときは、その料金の支払についてその支払義務者から委託を受けた者(当社が指定したものに限ります。)は、その支払義務者のために、その料金を支払い、又はその料金の支払に代えてその料金の額に相当する金額でその料金に係る金銭債権を買い取ることができます。この場合において、その委託を受けた者がその料金を支払い、又はその料金に係る金銭債権の買取代金を支払ったときは、その支払義務者がその料金を支払ったものとみなします。

第3節 延滞利息

(延滞利息)

第50条 国際郵便に関する料金の支払がない場合の料金の延滞利息については、内国郵便約款第65条（延滞利息）に定めるところによります。

第4節 料金の返還

(料金の返還)

第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあつては、受取人）からの請求があつた場合に、これを返還します。

区 別	返還される料金	請求期間
1 料金が過払の場合	過払の料金	料金を支払った日から1年
2 特殊取扱その他特別の取扱いをする郵便物について、その取扱いをしなかった場合又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	特殊取扱その他特別の取扱いの料金	
3 航空扱いとする外国あて郵便物について、航空扱いとしなかった場合又は航空扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	差出しの際支払われた料金と船便扱いとしたときの料金との差額	
4 SAL扱いとする外国あて郵便物について、SAL扱いとしなかった場合又はSAL扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	(1) SAL扱いとする通常郵便物 差出しの際支払われた料金と船便扱いとした料金との差額（SAL扱いと船便扱いの料金の適用における重量の区分が異なる場合には、料金の差額の計算は当社が別に定めるところによります。） (2) SAL扱いとする小包郵便物 差出しの際支払われた料金と船便扱いとしたときの料金との差額	
5 外国あてEMS郵便物について、EMSの取扱いをしなかった場合又はEMSの取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	差出しの際に支払われた料金（そのEMS郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします。）	
6 外国あてEMS配達時間保証郵便物について、配達時間保証扱いをしなかった場合又は配達時間保証扱いをしないのと同様の結果を生じた場合（不可抗力による場合を除きます。）	差出しの際に支払われた配達時間保証扱いの料金（その配達時間保証扱いの料金が、料金割引の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします。）	

<p>7 書留若しくは保険付とする通常郵便物、小包郵便物又はEMS郵便物に関し、亡失又は内容品の全部の盗取若しくは全面的な損傷について当社が損害賠償しなければならない場合（外国来郵便物にあつては、受取人が郵便物の不良状態を理由として受取りを拒絶した場合も含みます。）</p>	<p>差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、料金割引の適用により合計額又は総計額が割り引かれたものである場合には、支払われた料金の合計額又は総計額を上回らないことを限度として、その郵便物が料金割引の対象とされなかった場合に支払われるべき料金とします（EMS郵便物にあつては、国際郵便に関する届出料金表第5表（EMS郵便物の料金）第2の1ただし書の規定により算出した額を除きます。）。8から11までについても同様とします。）、特殊取扱の料金（書留とする郵便物にあつては書留料を、保険付とする郵便物にあつては保険料を除いた額とします。）及び配達時間保証扱いの料金</p>	<p>損害賠償の通知を受けた日から6か月</p>
<p>8 引受停止により郵便物の運送業務の一部又は全部が行われなかった場合</p>	<p>差出しの際に支払われた郵便物の料金（その郵便物が、国際郵便に関する届出料金表第1表（通常郵便物の料金）第1の7(2)の規定により差し出された郵便物である場合には、支払われた料金を上回らないことを限度として、その郵便物について同料金表第1表第2の4(2)の規定により算出される料金とします。9及び10についても同様とします。）、特殊取扱の料金及び配達時間保証扱いの料金</p>	<p>料金を支払った日から1年</p>
<p>9 あて名が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場合</p>	<p>差出しの際に支払われた郵便物の料金、特殊取扱の料金及び配達時間保証扱いの料金</p>	
<p>10 書留又は保険付としない外国あて通常郵便物を損傷したため差出人に返還した場合</p>	<p>差出しの際に支払われた郵便物の料金及び特殊取扱の料金</p>	
<p>11 配達不能の理由が示されていない書留若しくは保険付とした通常郵便物又は小包郵便物が差出人に返還された場合</p>	<p>(1) 書留又は保険付とした通常郵便物 差出しの際に支払われた郵便物の料金及び特殊取扱の料金 (2) 小包郵便物 差出しの際に支払われた郵便物の料金及び特殊取扱の料金並びに返還の際に支払われた返送料</p>	

2 前項の請求は、当社が別に定めるところにより、これをしていただきます。

3 第1項の請求のあった料金は、現金又は郵便切手、内国郵便約款第21条（当社が発行する郵便葉書の規格及び様式）の規定により当社が発行する郵便葉書（次項において単に「郵便葉書」といいます。）、国際郵便葉書若しくは航空書簡でこれを返還します。この場合において、現金は、当社が別に定める方法により返還するものとします。

4 前項の場合において、第1項の表中1の料金が郵便切手により支払われたものである場合であつて、当社が別に定める額以上であるときは、前項の規定にかかわらず、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航空書簡

でこれを返還します。

第4章 国際郵便物の取扱い

第1節 外国あて郵便物の差出し

(外国あて郵便物の差出場所)

第52条 外国あて通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。

- (1) 速達以外の特殊取扱とするもの
 - (2) 小形包装物
 - (3) 名あて国において関税を課されることがある物品を内容品とするもの
 - (4) 差出前にその内容品について税関検査を受けたもの
 - (5) 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、当社の指定を受けた施設から差し出されるもの
 - (6) 内国郵便約款に規定する学術刊行物を内容とする船便扱いとする印刷物
 - (7) 第120条(国際返信切手券)第4項の規定により切手券と同時に差し出すことを求められたもの
- 2 小包郵便物及び前項(1)から(7)までに掲げる通常郵便物は、事業所に差し出していただきます。
- 3 外国あて通常郵便物及び小包郵便物は、事業所が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、その事業所の指定するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。
- 4 EMS郵便物は、当社の指定する事業所に差し出すほか、その事業所の指定するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。
- 5 郵便差出箱の私設については、内国郵便約款第7章第5節(郵便差出箱の私設の承認請求等)の規定に準じます。

(引受けの際の申出及び開示)

- 第53条 当社は、外国あて郵便物の引受けの際、その郵便物の内容である物の種類及び性質につき、差出人に説明を求めることがあります。
- 2 前項の場合において、郵便物が差出人の説明と異なり郵便に関する条約若しくは法令又はこの約款に違反して差し出された疑いがあるときは、当社は、差出人にその郵便物を開いていただきます。
 - 3 差出人が第1項の説明又は前項の規定により開くことを拒んだときは、当社は、その郵便物の引受けをしません。

(外国あて郵便物の区分差出し)

第54条 当社は、同じ大きさ及び重量の外国あて郵便物が大量に差し出される場合には、差出人に名あて国又は地域ごとに区分して差し出していただくことがあります。

(本邦に居住する者以外の者の本邦における通常郵便物の差出し)

第55条 当社は、本邦に居住する者以外の者が、一層有利な郵便料金の利益を受けるために本邦においてその居住国あてに差し出し又は差し出させる通常郵便物及び本邦においてその居住国以外の国あてに多数差し出し又は差し出させる通常郵便物は、引き受けません。

(料金未払又は料金不足の外国あて通常郵便物の取扱い)

- 第56条 料金未払又は料金不足の外国あて通常郵便物は、差出人に返還します。
- 2 前項の規定にかかわらず、差出人不明その他の事由により差出人に返還することができない料金未払又は料金不足の外国あて通常郵便物は、不足する金額を郵便物に表示して、名あて国に送達します。

第2節 国際郵便物の送達日数

(国際郵便物の送達日数)

- 第57条 当社は、外国あて航空扱いとする通常郵便物及び小包郵便物について、標準送達日数を公表します。
- 2 前項の郵便物については、郵便物の種別、名あて地、通関及びその他の事由により、標準送達日数を超える日数を要する場合があります。
 - 3 当社は、外国来通常郵便物及び小包郵便物について、交換事業所を基点として標準配達日数を公表します。

第3節 外国来郵便物の配達

(外国来郵便物のあて所配達等)

第58条 外国来郵便物は、この約款で別に定める方法による場合を除き、内国郵便約款第4章第2節（郵便物の配達）に規定するところにより配達します。

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第59条 当社が使用を承認した郵便私書箱の番号（以下単に「郵便私書箱の番号」といいます。）を肩書した外国来郵便物は、その郵便私書箱にこれを配達します。

- 2 郵便私書箱の番号を肩書しない外国来郵便物であっても、郵便私書箱の使用の承認を受けた者（以下「使用者」といいます。）にあて、又は使用者を肩書したものは、郵便私書箱に配達することがあります。
- 3 前2項の郵便物で次に掲げるものは、別に保管し、郵便私書箱を設置した事業所の定める方法によりその旨を使用者に通知し、その使用者の請求によりこれを窓口で交付します。
 - (1) 書留又は保険付としたもの
 - (2) 国際郵便料金受取人払のもの
 - (3) 料金未払又は料金不足のもの及び通関料の支払を要するもの
 - (4) 容積が大きい場合又は多数のため郵便私書箱に配達することができないもの
 - (5) 小包郵便物
 - (6) EMS郵便物

(通関事業所における交付)

第60条 税関検査に付された外国来郵便物は、前2条の規定によるほか、受取人から請求があり、かつ、この請求に応じて支障がないと認められる場合には、その郵便物を税関検査に付した通関事業所で交付することがあります。

(税付郵便物の交付)

第61条 外国来郵便物のうち、関税又は内国消費税及び貨物割（以下「関税等」といいます。）を課されたものについては、次のとおりこれを受取人に交付します。

区 別	交付方法
1 関税等の課税額の合計額が1万円以下の郵便物で事業所留置の表示のないもの	<p>当社は、その郵便物の配達を受け持つ事業所（以下この1において「配達事業所」といいます。）から受取人に課税通知書を送付するとともに、併せて郵便物を配達します。その配達の際、受取人から当社に関税等の納付を委託する旨申し出があり、かつ、関税等相当額及び通関料が支払われた場合には、当社は郵便物を交付します。</p> <p>なお、その配達の際に受取人から関税等相当額若しくは通関料が支払われなかった場合又は受取人が当社に関税等の納付を委託しない旨申し出た場合、当社はその郵便物を配達事業所に留め置きます。この場合、その郵便物の交付方法は、次の(1)から(3)までのいずれかによります。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 受取人からの請求により、当社は、配達事業所からその郵便物を再び配達します。その配達の際、受取人から当社に関税等の納付を委託する旨の申し出があり、かつ、関税等相当額及び通関料が支払われた場合には、当社はその郵便物を交付します。(2) 受取人から配達事業所において当社に関税等の納付を委託する旨の申し出があり、かつ、関税等相当額及び通関料が支払われた場合には、当社はその郵便物を交付するか、又は受取人の請求によりその郵便物を配達し、交付します。(3) 配達事業所において、受取人の申し出により、当社はその郵便物に係る関税等の納付書を交付します。その後、自ら日本銀行（国税の収

	納を行う代理店を含みます。)に関税等を支払った受取人が配達事業所において通関料を支払った場合には、当社はその郵便物を交付するか、又は受取人の請求によりその郵便物を配達し、交付します。
2 関税等の課税額の合計額が1万円を超え30万円以下の郵便物で事業所留置の表示のないもの	<p>当社は、その郵便物の配達を受け持つ事業所(以下この2において「配達事業所」といいます。)から受取人に事前に電話により郵便物が配達事業所に到着している旨通知し、その郵便物の交付方法について受取人の希望を確認します(電話による確認ができない場合には、配達事業所から受取人に課税通知書を送付するとともに、郵便物が配達事業所に到着している旨を書面により通知し、その郵便物の交付方法について受取人の希望を確認します。)</p> <p>(1) 受取人がその郵便物の配達を請求する場合 受取人がその郵便物の配達を請求する場合は、当社は、配達事業所から受取人に課税通知書を送付するとともに、併せて郵便物を配達します(当初に課税通知書を送付している場合は、郵便物の配達のみ行います)。その配達の際、受取人から当社に関税等の納付を委託する旨の申し出があり、かつ、関税等相当額及び通関料が支払われた場合には、当社は受取人に郵便物を交付します。</p> <p>なお、その配達の際に受取人から関税等相当額若しくは通関料が支払われなかった場合又は受取人が当社に関税等の納付を委託しない旨申し出た場合の郵便物の交付方法は、1において当社が郵便物を配達事業所に留め置く場合の交付方法と同じとします。</p> <p>(2) 受取人がその郵便物の配達を請求しない場合又は受取人からその郵便物の交付方法の確認ができない場合 受取人がその郵便物の配達を請求しない場合又は受取人からその郵便物の交付方法の確認ができない場合は、当社は、その郵便物を配達事業所に留め置きます。この場合の交付方法は、1の(2)又は(3)の交付方法と同じとします。</p>
3 関税等の課税額の合計額が30万円を超える郵便物又は関税等を課された郵便物で事業所留置の表示のあるもの	当社は、その郵便物の配達を受け持つ事業所(以下この3において「配達事業所」といいます。)から受取人に課税通知書を送付し、その郵便物を配達事業所又は当社が指定した事業所に留め置きます(事業所留置の表示のある郵便物は、配達事業所(郵便物の表面に事業所の表示があるときは、その表示された事業所又は配達事業所)に留め置きます。)。その郵便物の交付方法は、1の(2)又は(3)の交付方法によります。

2 前項の場合において、当社は、受取人から関税等の納付委託を受け、関税等相当額が支払われたときは、別に定める払込金受領証を受取人に交付します。

3 第1項に規定する通関料については、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物の取扱地域)

第62条 外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物は、内国郵便約款第97条(速達の取扱地域)に定めるところにより速達の取扱いを行う地域にあてるものについて速達の取扱いをします。

(配達時の証印及び署名)

第63条 外国来の書留又は保険付とする通常郵便物、書留又は保険付としない通常郵便物及び国際別納郵便物で関税等を課されたもの、小包郵便物並びにEMS郵便物の配達については、事業所において、次により、これを行います。

(1) 受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還するときは、配達証に受取人又は差出人の受領の証印を受けること。

(2) 受取人若しくは差出人の代人又は官公署、学校、会社、旅館その他多人数の集合する場所の受付に配達し、

又は返還するときは配達証に代人又は受付の資格及び氏名の記載並びに受領の証印を受けること。

(3) 受取人不在又は差出人不在その他の事由によって(1)又は(2)に規定する取扱いをすることができなかったもの（関税等を課されたもの並びに配達又は返還の際に受取人又は差出人から料金を徴収するものを除きます。）を受取人又は差出人が指定した場所に配達し、又は返還するときは、配達証にその郵便物を配達する者が配達場所及び配達日時を記載し、並びに配達の日時及び署名をすること。

2 外国来の郵便物に関する受取通知には、受取人本人に署名していただきます。ただし、受取人本人の署名が得られないときは、受取人の代人に署名していただくか又はその郵便物の配達を受け持つ事業所の長若しくはその指定した者が署名します。

(関税等を課された速達とする郵便物及びEMS郵便物の課税通知書の配達)

第64条 関税等を課された速達とする郵便物及びEMS郵便物の課税通知書で、第61条（税付郵便物の交付）第1項表中2及び3の規定により受取人に送付するものは、これを速達として受取人に送付します。

(速達として配達できなかった速達とする郵便物及びEMS郵便物の配達)

第65条 受取人不在その他の事由により配達することができなかった速達とする通常郵便物、EMS郵便物若しくは速達とした課税通知書、又は第70条（外国来郵便物の国内転送）の規定により転送される速達とした通常郵便物又はEMS郵便物は、それぞれ速達すると認められる方法で配達します。

(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い)

第66条 受取人不在のため配達できなかった外国来郵便物で、最初の配達日（受取人があらかじめその郵便物の配達を受け持つ事業所（以下この条において「配達事業所」といいます。）に旅行その他の事由によって不在となる期間を届け出ている場合には、その期間（不在となる期間が30日を超えるものにあつては、30日とします。）の満了の日）の翌日から起算して15日以内に配達することも交付することもできないものは、その期間経過後に差出人に返還します。ただし、差出人において郵便物の表面に「不在留置何日」その他受取人不在の場合の郵便物の留置期間（15日以内に限り）を表示してあるものについては、その期間経過後に差出人に返還します。

2 外国来の留置とする郵便物及び関税等を課された郵便物の保管期間は、保管開始の日の翌日から起算して1か月とします。ただし、交通が不便で受取人が1か月以内に事業所へ来ることができないと認められる地域にあつたもの、又は期間を延長すれば交付の見込みがあるものについては、2か月とします。

3 前項の保管開始の日は、課税通知書のある郵便物については、同通知書に表示された配達事業所の通信日付印の日付の日とし、その他の郵便物については、その郵便物が配達事業所に到着した日とします。保管開始の日は、郵便物に表示します。

4 第2項の郵便物で、その保管期間内に受取人に配達することも交付することもできないものは、その期間経過後に配達不能の郵便物として差出人に返還します。

5 第1項又は第4項の規定により、差出人に返還すべき郵便物で、差出人不明その他の事由により返還することができないものについては、内国郵便約款第92条（返還できない郵便物の取扱い）に規定するところにより取り扱います。

(規定違反の外国来郵便物の取扱い)

第67条 外国来通常郵便物で料金未払又は料金不足のものは、受取人から未払金額の支払を受けて配達し、又は交付します。

2 前項以外の規定違反の外国来郵便物は、配達又は返送が禁止されるもの及び次項の規定により配達することができるものを除き、郵便物に表示された料金納付の印影により料金納付を受けた差出側の指定された事業体（以下「差出事業体」といいます。）に返送します。

3 前項の外国来郵便物は、取扱い上支障がないと認められる場合には、配達します。この場合において、その郵便物の差出しの際支払われた料金の額がその郵便物の属すべき種類の郵便物について郵便物に表示された料金納付の印影のある差出事業体が定める料金の額に満たないときは、その不足する金額を受取人に支払っていただきます。

(本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し)

第68条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本邦あてに差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類の内国郵便物の料金（以下この条において「内国料金」といいます。）の支払を差出人から受けるか、若しくは差出人から受けることができない場合は差出事業体からこれを受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出人及び差出事業体のいずれも承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

（本邦に居住する者以外の者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し）

第69条 当社が別に定める国に居住する者が、その定める国以外の国において本邦あてに差し出し、又は差し出させた多量の通常郵便物は、差出事業体はその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額（以下この条において「報酬の額」といいます。）を支払う場合に配達し、又は報酬の額の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

第4節 外国来郵便物の転送

(外国来郵便物の国内転送)

第70条 外国来郵便物は、その受取人が国内においてその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を内国郵便約款に定める所定の書面により変更前の住所又は居所の郵便物の配達を受け持つ事業所に届け出ているときは、その届出の日から1年内に限り、これを届出に係る住所又は居所に転送します。ただし、表面の見やすい所に「転送禁止」の文字その他転送を要しない旨を明瞭に記載した郵便物については、この限りではありません。

2 書留又は保険付としない外国来通常郵便物の配達を受けた者が受領後遅滞なくその郵便物に受取人の移転先を表示して差し出すときは、前項の届出がない場合でも、その郵便物に限り、その表示を前項の届出とみなしてその移転先に転送します。

(外国来郵便物の国外転送)

第71条 前条(外国来郵便物の国内転送)の郵便物の転送先が国外である場合には、郵便物が転送のための新たな運送について必要な条件を満たしている場合に限り、同条に規定するところにより、転送します。

2 前項の郵便物が、保険付とするものである場合には、転送先の国において保険付の取扱いがされているときに限り転送し、転送先の国においてその取扱いがされていないときは、差出人に返還するために直ちに差出国に返送します。

3 外国来通常郵便物(航空扱いとする通常郵便物及び優先郵便物を除きます。)の航空扱いによる国外への転送又は外国来通常郵便物(航空扱いとする書状及び郵便葉書並びに優先郵便物を除きます。)の航空扱いによる返送の場合には、その郵便物を名あて国あてに航空扱いで差し出すときに適用される料金と船便扱いで差し出すときに適用される料金の差額に相当する額を支払っていただきます。

(留置郵便物の転送)

第72条 外国来の留置郵便物の受取人は、郵便物の交付前に限り、その転送を郵便物を留め置いている事業所に請求することができます。ただし、国内における転送については、2回以上請求することができません。

第5節 外国あて郵便物の返還

(外国あて郵便物の返還)

第73条 外国あて郵便物の差出人への返還については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節(外国来郵便物の配達)及び内国郵便約款第4章第6節(郵便物の返還)に規定するところにより取り扱います。

- 2 前項に規定する郵便物が速達としたものであるとき又はEMS郵便物であるときには、速達の扱い又はEMSの扱いにより返還します。
- 3 本邦に居住する者が外国において差し出した通常郵便物の差出人への返還については、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類の内国郵便物の料金を差出人に支払っていただきます。
- 4 前項に規定する郵便物の差出人が、返還すべき郵便物の受取りを拒んだときは、その郵便物は、当社に帰属します。

第6節 国際郵便物の取扱中の措置

(取扱中に係る郵便物の開示)

第74条 当社は、その取扱中に係る国際郵便物が郵便に関する条約、法若しくは法に基づく総務省令の規定又はこの約款の規定に反して差し出された疑いがあるときは、差出人又は受取人にその郵便物を開いていただくことがあります。

2 当社は、差出人又は受取人が前項の規定により開くことを拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開いていただくことを求めることができないときは、その郵便物を開くことがあります。ただし、CN22又はCN23の添付のない封かんした書状は、開かないで差出人に返還します。

(危険物等の処置)

第75条 当社は、その取扱中に係る国際郵便物が第10条（外国あて郵便物として差し出すことができないもの）に掲げる物を内容とするときは、危険の発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることがあります。この場合には、直ちに差出人にその旨を通知します。

2 前項に規定するほか、郵便物の内容品が、損壊又は腐敗の差し迫ったおそれのあるものであるときは、当社はその内容品を棄却することがあります。

第5章 特殊取扱

第1節 書留

(書留の取扱い)

第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を亡失、盗取又は損傷した場合には、第111条（損害賠償金額）第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。

- 2 書留の取扱いは、通常郵便物について行います。
- 3 書留とする郵便物を引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。
- 4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定めるあて名の記載条件に従っていただきます。

(書留郵便物の表示)

第77条 書留とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の表面の適当な位置に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。

- 2 前項の表示は、封筒にあらかじめ印刷することができます。

第2節 速達

(速達の取扱い)

第78条 速達は、郵便物はその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物を特別の配達人により速やかに受取人に配達する取扱いです。

2 速達の取扱いは、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国にあてた航空通常郵便物及び小包郵便物について行います。

3 速達とする郵便物を引受け又は外国から受領したときは、次条（速達郵便物の表示）に規定するほか、内国郵便約款第5章第1節（速達）に規定するところにより取り扱います。

(速達郵便物の表示)

第79条 速達郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の名あて面の上部左隅に、又は、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合はその下に、当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。

第3節 受取通知

(受取通知の取扱い)

第80条 受取通知は、郵便物に郵便葉書の耐力を有する特別の用紙（以下「受取通知用紙」といいます。）を添付して送達し、これに配達の際に受取人が署名し、又はこれができない場合には、法令により認められた者が署名して、最も速達の線路で差出人に返送する取扱いです。

2 受取通知の取扱いは、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により書留とする通常郵便物（航空書簡を除きます。）、保険付とする書状及び小包郵便物について行います。

3 差出人は、受取通知用紙にローマ文字により鉛筆以外の用具で必要事項を記入していただきます。

(受取通知とする郵便物の表示)

第81条 受取通知とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、名あて面に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。

(受取通知の再度請求)

第82条 外国あての受取通知とする郵便物について、受取通知用紙が、その郵便物の差出し後一定期間内に差出人に届かなかつた場合、又は受取通知用紙が返送されたが記載内容に不備がある場合には、差出人は、受取通知の再度請求を行うことができます。

2 前項の規定による再度請求があつたときは、当社は、これを無料で受け付けます。

3 受取通知の再度請求を行うときは、請求人には、必要な事項を記入した受取通知用紙及び第92条（調査請求の利用条件）に規定する調査請求書を提出していただきます。

第4節 保険付

(保険付の取扱い)

第83条 保険付は、有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する書状及び小包郵便物について、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。

2 保険付の取扱いは、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国にあてた書状（航空書簡を除きます。）及び小包郵便物について行います。

3 保険付の取扱いにおける保険金額の最高限は、当社が別に定めるところによります。名あて国又は仲介国がこれより低い金額の最高限を定めているときは、その最高限によります。

4 保険付とする郵便物の保険金額については、内容品の実価を超える表記はできません。

5 保険付とする郵便物を引き受けたときは、差出人に受領証を交付します。

6 保険付郵便物を差し出すためには、当社が別に定める包装及び保険金額の表記の条件に従っていただきます。

(保険付郵便物の表示)

第84条 保険付とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の表面の適当な位置に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。

第6章 国際郵便物に関する各種の請求

第1節 通則

(取戻請求、あて名変更又は訂正請求及び調査請求)

第85条 当社は、次の国際郵便物に対する取戻請求、あて名変更又は訂正請求及び調査請求（EMS郵便物にあつては、この章の第4節（追跡請求）に規定する追跡請求とします。）の取扱いをします。

- (1) 通常郵便物
- (2) 小包郵便物
- (3) EMS郵便物

第2節 取戻請求及びあて名変更又は訂正請求

(取戻請求及びあて名変更又は訂正請求)

第86条 取戻請求は、郵便物の差出人の請求により、国際郵便物を差出人に返還する取扱いです。

- 2 あて名変更又は訂正請求は、郵便物の差出人の請求により、差し出された郵便物のあて名を変更し又は訂正する取扱いです。
- 3 前2項の請求は、差出人が、料金表で定める額の手数料を添えて、差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所にこれをしていただきます。

(取戻請求及びあて名変更又は訂正請求の利用条件)

第87条 外国あて郵便物の取戻請求又はあて名変更若しくは訂正請求を行う場合には、当社所定の用紙に必要な事項を記入して、前条(取戻請求及びあて名変更又は訂正請求)第3項の規定により取戻請求又はあて名変更若しくは訂正請求を行う事業所に提出していただきます。この場合、請求者本人であることを証明し、かつ、郵便物の受領証があるときはこれを提示していただきます。

- 2 外国来の郵便物又は外国相互間に発着する郵便物に対する取戻請求及びあて名変更又は訂正請求は利用できません。
- 3 取戻請求及びあて名変更又は訂正請求の取扱いについては、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。
- 4 EMS郵便物又は取戻請求及びあて名変更又は訂正請求を認められない国にあてる通常郵便物若しくは小包郵便物については、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前であるときは、これらの請求を受理します。

(取戻請求及びあて名変更又は訂正請求があった郵便物の取扱い)

第88条 取戻請求及びあて名変更又は訂正請求があった場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) 事業所がとった措置について請求人へ通知します。
- (2) 取戻請求に基づく航空扱い以外の郵便物の差出人への返送は、差出人が相当する料金の差額の支払を約束する場合には、航空扱いにより行います。
- (3) あて名変更又は訂正請求に基づく郵便物の優先扱い又は航空路による転送の場合には、新たな運送路に係る料金の差額を受取人に支払っていただきます。

第3節 調査請求

(調査請求)

第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物又は保険付郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延、受取通知用紙の未受領等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。

2 前項の請求は、差出人又は受取人が料金表で定める額の手数料を添えて、これを行っていただきます。

(外国あて郵便物の調査請求)

第90条 外国あて郵便物の調査請求は、差出人が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して6か月以内（南アフリカ共和国あての小包郵便物については1年以内）に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求する場合にこれを取り扱います。

(外国発の郵便物の調査請求)

第91条 外国来郵便物又は外国相互間に発着する郵便物（南アフリカ共和国発の小包郵便物及び南アフリカ共和国とその他の国との間に発着する小包郵便物を除きます。）の調査請求は、差出人又は受取人が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して6か月以内に限り、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求する場合に、これを取り扱います。

(調査請求の利用条件)

第92条 調査請求を行う場合には、請求人には、当社所定の調査請求書に必要事項を明瞭に記入していただきます。

2 前条（外国発の郵便物の調査請求）に定める郵便物が書留とする通常郵便物又は保険付とする書状であるときは、請求の際にその郵便物の受領証を、同条の規定により請求する事業所に提示していただきます。

3 調査請求の請求人は、その調査請求の受領証を請求を受理した事業所に請求することができます。

(調査請求の取扱い)

第93条 当社は、調査請求を受理した場合、その郵便物の取扱状況を入手できる情報の範囲内で、請求人に対してできるだけ速やかに請求を受理した事業所を通じて書面により回答します。

第4節 追跡請求

(追跡請求)

第94条 追跡請求は、EMS郵便物について不着、遅延等の問題が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。

2 追跡請求は、EMS郵便物の差出人又は受取人が、郵便物の差出日の翌日から起算して6か月以内に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求する場合に、これを取り扱います。

(追跡請求の利用条件)

第95条 追跡請求の利用条件については、第92条（調査請求の利用条件）の規定を準用します。この場合、請求人には、調査請求書に代えて当社所定の調査用紙兼回答書を使用していただきます。

(追跡請求の取扱い)

第96条 追跡請求の取扱いについては、第93条（調査請求の取扱い）の規定を準用します。

第5節 その他の請求

(受領証の謄本の請求)

第97条 外国あての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物の差出人は、差出しの際に又は差出しの日の翌日から起算して1年以内に、その郵便物の受領証の謄本を差出事業所に請求することができます。

2 差出後の請求については、その郵便物の受領証を提示していただきます。受領証を提示することができないときは、差出人は、その郵便物の差出しの事実を証明していただきます。

第7章 通関

(郵便物の税関検査)

第98条 国際郵便物は、本邦及び名あて国の法令の定めるところにより、税関検査に付されます。

- 2 当社は、国際郵便物に関する税関への申告の内容については、責任を負わず、差出人に責任を負っていただきます。
- 3 外国あて郵便物を差し出す場合には、郵便物の税関検査に必要な当社所定のCN 2 2及びCN 2 3並びにインボイス等に内容品、価格等必要事項を正しく記載していただきます。
- 4 当社は、税関検査に付される郵便物の検査の際に税関が行った決定について、いかなる責任も負いません。

(輸入承認が必要となる郵便物の取扱い)

第99条 外国来郵便物について、輸入の承認を受けるよう税関から通知された受取人が通知書の日付の日の翌日から起算して1か月の期間内に法令に規定する手続を完了しないとき、又はその手続を拒絶したときは、その郵便物は、配達不能のものとして取り扱います。

- 2 受取人から請求があり、かつ、その請求に応じても支障がないと認められるときは、1か月を超えない範囲で前項の期間を延長します。

(課税に対する不服申立て及び保管期間の中断)

第100条 外国来郵便物の受取人は、関税等の賦課について、郵便物の受領前に税関に異議申立てをしたときは、直ちにその旨を通関事業所又はその郵便物を配達し若しくは交付する事業所に届け出ていただきます。関税等の賦課について審査の請求又は訴訟を提起したときも、同様とします。

- 2 前項の場合には、受取人が事業所に届け出た日から異議申立ての決定、審査請求の裁決又は訴訟の判決が確定した日までの期間は、郵便物の保管期間に含めないこととします。

(免税、減税、保税地域への運送、関税等支払前郵便物受取り又は積戻しの申請)

第101条 外国来郵便物の受取人は、郵便物の受領前に、免税、減税、保税地域への運送、関税等の支払前の郵便物受取り又は積戻しの承認を受けることを税関に申請したときは、直ちにその旨を通関事業所又はその郵便物を配達し若しくは交付する事業所に届け出ていただきます。

第8章 特別な取扱い

第1節 特別な内容品の送付

(貴重品)

第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらの物品を封筒に納め封かんした書留とする書状又は保険付郵便物として差し出すことができます。

(放射性物質)

第103条 放射性物質を内容品とする外国あて郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの書状として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

(伝染性物質)

第104条 伝染性物質（人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN2814が割り当てられているものをいいます。）及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質（同勧告において国連番号UN2900が割り当てられているものをいいます。）を除きます。以下同じとします。）を内容品とする外国あて郵便物は、当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

- 2 前項の郵便物のうち家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検疫を受けなければならない物品を包有するものについては、前項の検査のほか、動物検疫所の検査を受けたものでなければ差し出すことはできません。
- 3 前2項に規定する郵便物には、その外部に差出研究機関の名称及び所在地を記載していただきます。

(リチウム単電池及びリチウム組電池)

第105条 リチウム単電池又はリチウム組電池を内容品とする外国あて郵便物は、当社が別に定める条件に適合することを条件として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

第2節 国際別納郵便物

(国際別納郵便物)

第106条 国際別納郵便物は、郵便物の表面の左上部（横に長いものにあつては、右上部）に、当社が別に定める国において当社が別に定める表示をして本邦の受取人にあて差し出され、配達又は交付される郵便物をいいます。

(配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵便物)

第107条 第66条（外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い）第1項若しくは第4項又は第99条（輸入承認が必要となる郵便物の取扱い）第1項の規定により配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵便物は、その外部に本邦の返送先の住所又は居所が記載されている場合には、その住所又は居所にあてて返送します。

第3節 外国航路船内事業所で引き受けた郵便物の取扱い

(郵便物の取扱い)

第108条 公海上にある日本船籍の船舶内に設置された事業所に差し出される郵便物（通常郵便物に限ります。）については、次の各項のほか、この約款の定めるところにより取り扱います。

2 前項の郵便物であつて、本邦以外の寄港地の郵便局に引き渡されるものについては、次の郵便物とみなして取り扱います。

- (1) 郵便物が本邦あてのものであるとき
船舶の寄港地の属する国から日本に発するもの
- (2) 郵便物が外国あてのものであるとき
日本からその外国にあてるもの

3 前項(1)の郵便物の差出人は、差出しの際、第17条（一般的利用条件）第1項又は第2項に規定するCN22又はCN23を添付していただきます。

第4節 アメリカ合衆国軍事郵便局との間に交換する郵便物の取扱い

(郵便物の種類)

第109条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域内並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」といいます。）により合衆国軍事郵便局の利用を特に認められている者から本邦内に住所又は居所を有し、かつ、合衆国軍事郵便局の利用を認められない者にあてて合衆国軍事郵便局に差し出された郵便物及び合衆国軍協定により合衆国軍事郵便局の利用を特に認められている者にあて、かつ、合衆国軍事郵便局を肩書して本邦事業所に差し出された郵便物（以下「米軍関係郵便物」といいます。）については、次の各項のほか、この約款の定めるところにより取り扱います。

2 米軍関係郵便物は、通常郵便物及び小包郵便物とし、通常郵便物は、次のものに限りします。

- (1) 書状
- (2) 郵便葉書
- (3) 印刷物
- (4) 小形包装物

3 米軍関係郵便物の特殊取扱は、次のものに限り取り扱います。

- (1) 書留（通常郵便物に限りします。）
- (2) 保険付（小包郵便物に限りします。）
- (3) 受取通知（書留とする通常郵便物及び保険付とする小包郵便物に限りします。）

4 米軍関係郵便物の調査請求は、郵便物の差出人又は受取人が書留とする通常郵便物又は保険付とする小包郵便物に対し郵便により請求する場合に限り取り扱います。

5 米軍関係郵便物の取戻請求及びあて名変更又は訂正請求は、取り扱いません。

第9章 損害賠償

(当社の責任)

- 第110条 当社は、書留とする通常郵便物、保険付郵便物、小包郵便物及びEMS郵便物の郵便業務の取扱中における亡失、盗取又は損傷について責任を負います。
- 2 当社は、前項に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負いません。
- 3 当社は、この約款に定めのない場合については、責任を負わず、いかなる場合（重大な過失の場合を含む。）においても、この約款に定める限度を超える責任を負いません。

(損害賠償金額)

- 第111条 当社は、前条（当社の責任）に定める郵便物について、亡失又はその内容品の全部盗取若しくは全面的損傷があった場合には、第3項に掲げる区別に従う賠償金額を限度として賠償をします。
- 2 当社は、前条（当社の責任）に定める郵便物について内容品の部分的盗取又は部分的損傷があった場合には、次項に掲げる区別に従う賠償金額を限度とする実損額を賠償します。
- 3 前2項にかかる区別及び賠償金額は、郵便物1通（個）につき次のとおりとします。

区 別		賠償金額
(1) 書留郵便物	特別郵袋印刷物	30,000円
	その他のもの	6,000円
(2) 保険付とする書状及び小包郵便物		第83条（保険付の取扱い）第3項の最高限の範囲内で申出のあった損害要償額
(3) 小包郵便物（保険付小包郵便物を除きます。）	ア 重量5キログラムまでのもの	11,160円
	イ 重量5キログラムを超え10キログラムまでのもの	15,170円
	ウ 重量10キログラムを超え15キログラムまでのもの	19,190円
	エ 重量15キログラムを超え20キログラムまでのもの	23,200円
	オ 重量20キログラムを超え25キログラムまでのもの	27,220円
	カ 重量25キログラムを超え30キログラムまでのもの	31,230円
(4) EMS郵便物		第38条（EMS郵便物）第3項の規定により申出のあった損害要償額（この申出がなかったものについては20,000円）

- 4 当社は、第1項及び第2項のいずれの場合についても、間接の損害及び実現されなかった利益について損害賠償することはできません。

(損害賠償の請求権者等)

- 第112条 第110条（当社の責任）に定める郵便物の損害賠償の請求は、郵便物の差出人、又は内容品が盗取され若しくは損傷した郵便物が受取人に配達された後は、受取人が行うことができます。
- 2 前項の場合において、差出人は、損害賠償の請求の権利を受取人に譲渡することができ、また、受取人は自己の権利を差出人に譲渡することができます。
- 3 当社は、調査請求を受理した後、2か月（調査請求の送付が、電子的手段により行われた場合又は同一郵便物について再度の調査請求が行われた場合には、30日とします。）以内に名あて側の指定された事業者から回答が得られないときは、必要に応じて、郵便物の損害賠償の手続を行います。

(不可抗力による損害の賠償)

- 第113条 当社は、外国あての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物が郵便業務の取扱中に亡失、盗取又は損傷した場合には、不可抗力による場合であっても、差出人が請求するとき

は、その損害を賠償します。

2 前項の場合における賠償金額は、第111条（損害賠償金額）の定めるところによります。

（当社の免責）

第114条 当社は、第110条（当社の責任）に定める郵便物であっても、次の場合には、責任を負いません。

- (1) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合
- (2) 郵便物が、第10条（外国あて郵便物として差し出すことができないもの）に規定する郵便物として、引き受けられない内容品を包有していた場合
- (3) 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合
- (4) 保険付郵便物について、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合
- (5) 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して6か月以内に調査請求又は追跡請求を行わなかった場合
- (6) 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正の意図をもって行動した疑いがある場合

2 郵便物を交付する際、外部に破損の跡がなく、かつ、重量に変わりがないときは、損害がないものと推定します。

（差出人の責任）

第115条 当社は、郵便物の差出人が運送を認められない物品を差し出し、又は郵便物の差出条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害又は他の郵便物若しくは郵便設備に損害を与えた場合には、差出人にすべての損害について責任を負っていただきます。

2 差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し当社が負う責任の限度まで責任を負っていただきます。

3 前2項に規定する差出人の責任は、当社が損害を与えた郵便物を引き受けた場合であっても、免責されません。ただし、差出人が郵便物の引受条件を遵守していた場合は、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて当社又は運送事業者に過失又は怠慢があったときに限り、免責されます。

（損害の検査）

第116条 郵便物に当社の賠償すべき損害があると認められる場合において、郵便物の受取人又は差出人がその郵便物の受取りを拒んだときは、その郵便物を配達し、又は返還する事業所（以下「損害賠償検査局」といいます。）は、その者の立会いを求め、その立会いの下にその郵便物を開いて、損害の有無及び程度につき検査をします。

2 損害賠償検査局は、前項の規定による検査をしたときは、必要な通数の損害検査調書を作成し、これに申立人の署名押印を受け、申立人が署名押印をしないときはその事由を記載し、損害検査調書1通は、申立人にこれを交付します。この場合、損害賠償検査局は、必要な通数の立会検査調書を作成し、これに受取人に署名していただきます。

3 第1項の規定による検査をした郵便物は、損害検査調書に申立人が署名押印をしたときは、直ちに申立人に、申立人が署名押印をしないときは、賠償金の支払の際（損害賠償の請求を取り消したものにあっては取消の際、その請求がないものにあっては郵便物を差し出した日から1年後とします。）、損害賠償請求権者にこれを交付します。

4 第1項の場合において、その郵便物の受取りを拒んだ者が、同項の立会いを求められた日から10日以内に正当の事由なく同項の求めに応じなかったときは、損害賠償検査局は、その郵便物をその者に配達し、又は返還します。

（損害賠償請求権の消滅）

第117条 郵便物の受取人又は差出人は、その郵便物を受け取った後、又は前条（損害の検査）第1項の規定により受取りを拒んだ場合において、同条第4項に規定する期間内に正当の事由なく同条第1項の求めに応じなかったときは、その郵便物に生じた損害につき、損害賠償の請求をすることができません。

（損害賠償の請求手続）

第118条 国際郵便物の損害賠償を請求しようとする者は、当社の所定の手続に従い、郵便物の種類、内容品

の名称、数量及び価格並びに請求金額及び請求事由その他必要な事項を記載した請求書並びに損害検査調書(第116条(損害の検査)の規定により交付されたものがある場合に限り)を提出していただきます。

2 前項の規定による損害賠償の請求があったときは、当社は、請求の当否及び金額を審査して決定し、これを請求人に通知します。

(損害賠償後の郵便物の発見)

第119条 当社は、郵便物に生じた損害につき損害賠償をした後その郵便物の全部又は一部を発見したときは、その旨をその賠償受領者(その者がその郵便物の差出人又は受取人以外の者であるときは、その郵便物の差出人。以下この条において同じとします。)に通知します。この場合において、賠償受領者は、その通知を受けた日から3か月以内に、次に掲げる賠償金を返付して、その郵便物の交付を請求することができます。

区 別	支払金額
1 郵便物に損害が生じていないもの	賠償金の全部に相当する金額
2 郵便物に損害が生じているもの	その郵便物に対し第111条(損害賠償金額)の規定により賠償すべき金額を賠償金から差し引いた額に相当する金額

第10章 雑則

第1節 国際返信切手券

(国際返信切手券)

第120条 国際返信切手券（有効期間が表示されたものに限り、以下「切手券」といいます。）は、その有効期間内に限り、国際郵便物の差出しに必要な郵便切手等と引き換えることができるものです。

2 当社は、切手券を、1枚につき130円に相当する1枚又は2枚以上の郵便切手と引き換えます。

3 切手券は、前項のほか、国際郵便葉書又は当社が発行する航空書簡と引き換えることもできます。この場合には、切手券の合計額（1枚につき130円として計算します。）と引き換えるべき国際郵便葉書又は航空書簡の料額印面の金額との間に差額が生じたときは、これに相当する郵便切手を添えて引き換えます。

4 当社は、引換えに係る切手券の枚数が多量の場合には、切手券とその引換えによって料金を支払う郵便物と同時に差し出すことを求めることがあります。

第2節 閲覧

(閲覧)

第121条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行の日から実施します。

(国際郵便約款の廃止)

第2条 郵便事業株式会社が定めた国際郵便約款は、廃止します。

(差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第9条の規定による改正前の法及び同法に基づく総務省令（以下「旧法令」と総称します。）並びに前条（国際郵便約款の廃止）による廃止前の国際郵便約款（以下「旧約款」といいます。）の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。

(郵便事業株式会社等がした行為等に関する経過措置)

第4条 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（以下「郵便事業株式会社等」といいます。）がした承認その他の行為は、この約款の相当の規定により当社がした承認その他の行為とみなします。

2 この約款の実施の際現に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社等に対してされている請求、届出その他の行為は、この約款の相当の規定により当社に対してされた請求、届出その他の行為とみなします。

3 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき郵便事業株式会社等に対し届出その他の手続をすることとされている事項でこの約款の実施前にその手続がされていないものについては、この約款の相当の規定により当社に対して届出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。

(別納郵便物及び後納郵便物に関する経過措置)

第5条 旧約款の規定による表示をして調製した封筒その他の物を使用して差し出された別納郵便物及び後納郵便物のうち、差出事業所名が表示されているものについては、当分の間、その表示された事業所に相当する事業所の名称が表示されているものとみなします。

(計器別納郵便物に関する経過措置)

第6条 旧約款の規定に基づく計器別納取扱承認又は計器別納特例承認に係る料金計器の印影については、当分の間、その事業所に相当する事業所の名称の印影が表示されているものとみなします。

(旧約款の規定により調製した様式等に関する経過措置)

第7条 旧約款に規定する様式又は書式により調製した用紙は、当分の間、使用することができます。

国際捕虜郵便物等の
取扱いに関する郵便約款

日本郵便株式会社

国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款

(約款の適用)

- 第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。)第68条の規定に基づき、法第11条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第25号。以下「第三条約」といいます。)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに万国郵便条約第7条2.1及び2.3(2.1に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国にあて、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際捕虜郵便物」といいます。)並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第26号。以下「第四条約」といいます。)第110条第2項及び第141条並びに万国郵便条約第7条2.2及び2.3(2.2に規定する者に関する郵便物に関する部分に限ります。)の規定により郵便料金を免除される郵便物(外国にあて、又は外国から到着するものに限ります。以下「国際被抑留文民郵便物」といいます。)に係る郵便の役務の提供条件についてこの国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款(以下「約款」といいます。)を定めます。
- 2 この約款に定めのない事項については、国際郵便約款、第三条約、第四条約、万国郵便条約、法令又は一般の慣習によります。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語)

- 第3条 この約款において使用する用語は、第三条約、第四条約、万国郵便条約、法及び法に基づく総務省令並びに国際郵便約款において使用する用語の例によります。

(対象郵便物)

- 第4条 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の取扱いは、次の郵便物につき、これをします。

(1) 通常郵便物

- (2) 重量5キログラムを超えない小包郵便物。ただし、内容品を分割することのできないもの及び捕虜に分配するために捕虜収容所又は捕虜の代表者にあてたものについては、重量の最大限度を10キログラムとします。

(国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物の差出方法)

- 第5条 捕虜若しくは第三条約第5条第2項に規定される者(以下「仮収容者」といいます。)、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局が差し出す国際捕虜郵便物及び被保護者情報局が差し出す国際被抑留文民郵便物の差出場所は、国際郵便約款第52条(外国あて郵便物の差出場所)第1項の規定にかかわらず、その捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員が収容されている捕虜収容所若しくは捕虜情報局若しくは被保護者情報局の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所とします。
- 2 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。
- 3 国際捕虜郵便物及び国際被抑留文民郵便物は、捕虜若しくは仮収容者、衛生要員若しくは宗教要員又は捕虜情報局若しくは被保護者情報局が差し出すものについては、差出しの際、差出事業所が指示する事項を記載した書面を添えていただくほか、当社が別に定めるところにより差し出させていただきます。

(当社の免責)

- 第6条 当社は、国際捕虜郵便物又は国際被抑留文民郵便物である小包郵便物については、郵便業務の取扱中における亡失、盗取又は損傷について、国際郵便約款第9章(損害賠償)の規定にかかわらず、責任を負いません。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）の施行の日から実施します。

(国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款の廃止)

第2条 郵便事業株式会社が定めた国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款は、廃止します。

(差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に第三条約、第四条約、万国郵便条約、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第9条の規定による改正前の法及び同法に基づく総務省令並びに前条（国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款の廃止）による廃止前の国際捕虜郵便物等の取扱いに関する郵便約款の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。